「慰安婦問題」にどう向き合うか

朴裕河氏の論著とその評価を素材に

当日会場で配布された資料集

「慰安婦問題」にどう向き合うか

朴裕河氏の論著とその評価を素材に

2016 年 3 月 28 日(月) 13:30(開場 13:00)～ 18:00

東京大学駒場 I キャンパス(京王井の頭線駒場東大前下車すぐ)

アドミニストレーション棟 3 階 学際交流ホール

http://www.u-tokyo.ac.jp/campusmap/cam02_01_32_j.html

司会:蘭信三、板垣竜太

登壇予定者:浅野豊美、岩崎稔、小野沢あかね、鄭栄桓、西成彦、梁澄子ほか

資料代・参加費:1000 円

主催:0328 集会実行委員会(金富子、外村大、中野敏男、西成彦、本橋哲也)

問い合わせ連絡先:外村大 tonomura@ask.c.u-tokyo.ac.jp

13:30	開会
13:30～13:40	経過報告・趣旨説明・会の進行についての説明(外村大)
13:40～15:40	報告(西成彦・岩崎稔、鄭栄桓)
	コメント(浅野豊美、小野沢あかね・梁澄子)
15:40～16:00	報告者・コメンテーターのリプライ
16:10～16:20	休憩
16:20～17:50	総合討論
17:50～18:00	総括の発言
18:00	閉会

＜目次＞

西　成彦　　『帝国の慰安婦』の「善用」に向けて

岩崎　稔　　「慰安婦」問題が照らし出す日本の戦後

鄭　栄桓　　『帝国の慰安婦』事態と日本の知識人

浅野豊美　　『帝国の慰安婦』の手法と目的

小野沢あかね　朴裕河『帝国の慰安婦』（朝日新聞社、2014 年）を批判する

　　―日本人「慰安婦」研究の立場から

梁澄子　　コメント

集会参加を呼びかけられた人びとから提出の資料

【参考資料】朴裕河『帝国の慰安婦』関連略年表

2005 年 9 月	朴裕河《和解のために：教科書・慰安婦・靖国・独島》（韓国語版）がプリワイパリ社から刊行される。
2006 年 11 月	朴裕河『和解のために：教科書・慰安婦・靖国・独島』（日本語版、佐藤久訳）が平凡社から刊行される。
2007 年 12 月	日本語版『和解のために』が第 7 回大佛次郎論壇賞を受賞する。
2013 年 8 月	朴裕河《帝国の慰安婦：植民地支配と記憶の闘争》（韓国語版）がプリワイパリ社から刊行される。
2014 年	
6.16	ナヌムの家に住む日本軍「慰安婦」被害者 9 名(以下「9 名」と略す)が、韓国語版《帝国の慰安婦》について、ソウル東部地方検察庁に名誉棄損で告訴状を提出し(刑事)、記者会見を開く。翌日、９名がソウル東部地方法院(地裁)に出版差し止め等の仮処分を申請するとともに、著者と出版社に対し損害賠償の訴訟を提起する(民事)。
11 月	朴裕河『帝国の慰安婦：植民地支配と記憶の闘い』（日本語版）が朝日新聞出版より刊行される。
2015 年	
2.17	ソウル東部地裁が《帝国の慰安婦》の出版禁止仮処分の申請を一部認め、34 カ所の記述が 9 名の名誉を棄損していると決定する。
6 月	朴裕河《帝国の慰安婦：植民地支配と記憶の闘争》の「第 2 版 34 カ所削除版」（韓国語第 2 版)がプリワイパリ社から刊行される。
10 月	日本語版『帝国の慰安婦』の第 27 回アジア・太平洋賞特別賞の受賞が決定される(11.11 授賞式)。 日本語版『帝国の慰安婦』の第 15 回石橋湛山記念早稲田ジャーナリズム大賞の受賞が決定される(12.10 授賞式)。 9 名が、著者の謝罪、韓国語第 2 版の伏字表現の是正、他国での出版における同箇所の削除を求めていた刑事調停が、不成立となる。
11.19	ソウル東部地検が韓国語版《帝国の慰安婦》の著者を名誉棄損の容疑で在宅起訴する(刑事)。
11.26	日米の学者ら 54 名が「朴裕河氏の起訴に対する抗議声明」を出す［資料 1]。
12.2	韓国の知識人 194 名が「<帝国の慰安婦>の刑事起訴に対する知識人声明」を出す。
12.9	韓国内外の研究者・活動家ら 380 名が「<帝国の慰安婦>事態に対する立場」を出す［資料 2]。
2016 年	
1.13	ソウル東部地裁が判決(民事)を出し、韓国語版《帝国の慰安婦》著者に対し、9 名の女性らに損害賠償金計 9 千万ウォンを支払うよう命じる（1.19 被告側控訴)。
2.1	朴裕河氏が《帝国の慰安婦》韓国語第 2 版をインターネットで無料公開する。
2.15	ソウル西部地裁が損害賠償金の差押えを認めたことを受け、世宗大が朴裕河氏に給与の一部からの差押えを通知する。

作成：板垣竜太

[資料 1]朴裕河氏の起訴に対する抗議声明

『帝国の慰安婦』の著者である朴裕河氏をソウル東部検察庁が「名誉毀損罪」で起訴したことに、私たちは強い驚きと深い憂慮の念を禁じえません。昨年 11 月に日本でも刊行された『帝国の慰安婦』には、「従軍慰安婦問題」について一面的な見方を排し、その多様性を示すことで事態の複雑さと背景の奥行きをとらえ、真の解決の可能性を探ろうという強いメッセージが込められていたと判断するからです。

検察庁の起訴文は同書の韓国語版について「虚偽の事実」を記していると断じ、その具体例を列挙していますが、それは朴氏の意図を虚心に理解しようとせず、予断と誤解に基づいて下された判断だと考えざるを得ません。何よりも、この本によって元慰安婦の方々の名誉が傷ついたとは思えず、むしろ慰安婦の方々の哀しみの深さと複雑さが、韓国民のみならず日本の読者にも伝わったと感じています。

そもそも「慰安婦問題」は、日本と韓国の両国民が、過去の歴史をふり返り、旧帝国日本の責任がどこまで追及されるべきかについての共通理解に達することによって、はじめて解決が見いだせるはずです。その点、朴裕河氏は「帝国主義による女性蔑視」と「植民地支配がもたらした差別」の両面を掘り下げ、これまでの論議に深みを与えました。

慰安婦が戦地において日本軍兵士と感情をともにすることがあったことや、募集に介在した朝鮮人を含む業者らの責任なども同書が指摘したことに、韓国だけでなく日本国内からも異論があるのは事実です。しかし、同書は植民地支配によってそうした状況をつくり出した帝国日本の根源的な責任を鋭く突いており、慰安婦問題に背を向けようとする日本の一部論調に与するものでは全くありません。また、さまざまな異論も含めて慰安婦問題への関心と議論を喚起した意味でも、同書は大きな意義をもちました。

起訴文が朴氏の「誤り」の根拠として「河野談話」を引き合いに出していることにも、強い疑問を感じざるを得ません。同書は河野談話を厳密に読み込み、これを高く評価しつつ、談話に基づいた問題解決を訴えているからに他なりません。

同書の日本版はこの秋、日本で「アジア太平洋賞」の特別賞と、「石橋湛山記念　早稲田ジャーナリズム大賞」を相次いで受賞しました。それはまさに「慰安婦問題」をめぐる議論の深化に、新たな一歩を踏み出したことが高く評価されたからです。

昨年来、この本が韓国で名誉毀損の民事裁判にさらされていることに私たちは憂慮の目を向けてきましたが、今回さらに大きな衝撃を受けたのは、検察庁という公権力が特定の歴史観をもとに学問や言論の自由を封圧する挙に出たからです。何を事実として認定し、いかに歴史を解釈するかは学問の自由にかかわる問題です。特定の個人を誹謗したり、暴力を扇動したりするようなものは別として、言論に対しては言論で対抗すべきであり、学問の場に公権力が踏み込むべきでないのは、近代民主主義の基本原理ではないでしょうか。なぜなら学問や言論の活発な展開こそ、健全な世論の形成に大事な材料を提供し、社会に滋養を与えるものだからです。

韓国は、政治行動だけでなく学問や言論が力によって厳しく統制された独裁の時代をくぐり抜け、自力で民主化を成し遂げ、定着させた稀有の国です。私たちはそうした韓国社会の力に深い敬意を抱いてきました。しかし、いま、韓国の憲法が明記している「言論・出版の自由」や「学

問・芸術の自由」が侵されつつあるのを憂慮せざるをえません。また、日韓両国がようやく慰安婦問題をめぐる解決の糸口を見出そうとしているとき、この起訴が両国民の感情を不必要に刺激しあい、問題の打開を阻害する要因となることも危ぶまれます。

今回の起訴をきっかけにして、韓国の健全な世論がふたたび動き出すことを、強く期待したいと思います。日本の民主主義もいま多くの問題にさらされていますが、日韓の市民社会が共鳴し合うことによって、お互いの民主主義、そして自由な議論を尊重する空気を永久に持続させることを願ってやみません。

今回の起訴に対しては、民主主義の常識と良識に恥じない裁判所の判断を強く求めるとともに、両国の言論空間における議論の活発化を切に望むものです。

2015 年 11 月 26 日

［資料 2］『帝国の慰安婦』事態に対する立場

日本軍「慰安婦」問題について深く考えこの問題の正当な解決のために努力してきた私たちは、朴裕河教授の『帝国の慰安婦』に関連する一連の事態に対して実に遺憾に思っています。

2013 年に出版された『帝国の慰安婦』に関連して、2014 年 6 月に日本軍「慰安婦」被害者 9 名が朴裕河教授を名誉毀損の疑いで韓国検察に告訴し、去る 11 月 18 日に朴裕河教授が在宅起訴されました。これに対し、韓国の一部の学界や言論界から学問と表現の自由に対する抑圧であるという憂慮の声が出ており、日本では 11 月 26 日に日本とアメリカの知識人 54 名が抗議声明を発表しました。

私たちは原則的には研究者の著作に対して法廷で刑事責任を問うという方式で断罪することは適切でないと考えます。しかし、今回の検察の起訴が『帝国の慰安婦』によって甚大な心の傷を受けた日本軍「慰安婦」被害者たちによってなされたという点を考慮する時、今この時点で今回の起訴について評価することには極めて慎重であらねばならないと考えます。

私たちがもっと憂慮することは、この一連の事態が問題の本質から離れ、学問と表現の自由へと焦点を移しているという点です。日本軍「慰安婦」問題が日本の国家機関の関与のもと本人の意思に反して連行された女性たちに「性奴隷」になることを強いた、極めて反人道的かつ醜悪な犯罪行為に関するものであるという事実、その犯罪行為によって実に深刻な人権侵害を受けた被害者たちが今この瞬間にも終わることのない苦痛に耐えながら生きているという事実こそが、何よりも深刻に認識されなければなりません。その犯罪行為について日本は今、国家的次元で謝罪と賠償をし歴史教育をしなければならないということが国際社会の法的常識です。しかし、日本政府は 1965 年にはその存在自体を認めなかったため議論さえ行われなかった問題について 1965 年に解決されたと強弁する不条理に固執しています。日本軍「慰安婦」被害者たちはその不条理に対し毎週水曜日にすでに 1200 回以上も「水曜デモ」を開催しており、高齢の身をおして全世界を回りながら「正義の解決」を切実に訴えています。私たちは、これらの重い事実を度外視した研究は決して学問的でありえないと考えます。

私たちは、『帝国の慰安婦』が事実関係、論点の理解、論拠の提示、叙述の均衡、論理の一貫性などさまざまな面において多くの問題を孕んだ本であると思います。既存の研究成果や国際社会の法的常識によって確認されたように、日本軍「慰安婦」問題の核心は日本という国家の責任です。それにもかかわらず『帝国の慰安婦』は、責任の主体は「業者」であるという前提に基づいています。法的な争点に対する理解の水準はきわめて低いのに比べて、主張の水位はあまりにも高いものです。充分な論拠の提示をせずに、日本軍「慰安婦」被害者たちが「日本帝国に対する『愛国』」のために「軍人と『同志』的な関係」にあったと規定することは、「被害の救済」を切実に訴えている被害者たちに更なる深刻な苦痛を与えるものであるといわざるをえません。このように、私たちは『帝国の慰安婦』が充分な学問的裏付けのない叙述によって被害者たちに苦痛を与える本であると判断します。ゆえに、私たちは日本の知識社会が「多様性」を全面に押し出して『帝国の慰安婦』を積極的に評価しているという事実に接して、果たしてその評価が厳密な学問的検討を経たものなのかについて実に多くの疑問を持たざるをえません。

私たちは、この事態を何よりも学問的な議論の中で解決しなければならないと考えます。韓国

と日本と世界の研究者たちが問題について議論し、その議論の中で問題の実態を確認し解決方法を見つけるために、ともに知恵を出し合うことが必要であると思います。そこで、私たちは研究者たちが主体になる長期的かつ持続的な議論の場を作ることを提案します。また、その一環として、まず朴裕河教授や『帝国の慰安婦』を支持する研究者たちに、可能な限り近いうちに公開討論を開催することを提案します。

最後に、私たちは名誉棄損に対する損害賠償請求と告訴という法的な手段に訴えねばならなかった日本軍「慰安婦」被害者らの痛みを深く反芻し、日本軍「慰安婦」被害者たちにさらなる苦痛を与えるこのような事態に陥るまで私たちの思考と努力が果たして十分であったのかどうか深く反省します。また、外交的・政治的・社会的な現実によってではなく、正義の女神の秤が正に水平になるような方法で日本軍「慰安婦」問題が解決されるよう、更なる努力を重ねていくことを誓います。

2015. 12. 9.

日本軍「慰安婦」被害者たちの痛みに深く共感し
「慰安婦」問題の正当な解決のために活動する研究者・活動家一同

「研究集会・『慰安婦』問題にどう向き合うか―朴裕河氏の論著とその評価を素材に」
ご参加の呼びかけ

いわゆる歴史認識問題をめぐる葛藤が、日本国内のあるいは外交的な争点となってすでに長い時間が経っています。「戦後 70 年」が意識された昨年には、1945 年 8 月に帰結する戦争、日本の歴史と未解決の課題について、多くの人びとが論じ、考えました。そうした中で、安倍政権は、8 月 14 日に、過去の歴史にかかわる新たな談話を発表しています。また、日韓間のもっとも重要な懸案となっている、「慰安婦」問題について韓国政府と協議を進め、12 月 28 日に政府間合意が発表されました。

この間、日本の市民社会では、歴史修正主義の風潮が深刻なレベルに達しているなかで、植民地支配・戦争の被害者に寄り添い、その闘いを支援し、被害を究明し、明らかになった事実を知らしめようとする活動が続けられてきました。それは、日本の民主主義・人権擁護、諸外国の人びととの友好のために意味を持つものであり、国際世論にも一定の影響を与えてきました。また、日本の政府当局がまがりなりにも、「慰安婦」問題の解決のために動いたのも、こうした市民の力とは無関係ではなかったと考えられます。

しかし、「慰安婦」とされた人びとをはじめとする被害者への補償、被害の事実認定と名誉回復が行われ、植民地支配の反省が確立する方向に動いているとは言いがたいのが現状です。日本社会においては、過去の植民地支配の問題については、すでに何度も謝罪してきたではないかとか、反省する必要はないといった主張が、声高に、影響力のあるマスコミを通じても行われています。そもそも、この問題について、史実を知らない、関心を持たない人びとも相当に多いという現実を認めないわけにはいきません。

このようななかで、植民地支配の反省を確立し、被害者の心に届くような謝罪と補償を実現していくためには、この問題に対する関心を高め、正確な史実を伝えるためのいっそうの努力が必要となっています。そして、目標実現のためには、幅広い市民の力をまとめることが重要です。

もっとも、そのこと自体が、そう容易いことではありません。このことは、同じように植民地主義を批判する、戦後補償の実現を目指す個人や市民団体においても、その論じ方、活動のあり方をめぐって、相互に厳しい批判が行われていることから明らかです。また、フェミニズム運動・ジェンダー研究の関係者はおそらく誰しもが、被害者である元「慰安婦」の経験と証言・闘いを重く受けとめ、彼女たちの尊厳の回復に寄与しようとしているはずですが、やはり、その方法や認識は一様ではないという実情があります。

もちろん、意見の相違があることは健全であり、そのことがさらに議論の深まりを生み出し、市民の活動の質を高めていく契機ともなりうるものです。ただし、意見や路線の相違が、本来、手を携えて進むべき人びとや組織の間に不毛な対立や分断を生み出す原因となることもこれまでの歴史においてあったことが想起されます。

この点に関連して、懸念されることとして、近年には朴裕河氏の論著（2014 年に日本語版が刊行された『帝国の慰安婦』など）をめぐる見解の相違があります。

この著作についての見解は様々です。植民地主義を批判してきたか、あるいは戦後補償

の運動に協力的である、いわゆるリベラル派の知識人、ジェンダー論の研究者の中には、彼女の著作を高く評価している人びとがいます。あるいは、全面的に肯定するのではないにせよ、「慰安婦」問題をめぐる議論を深める有益な問題提起として捉えている人びともいます。しかし、「慰安婦」問題の解決に取り組んできた市民運動関係者、研究者らの間では、彼女の論著を「慰安婦」とされた被害者、彼女たちを支援する運動に対する否定的な影響を与えるもの、さらには新たな歴史修正主義の現れであるとする厳しい評価もあります。そして、リベラル派が朴裕河氏の論著を評価する現今の日本の思想状況自体が問題であるとする批判もなされています。

こうした見解の相違の背景には、それぞれの論者が接してきた、情報や知識、歴史的事実に接する方法の多様さ、被害者や支援運動とのかかわり方、あるいは日韓双方の市民社会や政治状況に対する認識の違いがあると推測されます。そうであるならば、そうしたそれぞれの多様な経験、知見を持つ論者が意見を開陳しあうことは、自身の持つ認識における欠落ないし不足していた点、思い至らなかった視点について気付く契機を作り、「慰安婦」問題について議論の深まりをもたらす可能性があります。また、マスコミや学界、市民運動の世界で活動する論者が認識を深めた上で、今後、それぞれの場で活動を続けることは、歴史認識問題や「慰安婦」問題に関心を寄せてきた市民、朴裕河氏の論著の読者の認識にも、好ましい影響を与えると予想されます。

しかし、現状においては、植民地支配の反省の確立や被害者が受けいれられる補償・謝罪の実現を主張しながらも、朴裕河氏の論著について異なる見解を持つ論者たちが、意見を表明した上で対話する場が設定されて来ませんでした。

そこで、今回、朴裕河氏の論著に対して、肯定的・批判的な議論を展開している論者を招いて、見解を述べていただいた上で、「慰安婦」問題解決のための市民運動関係者、この問題に関心を寄せてきたジャーナリスト、研究者らを招いて、討論を行う場を設定することを呼びかけます。

もとより、討論の場は、何らかの結論を出すことや、対立する意見を一致させる、ないしは妥協点を見出すことを目的とするのではありません。朴裕河氏の論著、あるいはそれをめぐる現今の市民社会の論調等を論じつつ、多様な論点を出し合うことで、「慰安婦」問題が提起している女性の人権の問題とは、あるいは植民地主義とは何であるのかの認識、植民地支配と戦争、性暴力の被害者への謝罪・補償をどのように実現するのか、過去の歴史とどう向き合い、民族やジェンダー、体験が異なる人びとがどのような関係を結んでいくのか等を考えるための、議論の提供を目指すものです。

以上の考えから、「研究集会・『慰安婦』問題にどう向き合うか―朴裕河氏の論著とその評価を素材に」への参加を呼びかけます。

2016 年 3 月 10 日

（文責・外村 大）

『帝国の慰安婦』の「善用」に向けて

西成彦（立命館大学）

1

『帝国の慰安婦』が韓国で発売されてから、はや 2 年半、日本語版が出てからも 1 年余りの月日を経ました。いずれの国においても、当初は、比較的好意的な評価が少なくなかったと思われますが、2014 年 6 月の告訴、2015 年 2 月の仮処分決定（およびそれを受けた韓国語削除版の刊行）、そして同 11 月の刑事起訴という流れの中で、同書に対する評価はいつしか二分され、しかも批判的な立場の方々の主張は、いつしか裁判結果をすら左右しかねない苛烈さを帯びるに至ったことは、当初より同書を手がかりにして「慰安婦問題」の理解が深まることに期待をかけてきた者としては、期待を踏みにじられる思いです。

もちろん告訴は「名誉棄損」という容疑に関わるものであり、同書に対する批評と裁判は、それぞれに独立したものだと考えるべきかもしれません。しかし、同書が「名誉棄損」に当たるという原告らの判断と、否定論者の論難とが「同調」しているかのような現実に、私は事態の深刻さを見ないではいられません。結論を先回りして言うならば、『帝国の慰安婦』という書物を正確に受け止めて、そこからくみ取れるものをくみ取り、また異論を唱えるべきところは唱えるというような「健全」な批評精神が作動してさえいれば、同書が「名誉棄損」にあたるというような判断が下されるはずはなかったと思うからです。

昨年の 11 月 26 日に「朴裕河氏の起訴に対する抗議声明」に名前を連ねた私たちが、《この本によって元慰安婦の方々の名誉が傷ついたとは思えず》（［資料 1］）と、敢えて主張せざるをえなかったのは、同書が日本軍慰安婦サバイバーの方々の「名誉を傷つけるものである」という判断を固定化させるようなジャーナリズムや知識人の動きが、原告の告訴を後押ししているのではないかという疑いから自由ではなかったからです。その意味では、12 月 9 日に発表された「〈帝国の慰安婦〉事態に対する立場」（［資料２］）に名前を連ねてくださった方々には、少なくともこの気持ちが通じたのかなという思いがありましたが、そこでもなお同書が《被害者たちに苦痛を与える本であると判断します》と確言されているかぎりにおいて、私たちの疑念は、完全に拭い去られてはいません。

さらに、鄭栄桓さんは、私たちが声明を発表して間もない頃に次のようなことを自身のブログでお書きになっていました――《韓国で出版された際に『帝国の慰安婦』が学問的論争以前の著作であることを適確に識者たちが指摘し、公の言論の場から退けていれば、私も含めた研究者たちがまっとうな社会的責任を果たしていれば、元「慰安婦」女性たちが自ら立ち上がり訴訟を起こす必要などなかったのではないか》（「朴裕河氏の在宅起訴について――『ハンギョレ』インタビューの補足」in「日朝国交「正常化」と植民地支配責任」）。これに、少なくとも私は唖然としました。知識人の「社会的責任」とは何でしょうか？

研究書であれ、一般書であれ、曲がりなりにも「民主主義」を謳う社会で「公けの言論」に一石を投じようとして刊行された書籍を、そこから「退ける」とは、どのような身振りを指すのでしょうか？

そして、その書籍のなかに「名誉棄損」を嗅ぎとる原告たちの判断力にまで影響力を及ぼしかねない「言論」を積み重ねられる鄭さんをはじめとする方々の読みとは、何を展望するものであるのか？　私はそこを今日は問いたいと思っています。

決して、私の読みを皆さんにおしつけたいとは思っていません。しかし、健全な言論のあり方とは、世に問われたものを「退ける」のではなく、「乗り越える」ことによって構成されるものだと私は信じて疑いません。私が大学の教員として常日頃学生たちに口を酸っぱくして伝えようとしているのは、先行研究とは「馬跳びの馬」であって、その「馬」の背中にしっかりと手をついて、その上を跨ぎ越え、そしてできるかぎり遠くまで跳んでみせるのが研究のあるべき姿だということです。

だとしたら、鄭さんの批判は、『帝国の慰安婦』をどのようにして乗り越え、「その先」を展望させてくれるものなのでしょうか？　まだ新しいご著書を手に取っていない私には、さしあたり、それが「元慰安婦＝サバイバー」をめぐる議論を『帝国の慰安婦』の出版以前へと引き戻そうという身振りからなっている書物なのではないかという懸念を拭えずにいます。

何より、『帝国の慰安婦』を「踏み絵」のように使って、それを部分的にでも評価する人間を、自称「リベラル」から国内の右派まで、十羽ひとからげに切り捨てていこうとされる姿には、「多数派」を形成しようという意欲や戦略的判断がまったく感じ取れず、そこには「恐怖政治」をしか予感できないのです。

以下の私の読みは、『帝国の慰安婦』が示した新しいアプローチ方法を、一方で継承しつつも、それを乗り越えるための「馬跳び」を模索するものです。

2

ところで、ここはべつに朴裕河さんの『帝国の慰安婦』を裁くような法廷の場ではありませんし、かりに「擁護派」と「批判派」の顔合わせという形を取っているとはいえ、あくまでも公論の場で、同書の受け止め方に関して幅広く意見交換をする場だと理解しています。

もちろん、「慰安婦問題」の解決といったときにそれぞれが抱くイメージ、あるいは昨年 12 月 28 日の日韓合意の評価についても意見はさまざまでしょう。しかし、そういった差異を膨らませるやり方で議論をするのは、あまり生産的なこととは思いませんので、まず前提として、私は少し遡って、昨年 5 月 4 日に発表された「日本の歴史家を支持する声明」Open Letter in Support of Historians in Japan を、便宜的に、共有しておきたいと思います。この「声明」そのものへの異論もたぶんあろうかと思いますが、多くの方々と認識を共有できそうに思われる部分だけを活用したいと思っています。私が注意を向けておきたいと思った箇所には、下線を施しておきました。

私は『帝国の慰安婦』が、日本と韓国（以下は省くが、多くの場合、「共和国」も含められる）のあいだの国家間・民族間の政治的対立の構図が双方に「民族主義的な暴言」をかきたてる状況を生み出し、結果的に「問題の解決」を遅らせてしまうという現実に対する打開策を一般市民向けに示し、「世論」を動かすことに主眼を置いた「一般書」であることを認めつつ、それが学術的なレベルにおいてもきわめて重要な問題提起を含み、また支援運動の射程を縮めるのではなく、国境を越えて運動をさらに広げるための知恵をも含んだ書物だと思っています。

現在もなお東アジアの地域平和を脅かしている「民族主義的な暴言」に温床を提供しているのは、たとえば「慰安婦問題」を、民族間の「懸案」としかみなさない思考です。私にとって、『帝国の慰安婦』は、韓国語版が最初に出たこともあり、韓国国内の「民族主義的な暴言」を抑制するための工夫に満ちた著作だと思えるのですが、批判者の多くは、これを日本国内の「民族主義的な暴言」を容認し、結果的に韓国の「民族主義」に火をつける結構を持つ本であるという読みに固執されているように思います。少なくとも、著者である朴裕河さんは、そうした論調の渦に巻きこまれて、日々、「脅迫」まがいの攻撃に苦しめられておられるやに聞いています。

しかし、『帝国の慰安婦』という書物は、二項対立的な図式で問題に向き合うことの不当性を、執拗なくらいに説いています。「加害者と被害者」・「協力者と抵抗者」といった二項対立に「日本人と韓国・朝鮮人」を対応させてしまうことで、不可視化されてしまう部分を問おうとしたのが『帝国の慰安婦』です。

同書で最も問題視される箇所として、《朝鮮人慰安婦と日本兵士との関係が構造的には「同じ日本人」としての〈同志的関係〉だったからです》（日本語版、p. 83）という一文があります。この直後には、《そのような外見を裏切る差別を内包しながらも》という一文が添えられていて、要するに「帝国日本」の「植民地支配」は、それ自体のうちに「内包」されていた「差別」を解消することがないまま、「朝鮮人慰安婦」を「日本兵士」と「同じ日本人」としての位置に置いたと、ここには書かれているわけです。「被害者」であったはずの慰安婦の方々を、あたかも「協力者」であったかのように見せかけてしまう「構造」を生み出したのが「帝国日本」の暴力性（要するに「民族浄化」）の本質だったという論旨です。

そして、それは戦場においてだけそうだったわけではありません。「差別」と「暴力」に晒されながら、しかし〈同志的な関係〉を生きざるをえなかった自分たちの「過去」を、戦後＝解放後のサバイバーは、必死に「隠蔽」しようとされたはずです。《韓国もまた、解放後、ずっと彼女たちと同じように、そのような記憶を消去しながら生きてきた》（p. 83）と、朴さんは、書かれています。それは元慰安婦サバイバーだけの問題ではなく、国民的な「忘却」の歴史があったとおっしゃっているわけです。

こうした彼女の姿勢をよりはっきりとあらわしているのが、慰安婦の動員や移送や搾取（場合によっては虐待）にも関与した可能性の高い「中間業者」のなかに韓国・朝鮮人が含まれていたことをくり返し強調する論旨です。彼女は、元慰安婦に対する支援運動が長くこだわってきた日本政府の「法的責任」を追及する枠組みを一旦、解除すべく、もしそうであれば「業者」の責任

は不問に付したままでよいのかという形で、主張を組み立てておられます。

「中間業者」について考えることは、「韓国・朝鮮人」は、あくまでも「被害者」そして「抵抗者」のカテゴリーに属さねばならないという考え方を、一旦は「宙吊り」にすることを要請します。そして、そうした二項対立的思考では捕捉できない部分こそが、「帝国日本」の植民地支配を、その内部にまで分け入って究明するためには避けては通れない要素であるというわけです。《構造的には誰かが国家による国民動員の〈協力者〉になるほかなかった状況こそが、〈植民地という事態〉だった》（pp. 49-50）――この箇所を、虚心坦懐に読めば、そういう意味になるはずです。

朴さんの論の進め方は、「民族主義」によるバイアスがかかりがちな二項対立的な図式を解体するばかりでなく、まさにそうした二項対立的な図式での思考そのものを、あらかじめ不可能なものにしていたものとして「植民地支配」を問おうという手順に則っています。つまり「植民地支配」を歴史的に検証するにあたって、二項対立を事後的に「再構築」することによってであってはならないし、また日本の戦後、朝鮮半島の解放後に確立された双方の「民族主義」の対抗軸の上でだけ、真相の究明や責任の追及を行なってはならないということなのです。この方法論的選択に対して、一定の批判がありうることは私にも理解できます。しかし、「植民地支配」を問うにあたって、「民族主義」を拠り所とする以外の道はほんとうに存在しないのでしょうか。

朴さんは上記の日本兵士と「朝鮮人慰安婦」の〈同志的関係〉（という一種の幻想・錯覚）について指摘された箇所で、現場では束の間の「恋」があったかのような事例を、文学作品を含む日本や韓国側の叙述を用いながら「再構成」されています。しかし、こうした「幻想・錯覚」を彼女が敢えて強調するのは、「日韓・日朝対立のパラダイム」を超え、むしろ日本軍の戦争遂行の「協力者」としての役割を強いられた男女が、それぞれに「被害者」であったかもしれないという新しい認識の可能性を視野に入れるためであったとは言えないでしょうか。

「慰安所制度」が日本兵による慰安婦の「レイプ」を常態化させる仕組みであったという見方からすれば、日本軍兵士と慰安婦は、「加害者」と「被害者」というふうに、截然と分かたれる存在だったということになるでしょう。しかし、両者がともに「帝国日本」の戦場へと送られた「協力者」であり「被害者」でもあったことによって、「境界横断」的な「同志感覚」を抱きえた可能性（《私たちが徴兵を拒むことができなかったように、彼女たちも徴用から逃げることはできなかったのだ》――p. 90）とは、「日本人〈対〉韓国・朝鮮人」という二項対立を超えて、むしろ「帝国日本〈対〉「徴兵」や「徴発・徴用」から逃げられなかった内地、および外地の民衆」という図式にこれを置き換えることを提案するものです。

そうした論旨の流れの中で、朴さんは書いておられます――《そのような記憶を無化させ忘却するのは、彼女たちの体験を、民族の裏切り者の意味である「親日」と指さすのと同じくらい、暴力的なことだ。そして、そのような自家撞着的な状態に陥れたのは言うまでもなく〈帝国〉である》（p. 84）と。

この箇所は批判者が必ずと言ってよいほど注目する一文（とくに、前半）ですが、ここはまさに解放後にサバイバーをおし黙らせた「偏見」（そこには旧弊な「売春婦」差別も含まれたでし

ょう）が、彼女らを「民族の裏切り者」とみなし、その「記憶を無化させ忘却する」方向にはたらいたかもしれない戦後史全体を批判対象に据えようとした『帝国の慰安婦』で最も重要な箇所だと私は思います。

しかも、朴さんは単にこうした日本の一部の右派ならば、虫唾が走るとでも言い出してきそうなエピソードを、決して「グロテスク趣味」としてでも、また「美談」として取り上げておられるわけでもありません。日本兵士と慰安婦との「連帯可能性」もろとも、まさに戦後の日本、そして解放後の韓国において「看過」され、「忘却」されてきたことの全体を可視化するために、アイロニカルにそうしたエピソードを選択されているのです。

かたや日本軍兵士は、戦地で命を落とそうと、戦後まで生き延びようと、一定の「顕彰」や「補償」の恩恵に与りました。「靖国」はその究極のシンボルでしょう。ところが、慰安婦たちは、かりに日本兵と同じく「帝国日本」の戦争遂行への「協力」を強いられた存在であったとしても、日本政府からは一切の謝罪、一切の補償、一切の慰藉も受けることがありませんでした。それどころか、どこに身を置こうが、さまざまな「偏見」に晒され、半世紀近いあいだ、沈黙を強いられたのが彼女らでした。

要するに、一旦は「同志」でありえたかもしれない男・女のあいだには、じつは深い「切断」があらかじめ持ちこまれていたのです。《彼女たちは兵士の「命」に代わる「性」を「国家」（＝男）に捧げるべく連れてこられた存在である。それでいながら兵士のように靖国が待っているわけでもなく、遺族たちが年金を受ける保証があるわけではない》（p. 218）とは、まさにそのことを語っているとしか読めません。

つまり、兵士の場合は、その動員から戦後の補償まで（「靖国」での慰霊・顕彰は別として）が「法」の名の下に実施されたわけですが、慰安婦の動員、そしてその後の賠償は、この 70 年間、ずっと「法」の「埒外」に置かれたまま、放置されてきたのです（《国家は戦争に国民を動員し、男性の身体（生命）のための法は用意しましたが、女性の身体（性）のための法は用意しなかったのです》――p. 319）。

2011 年にソウルの日本大使館前に設置された「少女像」こそが、ある意味で、そうしてずっと放置されてきた彼女らに対する「慰霊と名誉回復」のモニュメントだと言えるのかもしれませんが、その「法」的なステイタスは、いまなお曖昧なままです。これこそ、「法」に埋め込まれた「家父長制」が、戦前から戦後、植民地時代から解放後まで、ずっと生き延びてきたことの証ではないでしょうか。朴さんが「慰安婦問題」の本質のひとつとして「家父長制」を挙げておられるのは、じつに妥当であり、それをいかにして克服するかは、日本だけでなく、韓国においても重要な政治的課題でしょう。戦時性暴力は、つねに「家父長制」と共犯関係を結んでいるものだからです。

そして、「慰安所制度」がそうであったように、そうした制度を生き延びたサバイバーたちを長く取り巻いてきたシステムそのものもまた、国境や民族の境界をまたぐ「越境的」で、「共犯的」なものでした。「帝国日本」に蔓延していた「家父長制」や「階級問題」、さらには「人種主義」を、今日にまで生き延びた「悪」として現代進行形で俎上に載せていくためには、「日韓（日

朝）」といった二項対立の克服と、粘り強い「連帯可能性」の追求が不可欠なのです。

左派的でリベラルな運動体が志向するような国境を超えた連帯を追求する姿勢が貫徹できるかどうかは、旧弊な二項対立に陥りやすい「民族主義」なるものをいかにして誘発・煽動せず、むしろ、それを抑制する身ぶりを持続させることができるかどうかにかかっています。

にもかかわらず、まさにそうした「民族主義の克服」や「民族主義的な暴言の抑制」をめざして書かれた『帝国の慰安婦』に対する批判が、皮肉にも「民族主義的な暴言」を誘発するという現象が現に生じている。この「異常事態」とどう向き合うかを考えることは、まさに書物としての『帝国の慰安婦』だけでなく、サバイバー女性らの「生」や「死」を考える上で、避けては通れない道筋なのではないでしょうか。

4

1990 年の挺対協の結成、1991 年の金学順さんの名乗り以降、それまで韓国を蔽っていた「偏見」は、かなり拭い去られたと言っていいでしょう。そうした歴史的展開に私は敬意を払うものです。しかし、ここに来て、彼女らが演ずるべく強いられた役割を「売春婦」の名で呼び、その同時代的文脈のなかで「日本兵の同志」であった可能性を言語化することが全面的にタブー視される状況が醸成されるに至ったことは、長きにわたって韓国を蔽っていた「偏見」に対する過剰な「反作用」であると思えてなりません。

韓国に比べて、日本では慰安婦サバイバーの存在感が薄いのは、ひとつには「売春婦差別」の根強さの結果かと思いますが、韓国の場合には、彼女らの「復権＝エンパワーメント」が進んだ分、「売春婦」という呼称と並んで、「協力者」（＝「親日」）という呼称を彼女らにあてはめる圧力に対するタブー意識が飛躍的に強まったように思います。しかし、こうしたタブー意識こそ、「加害者と被害者」「協力者と抵抗者」といった二項対立に「日本と韓国・朝鮮」を対応させようという「パラダイム構成」の再生産を引き起こしているのではないでしょうか。

もちろん、日本と韓国のあいだには、いわゆる「民族浄化」にも等しい「植民地主義支配」という、しかるべき歴史認識の共有化によって克服しなければならない悲惨な過去が横たわっています。朴さんも、そうした民族間でいまだ「懸案事項」にさえなっていない現状について言及されています――《日本は一九四五年の大日本帝国崩壊後、植民地化に関して実際には韓国に公式に謝罪したことはない。両国の首脳が会うたびに謝罪してきたし、そのことはもっと韓国に知られるべきだが、それはじつにあいまいな言葉によるものでしかなかった。一九一九年の独立運動の際に殺された人たちに対しても、関東大震災のとき「朝鮮人」であるという理由だけで殺された人々に対しても、そして帝国日本の方針に従わないという理由だけで監獄に入れられ、過酷な拷問の末に命を落とした人々に対しても、一度も公式には具体的に触れる機会のないまま今日まで来た》（p. 251）と。

こうしたある意味で民族間の「歴史問題」として、「二項対立」で割り切りやすい問題をさえ後まわしにして、それでも「慰安婦問題」を優先的に解決するというのは、きわめていびつな選択であるということは、十分に理解しておくべきでしょう。また、一人の日本政治の動向に対し

て責任を負う日本人の一人として、将来に向けての問題は山積していることに忸怩たるものを覚えるということは、申し上げておきたいと思います。日本軍の「戦時性暴力」を考えるにあたって、「慰安婦問題」に特化した議論は、日本の戦争犯罪全体を考えるための端緒を開くものではあっても、そこで終わるものでないことは、私が『鷗外の胸さわぎ』（人文書院、2013）などで強調してきた事柄です。

しかし、「慰安婦問題」といった難問の解決を敢えて優先的な課題とみなしてしまった以上、正当な道筋での解決に微力ながらも協力したいと思っています。そして、そうした問題の解決にあたっては、「民族主義的な暴言」をいかに挑発・煽動することなく、抑制するかという課題を、おのおのが引き受けるべきです。一方の「民族主義的な暴言」に加担したとたん、他方の「民族主義的な暴言」を誘発するというマッチポンプ状態がこの間続いてきたことは、問題の解決をかえって遅らせる結果を招いたかもしれないのです。

また、この問題を考えるにあたっては、《戦時体制のもとにあって、個人は国のために絶対的な犠牲を捧げることが要求され、他のアジア諸国民のみならず日本人自身も多大な苦しみを被りました》という認識を退けてはならないと思います。

そして、昨年 12 月の日韓合意をどう捉えるかについても私には一定の考えがありますが、ここでは述べません。ただ、あの合意を撤回して、歴史の歯車を元に戻そうとする動きに一定の正当性はあるとして、それを『帝国の慰安婦』の刊行以前にまで時計を巻き戻し、同書がなかった時代の状態にまで歴史研究を後退させることには断固反対します。同書によって心を傷つけられたと主張される原告の方々の気持ちを鎮めることができるのは、被告である朴さんというよりは、彼女らの「尊厳の回復」を心待ちにしている支援者やそのシンパたち、われわれの一人一人ではないでしょうか。『帝国の慰安婦』を前にして、同書の存在をなきものにするのではなく、同書の提言を前向きに受け止め、サバイバーの方々の「尊厳の回復」をサポートしようとする以上は、その支援が双方に「民族主義的な暴言」を誘発しない、助長しないものであるようなあり方を、われわれはそれぞれのやり方で模索すべきだと思います。

そして、日本の「免罪」のために『帝国の慰安婦』を「濫用」abuse することが誤りなら、同書を過剰なまでの「攻撃」abuse に晒すこともまた同じく誤りであるだろうということを、この場では強調しておきたいと思います。

なお、ここでの『帝国の慰安婦』の読みを、今後の学術的および社会的実践につなげていくために最も障害になると予想されるのは、「靖国」に祀られている元日本軍兵士を「被害者」として認めることに対する抵抗だろうと思われます。韓国の側ではそれを単に「加害者」として位置づけ、日本側ではそれを単に「英雄」とみなすという、これまでの慣行を二重に改めることが要求されるからです。しかし、『帝国の慰安婦』をしっかりと受け止めるということは、そうした覚悟を双方が固めることをも求めているのかもしれません。そして、民族を超えた「連帯」もそこから生まれるのではないでしょうか。

朴裕河さんは『和解のために』で、こう書いておられました――《彼ら〔＝日本兵〕は加害者ではあったが、国家との関係においては明らかに被害者だった。》（平凡社ライブラリー版、p. 187）

ともあれ、『帝国の慰安婦』を手がかりにしながら前向きに議論すべきことは無数にあります。そうした千載一遇のチャンスを、同書を「退ける」ことによって、みすみす逃してしまうのは実に残念なことです。不毛です。学術的にも、おそらく運動の上でも。

今日の会が次のステップに向けた再出発を可能にする会となることを期したいです。

補遺

OPEN LETTER IN SUPPORT OF HISTORIANS IN JAPAN

The undersigned scholars of Japanese studies express our unity with the many courageous historians in Japan seeking an accurate and just history of World War II in Asia. Because Japan is a second home as well as a field of research for many of us, we write with a shared concern for the way that the history of Japan and East Asia is studied and commemorated.

In this important commemorative year, we also write to celebrate seventy years of peace between Japan and its neighbors. Postwar Japan's history of democracy, civilian control of the military, police restraint, and political tolerance, together with contributions to science and generous aid to other countries, are all things to celebrate as well.

Yet problems of historical interpretation pose an impediment to celebrating these achievements. One of the most divisive historical issues is the so-called "comfort women" system. This issue has become so distorted by nationalist invective in Japan as well as in Korea and China that many scholars, along with journalists and politicians, have lost sight of the fundamental goal of historical inquiry, which should be to understand the human condition and aspire to improve it.

Exploitation of the suffering of former "comfort women" for nationalist ends in the countries of the victims makes an international resolution more difficult and further insults the dignity of the women themselves. Yet denying or trivializing what happened to them is equally unacceptable. Among the many instances of wartime sexual violence and military prostitution in the twentieth century, the "comfort women" system was distinguished by its large scale and systematic management under the military, and by its exploitation of young, poor, and vulnerable women in areas colonized or occupied by Japan.

There is no easy path to a "correct history." Much of the archive of the Japanese imperial military was destroyed. The actions of local procurers who provided women to the military may never have been recorded. But historians have unearthed numerous documents demonstrating the military's involvement in the transfer of women and oversight of brothels. Important evidence also comes from the testimony of victims. Although their stories are diverse and affected by the inconsistencies of memory, the aggregate record they offer is compelling

and supported by official documents as well as by the accounts of soldiers and others.

Historians disagree over the precise number of "comfort women," which will probably never be known for certain. Establishing sound estimates of victims is important. But ultimately, whether the numbers are judged to have been in the tens of thousands or the hundreds of thousands will not alter the fact of the exploitation carried out throughout the Japanese empire and its war zones.

Some historians also dispute how directly the Japanese military was involved, and whether women were coerced to become "comfort women." Yet the evidence makes clear that large numbers of women were held against their will and subjected to horrific brutality. Employing legalistic arguments focused on particular terms or isolated documents to challenge the victims' testimony both misses the fundamental issue of their brutalization and ignores the larger context of the inhumane system that exploited them.

Like our colleagues in Japan, we believe that only careful weighing and contextual evaluation of every trace of the past can produce a just history. Such work must resist national and gender bias, and be free from government manipulation, censorship, and private intimidation. We defend the freedom of historical inquiry, and we call upon all governments to do the same.

Many countries still struggle to acknowledge past injustices. It took over forty years for the United States government to compensate Japanese-Americans for their internment during World War II. The promise of equality for African Americans was not realized in US law until a century after the abolition of slavery, and the reality of racism remains ingrained in American society. None of the imperial powers of the nineteenth and twentieth centuries, including the United States, the European nations, and Japan, can claim to have sufficiently reckoned with their histories of racism, colonialism, and war, or with the suffering they inflicted on countless civilians around the world.

Japan today values the life and rights of every individual, including the most vulnerable. The Japanese government would not tolerate the exploitation of women in a system like the military "comfort stations" now, either overseas or at home. Even at the time, some officials protested on moral grounds. But the wartime regime compelled absolute sacrifice of the individual to serve the state, causing great suffering to the Japanese people themselves as well as to other Asians. No one should have to suffer such conditions again.

This year presents an opportunity for the government of Japan to show

leadership by addressing Japan's history of colonial rule and wartime aggression in both words and action. In his April address to the US Congress, Prime Minister Abe spoke of the universal value of human rights, of the importance of human security, and of facing the suffering that Japan caused other countries. We applaud these sentiments and urge the Prime Minister to act boldly on all of them.

The process of acknowledging past wrongs strengthens a democratic society and fosters cooperation among nations. Since the equal rights and dignity of women lie at the core of the "comfort women" issue, its resolution would be a historic step toward the equality of women and men in Japan, East Asia and the world.

In our classrooms, students from Japan, Korea, China and elsewhere discuss these difficult issues with mutual respect and probity. Their generation will live with the record of the past that we bequeath them. To help them build a world free of sexual violence and human trafficking, and to promote peace and friendship in Asia, we must leave as full and unbiased an accounting of past wrongs as possible.

《日本の歴史家を支持する声明》

下記に署名した日本研究者は、日本の多くの勇気ある歴史家が、アジアでの第２次世界大戦に対する正確で公正な歴史を求めていることに対し、心からの賛意を表明するものであります。私たちの多くにとって、日本は研究の対象であるのみならず、第二の故郷でもあります。この声明は、日本と東アジアの歴史をいかに研究し、いかに記憶していくべきなのかについて、われわれが共有する関心から発せられたものです。

また、この声明は戦後７０年という重要な記念の年にあたり、日本とその隣国のあいだに７０年間守られてきた平和を祝うためのものでもあります。戦後日本が守ってきた民主主義、自衛隊への文民統制、警察権の節度ある運用と、政治的な寛容さは、日本が科学に貢献し他国に寛大な援助を行ってきたことと合わせ、全てが世界の祝福に値するものです。

しかし、これらの成果が世界から祝福を受けるにあたっては、障害となるものがあることを認めざるをえません。それは歴史解釈の問題であります。その中でも、争いごとの原因となっている最も深刻な問題のひとつに、いわゆる「慰安婦」制度の問題があります。この問題は、日本だけでなく、韓国と中国の民族主義的な暴言によっても、あまりにゆが

められてきました。そのために、政治家やジャーナリストのみならず、多くの研究者もまた、歴史学的な考察の究極の目的であるべき、人間と社会を支える基本的な条件を理解し、その向上にたえず努めるということを見失ってしまっているかのようです。

元「慰安婦」の被害者としての苦しみがその国の民族主義的な目的のために利用されるとすれば、それは問題の国際的解決をより難しくするのみならず、被害者自身の尊厳をさらに侮辱することにもなります。しかし、同時に、彼女たちの身に起こったことを否定したり、過小なものとして無視したりすることも、また受け入れることはできません。２０世紀に繰り広げられた数々の戦時における性的暴力と軍隊にまつわる売春のなかでも、「慰安婦」制度はその規模の大きさと、軍隊による組織的な管理が行われたという点において、そして日本の植民地と占領地から、貧しく弱い立場にいた若い女性を搾取したという点において、特筆すべきものであります。

「正しい歴史」への簡単な道はありません。日本帝国の軍関係資料のかなりの部分は破棄されましたし、各地から女性を調達した業者の行動はそもそも記録されていなかったかもしれません。しかし、女性の移送と「慰安所」の管理に対する日本軍の関与を明らかにする資料は歴史家によって相当発掘されていますし、被害者の証言にも重要な証拠が含まれています。確かに彼女たちの証言はさまざまで、記憶もそれ自体は一貫性をもっていません。しかしその証言は全体として心に訴えるものであり、また元兵士その他の証言だけでなく、公的資料によっても裏付けられています。

「慰安婦」の正確な数について、歴史家の意見は分かれていますが、恐らく、永久に正確な数字が確定されることはないでしょう。確かに、信用できる被害者数を見積もることも重要です。しかし、最終的に何万人であろうと何十万人であろうと、いかなる数にその判断が落ち着こうとも、日本帝国とその戦場となった地域において、女性たちがその尊厳を奪われたという歴史の事実を変えることはできません。

歴史家の中には、日本軍が直接関与していた度合いについて、女性が「強制的」に「慰安婦」になったのかどうかという問題について、異論を唱える方もいます。しかし、大勢の女性が自己の意思に反して拘束され、恐ろしい暴力にさらされたことは、既に資料と証言が明らかにしている通りです。特定の用語に焦点をあてて狭い法律的議論を重ねることや、被害者の証言に反論するためにきわめて限定された資料にこだわることは、被害者が被った残忍な行為から目を背け、彼女たちを搾取した非人道的制度を取り巻く、より広い文脈を無視することにほかなりません。

日本の研究者・同僚と同じように、私たちも過去のすべての痕跡を慎重に天秤に掛けて、歴史的文脈の中でそれに評価を下すことのみが、公正な歴史を生むと信じています。この種の作業は、民族やジェンダーによる偏見に染められてはならず、政府による操作や検閲、そして個人的脅迫からも自由でなければなりません。私たちは歴史研究の自由を守ります。そして、すべての国の政府がそれを尊重するよう呼びかけます。

多くの国にとって、過去の不正義を認めるのは、いまだに難しいことです。第２次世界

大戦中に抑留されたアメリカの日系人に対して、アメリカ合衆国政府が賠償を実行するまでに４０年以上がかかりました。アフリカ系アメリカ人への平等が奴隷制廃止によって約束されたにもかかわらず、それが実際の法律に反映されるまでには、さらに１世紀を待たねばなりませんでした。人種差別の問題は今もアメリカ社会に深く巣くっています。米国、ヨーロッパ諸国、日本を含めた、１９・２０世紀の帝国列強の中で、帝国にまつわる人種差別、植民地主義と戦争、そしてそれらが世界中の無数の市民に与えた苦しみに対して、十分に取り組んだといえる国は、まだどこにもありません。

今日の日本は、最も弱い立場の人を含め、あらゆる個人の命と権利を価値あるものとして認めています。今の日本政府にとって、海外であれ国内であれ、第２次世界大戦中の「慰安所」のように、制度として女性を搾取するようなことは、許容されるはずがないでしょう。その当時においてさえ、政府の役人の中には、倫理的な理由からこれに抗議した人がいたことも事実です。しかし、戦時体制のもとにあって、個人は国のために絶対的な犠牲を捧げることが要求され、他のアジア諸国民のみならず日本人自身も多大な苦しみを被りました。だれも二度とそのような状況を経験するべきではありません。

今年は、日本政府が言葉と行動において、過去の植民地支配と戦時における侵略の問題に立ち向かい、その指導力を見せる絶好の機会です。４月のアメリカ議会演説において、安倍首相は、人権という普遍的価値、人間の安全保障の重要性、そして他国に与えた苦しみを直視する必要性について話しました。私たちはこうした気持ちを賞賛し、その一つ一つに基づいて大胆に行動することを首相に期待してやみません。

過去の過ちを認めるプロセスは民主主義社会を強化し、国と国のあいだの協力関係を養います。「慰安婦」問題の中核には女性の権利と尊厳があり、その解決は日本、東アジア、そして世界における男女同権に向けた歴史的な一歩となることでしょう。

私たちの教室では、日本、韓国、中国他の国からの学生が、この難しい問題について、互いに敬意を払いながら誠実に話し合っています。彼らの世代は、私たちが残す過去の記録と歩むほかないよう運命づけられています。性暴力と人身売買のない世界を彼らが築き上げるために、そしてアジアにおける平和と友好を進めるために、過去の過ちについて可能な限り全体的で、でき得る限り偏見なき清算を、この時代の成果として共に残そうではありませんか。

『帝国の慰安婦』やそれへの極端な反応をめぐって考えたことのなかから

岩崎　稔（東京外大）

■奇妙な逆立関係について

『記憶と認識の中のアジア・太平洋戦争』（岩波書店、2015）のために長志珠絵氏とともに書いた「「慰安婦」問題が照らし出す日本の戦後」という論考で、わたしたちはある問題意識から『帝国の慰安婦』に言及しました。わたしたちの問題意識、というよりはある種の焦燥感は、この四半世紀の慰安婦問題をめぐる多くのひとたちの格闘を振り返って整理してみたときに、歴史認識と植民地支配責任の問題に関して、一方で実証的な研究という点でも、それに取り組む運動面の試みという点でも明確な展開があったにも関わらず、その他方でなぜこれほど歴史修正主義的な言説が跋扈し拡散されることになったのだろうか、ということでした。つまり、研究や運動の展開と、社会の知的劣化現象の間にある、この奇妙な逆立関係への危惧でした。わたしたちはこう書いています。

「…「慰安婦」の制度の特質や出来事の経緯であれば、この四半世紀を通じて歴史家や市民運動家たちの格闘が生み出した成果は傑出したものであった。にもかかわらず、事態の悪化と深刻化を招いているとすれば、どこに問題があったのかということを考えておかなくてはならない。」（225）

歴史認識をめぐる否認派のバックラッシュや政治攻勢に目下の事態を招いた主因があることは疑いないことですし、またグローバル化に伴うメディア環境の構造的変容にも原因はあるのでしょうが、わたしたちは同時に運動圏のひとびとや、それを支えたり伴走したりする知識人の言説のなかにも、むしろ運動の政治的なスペクトルムを内側から狭隘化し、苛んでしまう傾向が、停滞の因子として働いていたのではないかと疑いました。（といっても、長さんの主張と岩崎のそれとが完全に重なるわけではありませんから、わたしの発話は協働作業のなかでもどちらかというとわたしが書き込んだ部分を中心に行いますし、あくまでもここでの発言の責任は岩崎にだけあります。）

■記憶の無意識的選別

わたしたちが書いた論考は『帝国の慰安婦』を主要な対象としたものではありませんが、「慰安婦」問題をめぐってこの四半世紀の経緯を段階別に再整理してみたときに、最近になって朴裕河氏が晒されている異様な攻撃は、わたしたちが抱いた懸念が看過できないものであることの徴候であると思われました。『帝国の慰安婦』について、朴裕河氏と理解を同じくしない個々の点はありましたが、すくなくともわたしたちの共同論文のなかで、その本のなかのある個所を、重要な問題提起として引用しようと思いました。植民地支配の複雑さを指摘した次の部分です。

「たとえ表面的といえども、そこに確かに存在した〈自発性〉を無視することはできない。なぜなら、それは、元慰安婦たちに限らず、誰がその状況に直面したとしてもありうること、つまり

植民地化とはどういうものだったのかについて、ある一面を教えてくれるからだ。こういった隠蔽は今に始まったのではなく、戦後、韓国解放後に自らの〈自発性〉を忘却の彼方へ消し去りたかった元帝国臣民によるものである。植民地は一貫した〈抵抗の地〉でなければならず、それは本人や記憶の意志を超えての、新しく出発した独立国家の夢でもあったのだろう。その過程における、さまざまな〈自発〉への沈黙は、〈嘘〉というより、むしろ「モラル」でさえあったはずだ。その出発からして「ポスト植民地国家」は、ほとんどの国民が経験した〈過去の否定〉から始まるほかなかったのである。数少ない抵抗者たち――たとえば上海臨時政府やイ・スンマン臨時政府大統領、中国東北部満州地方で独立運動をした人や、国内でも「反体制派」だった人々の行動や記憶を、中心記憶にして再出発するほかなかった。…（中略）…〈慰安婦たちの愛国〉が忘却されてきたのは、まずはそのような構造が作ったものである。それと同じようなある種の忘却と隠蔽が、慰安婦と挺身隊の混同にも起こっていたと考えられる」。(『帝国の慰安婦』61-62)

朴裕河氏のここでの指摘が、ポストコロニアルな状況においてともすると閑却される被害者の集合的記憶の一面を言い当てており、運動のなかにも、『帝国の慰安婦』に対する非難のなかにも作動しているある防衛的な心的機制を明らかにしているのではないかと理解しました。たしかに、朴裕河氏の論じる特徴が、従来の植民地支配研究の全体を覆うものだとは考えませんし、そのすべてをこの批判でまとめて切り捨てることはできないと思いますが、植民地支配に抗する主体の記憶の選別や範例化が起こっているという批判は、聞くべき指摘だと思います。そして、そこで指摘されている記憶の操作が、韓国における『帝国の慰安婦』叩きの一端を説明している、とも考えました。これをナショナリズムと言い切ることが妥当かどうかも迷いがないわけではないのですが、ともあれ運動圏に根を張るそうした言説フィルターが、問題への取り組み方を単純化したり、ときには強張らせたりしてきたという朴裕河氏の指摘は、けっして枝葉末節の問題ではありません。また、むしろそれが思い当たる指摘であったからこそ、朴裕河氏の議論は運動圏の一定のひとびとから丸ごと否認され、それ自体が「敵」の危険な攻撃として標的に祭り上げられてしまったのではないでしょうか。朴裕河氏が、日本の右派と同様に、「慰安婦」とされたひとたちを自発的に志願した女性たちであると貶めた、などという決めつけは、ひとつのテキストをまともに読むかぎりはとうてい出てこない解釈でしょう。わたしたちはとてもそうは読めませんでした。そのようなレベルで攻撃するのは、まったく筋違いであるだけでなく、本書が開くかもしれない議論の可能性をただただ封殺してしまうだけです。そうした読み方を流布するひとたちの知的頽廃を残念に思います。

■日韓の運動圏のなかの問題

ですから、わたしたちは岩波講座の論考のなかでは、つぎのように書きました。

「「慰安婦」問題にはときに強くナショナリズム的なバイアスがかかり、それによって問題が単

純化されてしまってきた。他方、日本では、運動局面の険しさによる孤立感のなかで、相対的に近い位置にいると見ることも可能なはずの試みや主張を、運動を分断する「敵」としてだけ同定し、それとの差異化やそれに対する決然たる拒否の姿勢をもって自分たちの正当性を確認し、そのことでかろうじて安心を得るという内的回路が生まれる。運動のなかで起こっている心的機制であるから、それ自体が実に多くの差異のなかでのひとつの傾向性を指摘することにすぎないが、そうした現象は間違いなく存在している。」（249f.）

これは、歴史学の学問的問題ではないかもしれません。せいぜい運動論とでもいう程度の主張です。もちろん念頭においているのは、まずは韓国の挺対協です。挺対協が歴史のなかで果たした重要な役割は前提としたうえで、しかし「慰安婦」問題の四半世紀の経緯を振り返ってみたときに、この組織が個々の局面で、あるスタイルや認識を唯一の解釈として運動圏全体に抑圧的に強いてきた面があること、またそのときの内実はナショナリズム的なものとして同定せざるをえないことを、暫定的にわたしたちの結論として書きこみました。もちろん、わたしたちがこうした指摘をする資格を持っているのかという自問は当然しなくてはなりませんし、そもそも運動圏で格闘しているひとたちに対する涜聖的な行為であるかのように受け取られたりすることも、予想できました。

あえて申し上げます。運動圏の人間は、運動に関わっていることや、被害者の支援者であるという自己規定によって、ともすると自分たちを暗黙のうちに特権化することがあります。運動の取り組みの苦しさや厳しさがいかに深刻なものであったとしても、またその格闘がいかに報われることの少ないものであったとしても、運動圏の人間は自分たちが戦っているがゆえに、それ以外のポジションからの問いかけははじき返すことができるかのように考えるのは、残念ながら、その運動の頽廃であります。運動圏での格闘は報われるようなものではないのです。過剰なまでに自分に厳しく、自制的であるべきなのだと思います。それが嫌なら運動から離れればいいのです。

■政治文化の貧しさ

慰安婦問題に関して、挺対協の問題とは別に、日本の支援者のなかにも、日本の左翼・反対運動のなかで繰り返されてきた政治文化の自家中毒のようなものが反復されているのではないか、とも思っています。そうした自家中毒のなかからは、極右の歴史修正主義者ではなく、むしろリベラルこそが主要な打撃対象になり、「リベラルのなかにある植民地主義に対する隠された否認の欲望」をことさらに主題化するという政治戦略が出てくることがあります。リベラルというか、戦後民主主義のなかに、植民地主義についての痛覚が決定的に不足していたという指摘はある程度正しいと思います。しかし、つねにただそれを言い立てることで、事足れりとしているかのような言説が、名前は出しませんが、ひとつの類型としてとくに目につきます。これらが、硬直した陣営政治になっ

た場合には、問題を解決していこうとするひとびとのなかにいたずらな分断を生むことにならないでしょうか。左派やリベラル全体がかくも弱体化したり、追い詰められたりしている現状が生じた理由のひとつが、こうしたふるまい方が内輪もめやつぶしあいを招いたから、ということは言えないでしょうか。このリベラル叩きをしているひとたちの一部について（全部とは言いません）、よく見てみると、実際には本人は慰安婦問題にはほとんど取り組んでもいない、ただ同型的な主張をいつも反復しているだけではないか、という印象すら与えられるひともいます。それにも関わらず、運動圏のひとたちは、たとえばそうした知識人の発言を、自分たちの感覚を裏付けてくれる発言であるかのように持ち上げています。これは奇妙な現象ではないでしょうか。
ところで、かつての国民基金についても、朴裕河氏の『和解のために』や『帝国の慰安婦』についても、当然さまざまな批判はありえますし、それを指摘して多面的に論争するなかで問題は深められていくだろうということは言うまでもないのです。それは当たり前のことです。わたしたちが問題にしたいのは、そうした一般的なことではなく、これらが現れたときに運動圏や日本の支援者たちの一部のなかに生じた異様な自己防衛であり、それにつづく攻撃のスタイルです。それは、論争を論争として成り立たせないような強張った政治文化であります。少なくとも『和解のために』や『帝国の慰安婦』が、決めつけや単純化によって右派の策動と等値されたり、ただあてこすりによって片づけられたりする場面を幾度も見てきました。『帝国の慰安婦』をしきりに貶めようとするひとたちが開いた会合にも出てきましたが、そこを支配する粗雑な攻撃性と不健全な同調圧力に、わたしたちは非常に強い違和感を抱いてきました。「そんな実例があるというなら、日時を限って論証せよ」と迫られたときには、たしかに運動のなかでの振る舞いに関することですから、細かく特定することは難しいことを認めますが、集会や運動の周辺でそうした場面に繰り返し突き当たったと感じるのはわたしたちの思い過ごしでしょうか。みなさん、立ち止まって、すこし思い返してみてください。そういう攻撃性や当てこすり、魔女裁判みたいなやり方は、みなさんが取り組んできた政治的戦いが本来持つはずの批判性に本当にふさわしいものなのでしょうか。そのように安易に朴裕河氏の仕事を歴史修正主義の典型的な否認言説と同一視するのは、否認派と批判派の配置関係を、かえって批判派にとって厳しいものにしてしまう、つまり極右に利するだけではないかと思うのです。
ある政治的な局面での暫定的な前進のチャンスを「そこにも死角があるのではないか」と指摘しつつ、不可視化された声を聞き取ろうとすることと、自分たちだけを正義として、具体的な局面で戦略的に一歩を確保しようとするひとびとをもっとも許しがたい敵として真っ先に攻撃することとのあいだには、大き

な開きがあると思います。今日の社会にこれだけ「反知性主義」の風潮がはびこってしまっているときに、批判的知性がさらに痩せ細っていくのを見るのはまことに忍びません。なんとかしないといけないのです。しかし、知性を痩せさせているのは、批判派の振る舞いでもあったのではないでしょうか。
繰り返しますが、在日の知識人を中心に指摘されてきた「継続する植民地主義」という契機に気がつくのは非常に重要なことですが、批判的知性がなぜ後退を余儀なくされているのかということは、それとは別の問題ではないでしょうか。批判派が後退を余儀なくさせられていることの理由まで、リベラルが、あるいは戦後左翼がコロニアリズムの問題をめぐって死角を抱えていたことに求めるというのは、辻褄があいません。そもそも左派文化やリベラルが弱体化しているのは、簡単には説明のつかない多面的な検討を必要とする問題でしょうが、そうした文化が抱えている政治的ハビトゥスに一因があったのではないでしょうか。そもそも、運動の熱意がともすると非常に権力的に作用してしまうということを、一から指摘しなくてはならないほど、わたしたちはナイーブな政治経験しかもっていないでしょうか。開かれた運動をつくり、節度のある公共的な討論文化を通じて、東アジアの公共空間を開いていきたいという願望は、空理空論でしょうか。
冒頭で紹介した共同論文を書いたわたしたちにとって、朴裕河氏を、民事にしろ刑事にしろ、司法的手段によって排除するようなことは論外の措置です。問題はこうした形では深まっていきません。戦いは、こんな愚かなことに加担することで強くなるはずがありません。朴裕河氏が裁判をめぐって免職という可能性にもさらされているかぎり、わたしたちは朴裕河氏の権利擁護のために発言しますし、こうした裁判による言論の自由の侵害に「快哉を叫ぶ」ような行為をするひとには、たとえその方が運動圏において大きな貢献のあったひとであれ、深い失望感を抱かざるをえません。この場にいて、思い当たる方は、いまからでも遅くありません。軌道修正をしましょう。
わたしは朴裕河氏の著作の取り上げ方について、強張りを解いてほしいと思うとともに、適切な討論のスタイルと、党派的にならない運動スタイル、そして厚みのある政治的判断力を生み出さないかぎり、劣化するばかりの言説状況に本当に批判派は対応できなくなるのではないかと考えています。岩波書店の論考を二人で書いた背景にある問題意識はそれに尽きていました。詳細な議論は、その論文を読んでいただけますでしょうか。
今日わたしは、大きな声や舌打ちで相手を圧倒するというスタイルでこの会に臨むというやり方ではない出会いを期待しています。提出されている主張を虚心に検討しあいながら、わたしたちの立場の違いを超えて、歴史修正主義者が困るような共闘の可能性を模索する場、そしてそのつどの自分の主張のなかに

ひそかに隠れている死角や弱みを点検する場に参加するつもりで来ました。ぜひそういう議論をしようではありませんか。それは戦後左翼のなかでは例外的な作法だと思います。でも、わたしたちはそうした成熟した判断力を獲得してもおかしくないほど、これまでたくさんの失敗をしてきましたし、わたしたちの置かれている状況はすでに十分に厳しくなっているのです。自分とは違うものに心静かに胸襟を開いてみるべきです。それが『帝国の慰安婦』の意義ある読み方です。

『帝国の慰安婦』事態と日本の知識人

鄭栄桓

１.『帝国の慰安婦』、何が問題か

１）『帝国の慰安婦』への評価

・『帝国の慰安婦』への日本における絶賛

「これから書かれる、すべての『慰安婦』に関することばにとって、共感するにせよ反発するにせよ、不動の恒星のように、揺れることのない基軸となるだろう」（高橋源一郎）[1]／「複雑な問題に極力公平に向き合おうとした努力は特筆に値する」。「ユダヤ人社会で孤立した」ハンナ・アーレント（杉田敦）[2]／「全面的、実証的、理性的、かつ倫理的な分析」「本書ほど、この問題のすべての側面を理性的に検討した本はない」（田中明彦）[3]／「この問題について避けて通れない書物」（上野千鶴子）[4]／「『従軍慰安婦と軍隊』という関係からではなく、『帝国主義』という枠組みの中で、人間の精神がどうなっているのか、という問題を掘り起こしてきた」「歴史的な作品」（鎌田慧）[5]

第 27 回アジア・太平洋賞特別賞（毎日新聞社・アジア調査会主催）

第 15 回石橋湛山記念早稲田ジャーナリズム大賞文化貢献部門大賞（早稲田大学主催）

・在宅起訴批判における『帝国の慰安婦』の内容の擁護

「朴裕河氏の起訴に対する抗議声明」（2015 年 11 月 26 日）

「昨年 11 月 に日本でも刊行された『帝国の慰安婦』には、「従軍慰安婦問題」について一面的な見方を排し、その多様性を示すことで事態の複雑さと背景の奥行きをとらえ、真の解決の可能性を探ろうという強いメッセージが込められていたと判断するからです。［中略］何よりも、この本によって元慰安婦の方々の名誉が傷ついたとは思えず、むしろ慰安婦の方々の哀しみの深さと複雑さが、韓国民のみならず日本の読者にも伝わったと感じています。」

「慰安婦が戦地において日本軍兵士と感情をともにすることがあったことや、募集に介在した朝鮮人を含む業者らの責任なども同書が指摘したことに、韓国だけでなく日本国内からも異論があるのは事実です。しかし、同書は植民地支配によってそうした状況をつくり出した帝国日本の根源的な責任を鋭く突いており、慰安 婦問題に背を向けようとする日本の一部論調に与するものでは全くありません。」

「軍に代表される公権力によって拉致され性的奉仕を強制された多くの被害者の声に耳を傾けようとする姿勢のかげには、単純な戦時下の人権侵害とする見方よりも、植民地主義、帝国主義にまで視野を広げて問題をとらえる鋭さが隠れている。それは戦時下の人権侵害的犯罪というとらえ方よりも厳しい問いを含んでいると言わなければならない。朴裕河は過去を美化し肯定しようとする歴史修正主義者の視点とは正反対のまなざしを慰安婦被害者に注いでいるのだ。」（中沢けい）[6]

→植民地主義を問うた本？

２）『帝国の慰安婦』批判への反論の論理

「著者は本当にハルモニたちの名誉を毀損したのだろうか。たとえ中に誤解を与える表現があったとしても、一部の記述を感情的に取り上げて、短絡的に問題にするのは、著書の真意を読みそこなっている。総じて見れば、著者は植

---

[1] 高橋源一郎「論壇時評　記憶の主人になるために」『朝日新聞』2014 年 11 月 27 日付・朝刊。

[2] 杉田敦「根源は家父長制・国民国家体制」『朝日新聞』2014 年 12 月 7 日付・朝刊。

[3] 山田孝男「風知草　受賞のことば」『毎日新聞』2015 年 11 月 16 日付・朝刊。同賞の選考委員は北村正任（アジア調査会長）、田中明彦（国際協力機構理事長）、渡辺利夫（拓殖大学総長）、白石隆（政策研究大学院大学学長）、伊藤芳明（毎日新聞社主筆）で、外務省、文部科学省、経済産業省が後援している。

[4] 『毎日新聞』2015 年 1 月 20 日付・朝刊。

[5] 「第 15 回『石橋湛山記念 早稲田ジャーナリズム大賞』贈呈式 総長式辞・講評および受賞者あいさつ」、https://www.waseda.jp/top/news/35621［2016 年 1 月 30 日確認］。

[6] 中沢けい「『帝国の慰安婦』が問いかけるもの　上　慰安婦被害は植民地差別と女性差別という二重の差別構造のもとで起きた」『WEB RONZA』2016 年 1 月 18 日付。

民地支配下で日本人の一員として兵士を慰める役割を強いられた女性たちの構造的問題を論じており、ハルモニたち個々の名誉を傷つける意図がないのは明らかだ。私はこれを読んで、彼女たちを蔑むどころか、その辛さと悲哀が胸に迫った。そういう読者が多いことをハルモニたちに知ってもらいたい。」（若宮啓文）[7]

「朴への批判は、現在の『帝国の慰安婦――植民地支配と記憶の闘い』（朝日新聞社、二〇一四年）の問題にまでつながっている。しかし、この間これほど批判が行なわれているにもかかわらず、批判者のなかで朴のテキストはきちんと読まれてはこなかった。山下英愛もこの時期に運動のあり方への自省的な問いかけと問題提起を行っているひとりであるが、それは朴と同様に、挺対協の側にも問題の単純化・一面化があるのではないかという自問自答だった［中略］。しかし、分裂と分断の中で、その問題提起はほとんど受け入れられることがなかったし、問題の局面が豊かになっていくことはなかった。」（岩崎稔・長志珠絵）[8]

『帝国の慰安婦』の「論旨」が問題とならざるをえないのは、読み手ではなく明晰さを欠く本書の叙述の著しい欠陥に原因がある。

２.『帝国の慰安婦』の「論旨」とその問題点

１）「帝国の慰安婦」論

：朝鮮人「慰安婦」は、中国・東南アジアの女性たちのような「敵」の女性たちとは異なり、日本人「慰安婦」と同じ大日本帝国の臣民たる「帝国の慰安婦」であり、日本軍との基本的な関係が異なっていた。差別されながらも「愛国」的存在として、日本軍兵士に「同志意識」をもち、「同志的関係」を結んだ。

＊『帝国の慰安婦』の「少女像」批判の論理

「そこには、日本の服を着せられて日本名を名乗らされて『日本人』を代替した『朝鮮人慰安婦』はいない。日本軍兵士を愛し、結婚した女性も、そこでは居場所を与えられていない。死に赴く日本軍を最後の民間人として見送り、日本軍を自分と同じ運命に落ちた気の毒な存在とみなして同情する『朝鮮人慰安婦』は、そこにはいないのである。／少女像には『平和碑』という名前がついている。しかし、実際は少女像は、差別されながらも戦争遂行の同志だった記憶や許しの記憶を消去したまま、恨みだけを込めた目で、日本に対する敵対状況に列なることを要求する。したがって、〈日本軍より業者が憎い〉とする慰安婦もそこには存在し得ない。結果的にそこには〈朝鮮人慰安婦はいない〉。」（『帝国の慰安婦』154-155 頁）

「愛国」的存在や「同志意識」「同志的関係」を論じる際の証言や史料の読解はあまりに恣意的。「女性たちの声」に耳を澄ませたというよりも、「兵士たちの声」と大日本帝国の論理による証言の再解釈。

例１：千田夏光『従軍慰安婦』の読み方

千田が「慰安婦を、兵士と同じように、戦争遂行を自分の身体を犠牲にしながら助けた〈愛国〉的存在と理解している。国家のために働いた軍人の犠牲のための補償はあるのに、なぜ慰安婦はその対象にならなかったのか、というのがこの本の関心事であり主張でもある。そしてこのような千田の視点は、その後に出たどの研究よりも、「慰安婦」の本質を正確に突いたものだった。」（25 頁）とするが、そもそも千田『従軍慰安婦』は朝鮮人「慰安婦」は「愛国」的存在だったとは主張していない。

・『帝国の慰安婦』は「女性たちの声」に耳を澄ませた？

「本書で試みたのは、『朝鮮人慰安婦』として声をあげた女性たちの声にひたすら耳を澄ませることでした。という

[7] ＊若宮啓文「【寄稿】朴裕河教授の起訴に抗議した真意」、『朝鮮日報』2015 年 12 月 21 日付。
[8] 岩崎稔・長志珠絵「「慰安婦」問題が照らし出す日本の戦後」（成田龍一・吉田裕編『記憶と認識の中のアジア・太平洋戦争――岩波講座アジア・太平洋戦争　戦後篇』岩波書店、2015 年）236 頁。

のも、1990 年代に問題となって 20 年代以上時間が経つうちに、いつのまにか当事者たちの声はかき消され、日韓両国の政府や市民団体の声ばかり大きくなった気がしたからです。確かに人前に現れた元「朝鮮人慰安婦」たちは何人もいますが、それでも全体からするとごく少数だったと言えるでしょう。そこで、より多くの人たちの声を集め、改めて聞こうとしたのです。」(『帝国の慰安婦』10 頁)

例 2：古山高麗雄「プレオー8 の夜明け」の一場面――慶尚南道から「徴用」だといわれて「慰安婦」になることを知らず連れてこられた朝鮮人「慰安婦」が「運たよ。慰安婦なるのも運た。兵隊さん、弾に当たるのも運た。みんな運た」と語った場面――の解釈

「ここにはだまされてきたと言いながら、軍人と自分の状況を運命とみなして、軍人と自分を同一視する慰安婦がいる。彼女は日本軍を恨まず、彼女の前には、民族の違いは意識されない一人の軍人がいるだけだ。目の前にいる男性は、あくまでも〈同族としての軍人〉であって、〈憎むべき日本軍〉ではない。彼女が軍人を自分と変わらない〈運命の者〉として共感を示すのは、彼女に同志意識があったからであろう。彼女もまた、自分も軍人も、日本国家によってはるばる遠くまで運ばれてきた「蟻」でしかないのを理解している。」(92 頁)

「同族」という表現は、語り手である兵士の言葉。「帝国の慰安婦」論から演繹した小説解釈

例 3：黄順伊さんの証言の解釈

「『運命』と話す人は、小説の中にのみいるわけではない。現実の慰安婦のなかにも、自分の体験を『運命』とみなすひとはいた。自分の身に降りかかった苦痛を作った相手を糾弾するのではなく、『運命』ということばで許すかのような彼女の言葉は、葛藤を和解へと導くひとつの道筋を示している。」(92 頁)

黄さんは何を語ったか[9]。慰安所で軍人に無理やり押し倒されそうになり拒んだら頭を銃でめった打ちにされたことをふりかえる証言。

「私は口が上手じゃなかったからうまくも言えないし、私は思った通りにしか言えない人間だから。日本人に抑圧はされたよ。たくさんね。しかし、それも私の運命だから。私が間違った世の中に生まれたのも私の運命。私をそのように扱った日本人を悪いとは言わない。同じ韓国人だけど韓国人が主人になってからどれほど私を殴ったかわからない。客をとらないからって。股が痛くて死にそうなんだ。たくさん涙も出てくる。ご飯も食べられない。夜は軍人が来ないから自分の世界だと思えて大丈夫なんだけど、夜が明けると軍人が来ると思うと、ただそのまま地獄に入るような気がする。地獄で生きているみたいだ。軍人たちが怖くて。[…] いま思うとなんであんな目にあったのかと思う。私は犬も同じだ。」

これは「許すかのような」言葉？　黄さんは日本政府の謝罪と補償を求める水曜デモに立ち、米下院決議をもとめる公開書簡に名を連ねた。2007 年に亡くなった。

2）日本軍「需要・黙認」責任論＋業者主犯説＋性奴隷説批判

：日本軍は「需要」を作り出し、制度を「発想」し、業者の人身売買を「黙認」した責任のみ問える。法的責任は業者の人身売買や誘拐などの犯罪行為にしか問えない。

「日本軍は、長期間にわたって兵士たちを「慰安」するという名目で「慰安婦」という存在を発想し、必要とした。そしてそのような需要の増加こそが、だましや誘拐まで横行させた理由でもあるだろう。他国に軍隊を駐屯させ、長い期間戦争をすることで巨大な需要を作り出したという点で、日本は、この問題に責任がある。軍が募集のやり方を規制したことをもって、慰安婦問題に対する軍の関与を否定する意見があるが、不法な募集行為が横行しているということを知っていながら、慰安婦募集自体を中止しなかったことが問題だった。つまり〈巨大な需要〉に誘拐やだましの原因を帰せずに、業者のみに問題があるとするのは、問題を倭小化することでしかない。慰安婦の供

[9] 황순이「열세 살 어린 나이로」、『증언집 강제로 끌려간 조선인 군위안부들 3』より。

給が追いつかないと分かっていたら、募集自体を中断すべきだったろう。数百万の軍人の性欲を満足させられる数の「軍専用慰安婦」を発想したこと自体に、軍の問題はあった。慰安婦問題での日本軍の責任は、強制連行があったか否か以前に、そのような〈黙認〉にある。その意味では、慰安婦問題でもっとも責任が重いのは「軍」以前に、戦争を始めた「国家」である。」（32 頁）

しかし、「国家」の責任は『帝国の慰安婦』では極めて限定的にしか問われない。

「〈業者〉の問題を語ったのも、まずは国家政策を口実に協力し、利得を得る経済主体の問題としてみたかったためですが、実際はそうした〈協力と抵抗〉の問題を語りたかったためでもあります。［中略］しかし、こうしたあらゆる指摘は研究者と支援団体にとって不都合なものです。彼らは他の状況をみることは、ただ〈日本を免罪〉することだと考えます。そして〈日本〉という政治共同体だけを罪と責任の対象とみなします。私はこの本で日本に責任があることを語りました。」

『帝国の慰安婦』が批判されたのは、業者の問題を指摘したからではない。業者に「のみ」法的責任を認め業者主犯説を展開したからである。先行研究においても長らく業者の問題は指摘されてきたが[10]、『帝国の慰安婦』の「論旨」の独自性は、日本軍を従的存在とみなしたところにある。問題を「研究者と支援団体」の「売春」差別意識に転嫁するのは誤りである。

『帝国の慰安婦』の「慰安婦」制度理解は、秦郁彦説（戦地公娼施設論）を下敷きにした「日本軍無実論」（永井和）。「動員」概念の換骨奪胎による軍の「慰安所」設置・女性徴集指示の矮小化

「筆者は『慰安婦と戦場の性』（新潮選書、1999）などで、第二次大戦からベトナム戦争に至るまで、韓国をふくむ参戦諸国が慰安婦を利用していた事実があり、彼女たちは公娼（売春婦）という職業の戦地版にすぎず、日本軍慰安婦だけが批判の的にされる理由は乏しいと反論してきた。／意外にも筆者と似た理解を示したのは、韓国世宗大学校の朴裕河教授である。しかし強制連行や性奴隷説を否定し、「韓国軍、在韓米軍の慰安婦の存在を無視するのは偽善」と指摘した彼女は、慰安婦の支援組織から「親日的」だとして提訴された。／熊谷本［『慰安婦問題』（筑摩新書）のこと］は吉見と秦＝朴の中間的立場を取るが、論争の経過や争点を手際よく整理してくれているので、概説書としては最適だろう。ただし「フェミニズムによる挑戦」という観念論に傾き、韓国等の反日ナショナリズムに圧倒されがちな現実から目をそらしているのが物足りない。」[11]

『帝国の慰安婦』における「動員」の意味＝植民地化により「売春」を選択せざるをえない経済状況に置かれること。それゆえ、「自発的」に国家に「動員」された、という表現が可能となる。

「しかし、たとえ〈自発的〉に行ったように見えても、それは表面的な自発性でしかない。彼女たちをして「醜業」と呼ばれる仕事を選択させたのは、彼女たちの意志とは無関係な社会構造だった。彼女たちはただ、貧しかったり、植民地に生まれたり、家父長制の強い社会に生まれたがために、自立可能な別の仕事ができるだけの教育（文化資本）を受ける機会を得られなかった。」（229-230 頁）

＊安倍晋三首相の河野談話修正との類似性

「慰安婦のときにも、これはみんな、自分の意思ではなくて、さまざまな、経済状況等も含めて、意に反する場合もあっただろうということであります。」（2015 年 7 月 10 日、衆議院・我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会）

＊なぜ『帝国の慰安婦』は一見、歴史修正主義批判の本のように見えるのか

---

[10] 尹明淑『日本の軍隊慰安所制度と朝鮮人軍隊慰安婦』明石書店、2003 年、藤目ゆき『「慰安婦」問題の本質―公娼制度と日本人「慰安婦」の不可視化』白澤社、2015 年などを参照。
尹

[11] 『週刊文春』2015 年 5 月 7・14 日ゴールデンウィーク特大号［57 巻 18 号］、146 頁

虚偽の二項対立の設定し、「否定者」を「自発的売春婦」説に限定してこれを「批判」するため

「『慰安婦』とは一体誰のことだろうか。韓国にとって慰安婦とはまずは〈日本軍に強制連行された朝鮮人の無垢な少女たち〉である。しかし慰安婦に対する謝罪と補償をめぐる問題――いわゆる「慰安婦問題」をなかったものとする否定者たちは、〈慰安婦とは自分から軍について歩いた、ただの売春婦〉と考えている。そしてこの二十余年間、日韓の人々はその両方の記憶をめぐって激しく対立してきた。」（23 頁）

「性奴隷」論批判／「売春」パラダイム／未成年者徴集の矮小化

・奴隷制の一類型としての「性奴隷制」か否かという問題を、女性たちの生活が「性奴隷イメージ」に合致するかどうかにすりかえる。未成年者徴集は植民地支配下での「慰安婦」徴集の本質的特徴であるから問題となっているにもかかわらず、これを「売春」差別の問題にすりかえる。

⇒「性奴隷」パラダイム批判の借用

・外出に許可が必要であったという証言を「外出の自由」が無いわけではなかったと解釈。

＊秦郁彦は「外出や廃業の自由」があった根拠として、『帝国の慰安婦』の記述を援用。「「軍人と一緒に車にのって行くのです。」と書いてありますが、ということは非常に自由だったというふうにもとれますわね」と述べる。しかし、吉見の指摘するようにこれは「軍人と一緒でなければ外出できなかったということ」を意味する。「秦氏も朴氏も高級将校の許可を受けなくては、また軍人看視の下でなければ外出できないことが、人間の権利としての自由が剥奪されていることを理解できていない」との批判は妥当なもの[12]

３）日本の謝罪・反省・戦後補償への高い評価

①「慰安婦」の個人請求権を放棄したのは韓国政府であった

「人身売買の主体はあくまで業者だった。日本国家に責任があるとすれば、公的には禁止しながら実質的には〔中略〕黙認した〔中略〕ことにある。そして、後に見るようにこのような「権利」を抹消したのは、韓国政府でもあった。」（180 頁）

「繰り返すまでもなく、慰安婦たちの多くが過酷な人権蹂躙的状況にいたことが確かな以上、そのことに対して後世の人によるなんらかの謝罪と補償が行われるのは当然のことである。しかし韓国憲法裁判所の決定は、個人が被害補償を受ける機会を奪ったのは日本政府ではなく韓国政府だったこと、そして九〇年代にもう一度日本政府による補償が行われ、相当数の慰安婦が日本の補償を受け入れたことは見届けていないようだ。」（193 頁）

金昌禄論文の誤読

日本軍元「慰安婦」の個人の請求権が放棄されたとの主張の根拠

＊金昌禄「1965 年韓日条約と韓国人個人の権利」（国民大学校日本学研究所編『外交文書公開と韓日会談の再照明 2　議題からみる日韓会談』ソニン、2010 年）

金昌禄論文の課題：「韓国人個人の権利がいかに処理されたのか」（229 頁）、両国政府が「何を「合意」したのか」（230 頁）について検討すること

→明確な回答は得られないが 1961 年の予備会談及び第六次会談のやりとりに注目

日本側：（1）国交正常化後（2）日本法（国民徴用令、工場法、援護法）で認められるものに限り、（3）「個別的に解決する」ことを提案

韓国側：（1）正常化前（2）日本法以外の「新たな基礎のもと」で「被徴用者の精神的、肉体的苦痛への補償」を、（3）韓国政府への一括支払することを求める

[12] 吉見義明「原告最終準備書面」、吉見裁判弁護団、小野沢あかね『日本軍「慰安婦」制度はなぜ性奴隷制度と言えるのか　PartⅢ』YOSHIMI 裁判いっしょにアクション！、2015 年、70-71 頁。

・本書の解釈と問題点

「韓国政府がこのとき日本の意見を受け入れて個人補償部分を残しておいたなら、ほかの被害者もそれぞれ〈適法〉な補償を受けることが可能だったかもしれない。しかし韓国政府はそうはしなかったし、これまで慰安婦や被害者たちがほとんどの裁判で負けた理由はまさにここにある。」(188 頁)

議題は「被徴用者の未収金」問題であって、日本軍「慰安婦」問題ではない。日本側代表の提案の趣旨は、補償を日本の「法律上有効に成立したものに限」り(250 頁)、日本の法が想定しない「被徴用者の精神的、肉体的苦痛への補償」は一切不可であると主張するため。日本の条件下で日本軍「元慰安婦」が補償の対象となることはない。むしろ金論文は、韓国側代表が会談で議論されなかった問題以外の請求権行使の余地を残そうと試みたケースを紹介

②日本は韓国に補償・賠償を払った

「日韓両国は国交を正常化するにあたり、過去のことについて話しあい、その結果として日本は韓国に合計一一億［ママ］ドルの無償・有償金［ママ］や人的支援［ママ］をした。しかしその提供は、「独立祝賀金」と「開発途上国に対する経済協力金」との名目でなされたものだった。つまり、日本政府は、莫大な賠償をしながらも、条約［ママ］ではひとことも「植民地支配」や「謝罪」や「補償」の文言を入れていない。つまり事実上は補償金でありながら、名目は補償とはかかわりのないようなことになっていたのである。皮肉にもこのことは、九〇年代の「基金」が事実上は政府が中心となったものでありながら、あたかも国家とは関係ないかのような形をとったことと酷似している。」(247 頁)

・「経済協力」＝1937 年以降の「戦争動員」に対する「賠償金」？

「一九六五年の条約及び協定内容と金銭の名目に「植民地支配」や「謝罪」などの言葉が含まれなかったのは、そのときの韓国の「請求権」が、一九三七年以降の戦争動員に限るものだったためであろう。そして、その賠償金はすべて韓国政府に渡され、国家が個人請求に応える形となった。」(249 頁)

「植民地支配を終えて二〇年もの歳月を経て作られた条約に、ひとことも「植民地支配」や「謝罪」の言葉がなかった理由は、おそらくここにある。日韓基本条約は、少なくとも人的被害に関しては、〈帝国後〉補償ではない。あくまでも〈戦後〉補償でしかなかったのである。」(251 頁)

・張博珍『植民地関係清算はなぜ成し遂げられなかったか　韓日会談という逆説』(ノンヒョン、2009 年)の誤読

：1949 年 9 月に李承晩政権が作成した『対日賠償要求調書』(以下、『調書』) の分析。『調書』が賠償要求の範囲を「中日戦争及び太平洋戦争期間中に限り直接戦争により我々が被った人的・物的被害」に限定したことを指摘

→65 年の経済協力の性格をめぐる指摘ではない。

＊同書はむしろ、韓国政府の「経済協力」＝「実質的な賠償」という解釈を批判

・憲法裁の決定と朴裕河の主張の落差

「さらに、特に、韓国政府が直接、日本軍慰安婦被害者たちの基本権を侵害する行為をしたのではないが、上の被害者たちの日本国に対する賠償請求権の実現、及び人間としての尊厳と価値の回復において、現在の障害状態がもたらされたことは、韓国政府が請求権の内容を明確にせず、「すべての請求権」という包括的な概念を使って、この事件の協定を締結したことにも責任があるという点に注目するなら、被請求人〔韓国政府：引用者注〕にその障害状態を除去する行為に進むべき、具体的な義務があることを否認するのは難しい。」(憲法裁決定)

③河野談話と国民基金は植民地支配への応答であった

・河野談話の過大評価と強制性の過小評価

「日本政府は、朝鮮の女性たちが日本軍の性欲を解決する道具になっていた理由が『朝鮮半島が日本の統治下にあった』結果、つまり植民地支配という精神的強制体制のもとでのことだったと認めていた。これは、朝鮮人慰安婦問題をめぐる実態を正確に見届けたという点、そのうえで責任を回避・縮小しようとしなかった点で、評価すべきであろう。」（237 頁）

「朝鮮に総じて貧しい女性が多かったのは、植民地支配の本質をついている。近代化しても貧しい人はあふれていたし、朝鮮人慰安婦問題が、性差別と階級差別以上に、〈植民地支配問題〉であるのはそれゆえのことである。そして「河野談話」は、そこのところに明確に応えた談話だった。その後、他国の慰安婦が現れて問題が複雑になるが、いずれにしても、少なくとも「河野談話」の文面が認めている「強制性」は、間接的な強制性のみだった。」（239 頁）

河野談話の文言の過大評価と安倍首相型の「意に反して」の矮小化

・国民基金についての説明の破綻と本音

「基金は［中略］戦後賠償に関する条約のために直接の国家補償はできないという限界を突破すべく［中略］「民間団体の衣をかぶせ」て間接補償を目指した、政府主導のものだった。／基金は、国家補償をしつつも、表向きはそのような形をとらないための、あくまでも〈手段〉だった。責任回避のためではなく、「責任を負う」ためのものだった。」（263 頁）

「［官僚の：引用者注］苦渋の選択が好意的に受け止められなかったのは、それを『不徹底なもの』とみなしたからである。しかし、そこで求められていたのは〈理念の徹底的な完遂〉ではなく、国家間問題と化した政治問題の解決だったはずだ。」（268 頁）

「基金は、不完全ながら曖昧な国家組織体に必要な程度の『謝罪と補償』は体現していた。『カネを出すのでよろしく』との、いささか軽薄に聞こえる言葉、しかしともかくも解決に動いた政治家の気持ちと行動を受け入れるかどうかの問題は、そのような曖昧さを引き受けるかどうかの問題でもある。」（***269*** 頁）

４．結び――いま、考えるべきこと

（1）『帝国の慰安婦』は被害者の名誉を毀損していないか

①『帝国の慰安婦』は兵士たちの目線／大日本帝国の論理による被害経験の再解釈

②謝罪と補償を求める要求を「記憶の隠蔽」と歪曲

③恣意的かつ誤謬に満ちた証言・史料解釈による自説の強引な展開。研究者としての職業倫理に適った実践と遵守すべき手続に従ったとは判断しがたい。

被害者たちが怒りを覚えるのは当然

（2）なぜ『帝国の慰安婦』は絶賛されたのか

①挺対協＝「反日ナショナリズム」批判／国民基金評価＝「戦後日本」礼賛

→「二つの歴史修正主義」によびかける『帝国の慰安婦』

②「リベラル派」の自壊現象

「和解達成を阻む主たる障害が被害者側の要求であるかのように主張し」「被害者に対して妥協や屈服を要求する」「和解という名の暴力」が日本で受け容れられるのは、「理性的な民主主義者を自任する名誉感情と旧宗主国国民としての国民的特権のどちらも手放したくない」「日本のリベラル派の秘められた欲望にぴたりと合致するから」（徐京植「和解という名の暴力」）。

→「1990 年代の問い」への反動

③「強制性」をめぐる否定派（安倍内閣 2007 年閣議決定）の主張の浸透

『朝日新聞』「検証」報道と秦郁彦説　→　『帝国の慰安婦』へ

『帝国の慰安婦』から考えるべきことは、これを礼賛した日本社会の知的頽廃の問題である。1990 年代以降の日本の国家責任をめぐる論議が、なぜここにたどりついてしまったかを再検証することが急務。

＊本報告は拙著『忘却のための「和解」　『帝国の慰安婦』と日本の責任』（世織書房、2016 年）をもとにしたものである。紙数の都合上、出典や参考文献については必要最小限に留めたため、より詳細な論拠については同書を参照されたい。

『帝国の慰安婦』の手法と目的

浅野豊美（早稲田大学）

＜急遽、準備したレジュメのため、正確な引用はしていない箇所あります＞

１．私の考える『帝国の慰安婦』の手法と目的

目的：帝国システムの構造的解明（→繰り返されるべきでないもの：知識人への受容）

民族主義が、そこから派生したところの元来の構造。卑屈にならずに忘れないための記憶整理

（民族自体はアプリオリに近代的なものとしては存在していない前提ありか）

一般的手法

「徴兵」や「徴発・徴用」の対象であった内外地兵士・内外地慰安婦への比較相関的分析

→帝国システムの中の民衆：階級・市場・ジェンダー・民族にまたがった異なる連帯の契機の探求、未発のままに終わったもの。

→存在したかもしれない契機（民族としての連帯のあり方への懐疑：現代から）の探求

「同志」的体験に係わる記憶の検証、「無化させ忘却するのは・・・暴力的」(朴 2014：84)

「民族主義の負の連鎖の克服」という問題意識　Cf.鄭の批判

普遍的価値：人権・女性としての尊厳に立脚した歴史の探究という問題意識は同じ。

２．鄭の批判のパラダイム：**「ハルモニの「名誉」を傷つけていないか」**

民族主義史観への依存なきや。「『帝国の慰安婦』事態」対処の基軸はどこ？

韓国・朝鮮民族の抵抗　対　日本帝国主義の抑圧

「民族の娘」としての「慰安婦」、ハルモニの「名誉」

蹂躙され汚され続けてきた民族の被害と抵抗精神を代表する神聖・高貴な存在

→民族の裏切り者「親日」「協力者」として位置づけられるようにみえる：激烈な反発

「加害者 vs 被害者」・「協力者 vs 抵抗者」二項対立が前提。

A:**「この本によって元慰安婦の方々の名誉が傷ついたとは思え」ない**

B:**「日本軍慰安婦サバイバーの方々の「名誉を傷つけるものである」」「被害者たちに苦痛を与える本である」　(Cf.思う、思わないの論争。反証可能性はない)**

→「名誉」と「苦痛」：「名誉」は何に由来するものか。

91 年以後にその名誉は回復されたもの：「民族の娘」としての名誉。

「民族」の「恥辱」として無視された時代の悪夢＝苦痛

思う・思わないの論争を生んでいる背景

「民族」をめぐる不安定な価値

北朝鮮を含むものかいなか。

現代でも反日を前提とすべきか。

人権・民主主義という普遍的価値といかに関係するものか。

帝国のなかで民族はいかに生まれたのか、元々そのままあったものか

→家父長制の位置が不透明：伝統か否か。家父長制的社会構造への無自覚

→業者の位置が不透明：協力者→反日派攻撃：倫理的批判圧力

３．朴の具体的手法と論争

「民族の娘」への相乗り、元業者の系譜「親日派」「協力者」の無反省・迎合批判

→民族主義的言説の押収の悪循環に巻き込まれない、国民的和解を前提とした異なる枠組みでのハルモニの名誉・女性の尊厳回復の試み

Cf.無反省・迎合「日本を永久に懲罰する」：韓国国内の「民族主義的な暴言」

日本の復古的民族主義による「売春婦」論、業者責任論・市場原理論、「日本人も苦労した」論

→戦時性暴力と「家父長制」の共犯関係への関心、帝国の拡張政策中の日本人慰安婦への関心

その上での朝鮮人慰安婦の歴史的位置の再定立

「性奴隷」をめぐる民族的帝国的社会状況の分析と「構造的強制」概念の定立

アプローチの違い：国民間の和解可能性への認識と責任観の違いから

朴の日本語版の書き方：粘り強く説得し相手の価値観に立ちながら訴える手法

→「帝国の拡張には必ず女性がいた、その役割を総力戦期に朝鮮女性も担わされた」

鄭：民族の敵をはっきりさせ怒り闘う書き方（「明晰さを欠く」「叙述の欠陥」あり批判 P2）

帝国システムの中のアクター洗い出し⇔「歴史修正主義者と同じ」

鄭→朴：陰性親日派、日本民族主義者の味方、闘う意志を弱める叙述

「国家責任あいまい化」批判、「業者主犯・日本軍従犯」批判（P4）

Cf.「先統一後民主論」と「先民主後統一論」と同じで、両方が複雑に絡まるのが現実

朴→鄭：「法的責任」は業者から。民族主義の悪循環、暴言応酬停める。怒り・正義の起源

「鄭栄桓は私が慰安婦問題の「その責任を日本国に問うことはできない」(480)としたかのように整理している。しかし、私は「法的責任を問うにはまず業者の責任を問わねばならない」と述べただけで、日本国に責任がないとはいっていない。なお、知られていない様々な情況に鑑みて判断すれば、「法的」責任を前提とした賠償の要求は無理、というのが私の考えである。私が「業者」といった中間者の存在に注目するのは、日本国の責任を否定するためではなく、彼らこそ過酷な暴力と強制労働の主体であり、そのような暴力や強制労働から利得をあげた存在であるからだ。誘拐や詐欺などは当時も処罰の対象であったのである。何よりも、慰安婦の中の「恨み」が彼らに向けられている点とも関わっている。」

例：性奴隷論をめぐる応酬

鄭：「未成年者徴集の矮小化」、法的責任根拠としての「性奴隷論批判」の批判 P5

「未成年者徴集は植民地支配下での「慰安婦」徴集の本質的特徴である」

朴：現在のハルモニは、生きている最後の世代の慰安婦、主流は既に死去

未成年者徴集の法的責任はまず業者から問われるべき

「業者の逸脱のみ問題視するならば軍慰安所制度そのものの責任が免除されるのは、当たり前の論理的な帰結であろう」(481)と書いている鄭栄桓の「飛躍」には驚きを禁じ得ない。私は「軍による慰安所設置と女性の徴集、公権力を通じての連行」(482)を同列に置きながら「例外的なこと」として述べてはいない。私が例外的なこととして述べたのは朝鮮半島における「公権力を通じての連行」のみだ。にもかかわらず鄭栄桓は、上記のようなかたちで要約しており、あたかも私が「軍による慰安所設置」までも例外的なことだと見なしているかのように見せようとしている。

例：P2「愛国的存在として、日本軍兵士に『同志意識』をもち、『同志的関係』を結んだ」

→（「強引な解釈」論は諸刃の剣。自己枠組み自覚の重要性）

「愛国的存在であることを期待され、日本軍兵士に『同志意識』をもち、『同志的関係』を結ばされた。帝国システムの中で。」と恐らく朴は言いたいはず。

「「構造的な強制性」という概念はまさに私が『和解のために』で初めて使ったものだった。」

４．現代の日本在住研究者の視点から

鄭栄桓現象（A 組 B 組の対話の起源・「朴裕河」現象）：反証可能性のない造語

旧い革袋に新しいお酒を入れる。新たな実証研究の成果＝新しいお酒（A→B）

旧い革袋：抵抗と抑圧、民族主義と帝国主義

・「新しい革袋などない。帝国主義への同調にすぎない」（B→A）

→（日）先輩たちが培ってきた植民地研究の「伝統」への配慮心によって支えられる。

「日本人には言う資格がない」

（韓）喝采、安堵

朴裕河現象：新しいお酒をいれるための「新しい革袋」模索への期待

「「植民地支配」を問うにあたって、「民族主義」を拠り所とする以外の道はほんとうに存在しないのか」（西：2016）。

異なる時代認識、異なる世代をベースにした模索

二つの現象：相互の研究者自らの感情・意識の応酬（私の演繹的再解釈、反証可能性なし）

B→A：

「民族主義」を拠り所とする以外の道はない。

「リベラル派の秘められた欲望」隠された帝国意識

「加害者を批判せずに、被害者に責任を転嫁している」知的退廃

日本国内の「民族主義的な暴言」を容認するから、韓国の「民族主義」が助長される

C→B→A：（A=C なり）

「和解を堀崩そうとする欲望」日韓連帯の政治的阻止、「共和国」を含む民族主義構築の必要

A→B：韓国の民族主義を無批判に肯定（大義名分としてのハルモニの名誉・苦痛）

人権・民主主義＝普遍的価値を基軸とする「和解」ある種の秩序への攻撃・排除

Cf.右派（C）は漁夫の利：

朴の論理を換骨奪胎することで、復古主義を肯定する議論を強化

鄭の攻撃により、朴の議論が復興主義を肯定しているという誤解が広まる。

日本の国内冷戦と結びついたそれぞれの先祖（多くの変化あり、近代性論など）

A：近代化論、B：階級闘争史観、C：復古主義史観

５．最後に－私の見解

名誉・人権・尊厳・民族：様々な「正しい和解」を前提としている議論という点で、（あるかどうかわからない）二つの欲望は同じ土俵にあるのでは（悪循環による蜃気楼現象か？）

方法論的違いも摩擦を生み出している原因(「見たいものをみる」運命からは誰も逃れられない)

→相互の手法の尊重と寛容が必要。

演繹的手法：コンセプトを構築、思想史的手法

帰納的手法：史料に登場する言説への禁欲的姿勢

帰納的手法のみでは最後の結論は出ない。大理論への無意識的依存。

演繹的手法のみでは言説分析、「空中戦」となる。

鄭「倫理と対象との緊張関係を見逃した方法」「歴史を書く方法としては適切でない」

朴「私の「方法」を理解できなかったことに起因する批判に他ならない」「「証言の簒奪」はかえって、鄭栄桓のような態度と考え方を持った人々の側から起こる」

私Ａの見解：「秩序が存在している状態」：現在の「和解」の限界：2015 年 12 月の合意

最初から深い和解をアプリオリに前提とすることは無理：反発の悪循環を生む

ようやくかろうじて生まれた政治的枠組みを土台とした、市民間対話が必要

レッテル張り、黒い泥を浴びせて顔を黒いと批判する手法からの可能な限りの決別

「可能な限り全体的で、でき得る限り偏見なき清算を、この時代の成果として共に残そうではありませんか」。その可能性を共に最大限追求する（努力する）ために対話はある。

Cf.国内の政治問題：沖縄問題であり福島であれ、少数者は正義と法を唱え多数者は社会の安定やいわゆる和解を唱える。国内でさえ難しいものをいかにして国境を越えた形で実現するのか、それが我々の時代に問われている。

新しい時代の歴史認識の模索＝「歴史共同研究」より重要

資料実証的な手法のみに依拠しては、元「慰安婦」の女性達の尊厳は回復できない。

何らかの価値に依拠し、それを解釈し直して歴史の中に位置づける必要がある→論争

幅のある解釈が可能：論争の応酬→究極的には知的マーケットの中での選択

学問の自由の重要性

学問の自由とハルモニの名誉（民事）・公益としての民族的名誉（刑事）をめぐる裁判

学問の自由は手段的価値、ハルモニの名誉は可塑的

女性の権利の拡張も、民族的権利も、学問の自由が生み出したもの

Cf.「構造的な強制」論の先駆的意義、戦争動員よりもむしろ帝国の拡張構造に由来することの指摘、植民地責任論の起源、慰安婦論争は地に足のついた植民地責任論

「良心的な」学者ですら「物理的な強制性は否認しているのだから、その部分は信頼すべきではないのか」と述べるために使っただけだ。その後、軍人が引っ張って行ったというような強制性に対する問題提起が受け入れられるにつれ、論議が「人身売買」へと移っていったことは周知の事実だ。今では「構造的な強制性」があるという者は少なくないが、「構造的な強制性」という概念はまさに私が『和解のために』で初めて使ったものだった。多くの者が「強制連行」とばかり信じていた時点から私は強制連行でないと分かっていたので、「強制性」について否定的な者たちによるこの問題への責任の希釈を防ごうと、10 年前に「構造的な強制性」について述べた。また『帝国の慰安婦』で「強制性の有無はこれ以上重要ではない」と書いた。私は韓日の対立の責任を挺対協だけに転嫁しているのではない。日本側も明らかに批判した。にもかかわらず鄭栄桓をはじめとする批判者たちは、私が「加害者を批判せずに、被害者に責任を転嫁している」と規定し、以後その認識は拡散した

Cf.90 年代史の試みから学んだこと

・自分が生きていた時代が歴史となった。アジア女性基金・資料委員会での体験

家父長制の問題、業者の責任と国家責任の関係：新しい観点による資料の重要性の変化

・１４－１５歳の慰安婦の最年少世代の声：ようやく現代に届くことになった。むしろ、女性の尊厳・人権意識の高まりの中、拡大する。

Cf.軍国少年世代の男性高齢者の引退

Cf.学生向け授業材料

＜認識論的論争：理性と感情の融合物＞

そう思う／思わない　「おまえの顔は黒い」「いや黒くない」

これこれといっているからそう思う。＼他の所でこれこれといっているからそう思わない。

（これこれ：都合の良い選択→相手が全体として言いたいことをまず理解せよ）

第三者に向かって（各自の個性と、その時の態度が反映される）

そう思おうよ。そうだよね。（サークル的）

そう思うべきではありませんか。（説得的）

そう思わないのはおかしい。（批判的論争的）

そう思わない。そうですか。（軽視）

そう思わないのならばご勝手に。（無視・無関心）

朴裕河『帝国の慰安婦』（朝日新聞社、2014 年）を批判する
――日本人「慰安婦」研究の立場から――

2016.03.28　小野沢あかね

〔はじめに〕

『帝国の慰安婦』については実に多くの問題点を指摘することができるが、本書の問題点が最も凝縮しているのは、朝鮮人「慰安婦」被害者の証言を恣意的に切り取り、その自発性や愛国、日本兵との同志的関係を恣意的に作りだしている点だと思われる。その際、本書はからゆきさん＝日本人「慰安婦」＝朝鮮人「慰安婦」であるとの恣意的前提に基づき、まずからゆきさんの愛国と誇りを恣意的に作り出し、日本人「慰安婦」の愛国・日本兵との同志的関係を過度に強調することによって、朝鮮人「慰安婦」のそれらを恣意的につくりだすという論旨になっている。さらにそうやって恣意的につくりだした愛国・自発性・同志的関係が、性奴隷制概念への批判・売春婦差別批判へとつながってゆく。本報告では、以上の論旨を日本人「慰安婦」研究・売買春史研究の立場から批判し、この本の内容を評価する風潮のなかにフェミニズムやジェンダー史を掲げる人たちがいるのはなぜなのかを問いたい。

あらかじめ次の点を強調しておきたい。報告者は日本軍「慰安婦」被害の多様性を探求すること、「慰安婦」徴集に朝鮮人を含む業者らが介在したことについて明らかにすることは重要だと思っている（ただし、朝鮮人を含む業者の研究の重要性は以前から長らく指摘されてきたことであり、先行研究も存在する[1]。『帝国の慰安婦』の特徴は、朝鮮人業者の責任を強調する一方で日本国家の法的責任を問えないとするところにある）。加えて、被害者をその前歴（売春をしていたか否か）で差別してはいけないこと、からゆきさんなど売春する女性や「慰安婦」被害者が、人身売買や戦時性奴隷制のなかでも自らの意思で苦闘したこと、証言のなかで過去の経験のある部分を「楽しかった」などと発言していることの意味をその人の置かれていた境遇や、人生経験と証言の「全体」の文脈のなかで位置付けて理解しようと努めるならば、それは重要だと考えている。だからこそ、報告者はその多くがもともと娼妓・芸妓・酌婦であった日本人「慰安婦」についての調査・研究を行っており[2]、一方で、戦後沖縄における米兵向けバーの元ホステスの女性とその家族への聞き取りを続けている[3]。

しかし、「慰安婦」被害の多様性を主張したいからといって、根拠なく、あるいは数々の文献と被害者証言の一部を、その文脈を無視して自己に都合よく恣意的に切り取って話をつくってはいけないことは言うまでもない。本書は、随所で、もとの文献の文脈を無視した恣意的引用を行っている。とくに、被害者証言についてそれを行っている点については、まさしく「暴力」であると言っても過言ではない。

1　からゆきさんの愛国・誇り・生きる力：森崎和江『からゆきさん』からの恣意的引用

まず『帝国の慰安婦』がからゆきさんの自発性と愛国をどのような根拠で主張しているのかについて

1　西野瑠美子『従軍慰安婦と十五年戦争――ビルマ慰安所経営者の証言』明石書店、1993 年、尹明淑『日本の軍隊慰安所制度と朝鮮人慰安婦』明石書店、2003 年、吉見義明「日本軍性奴隷(「従軍慰安婦」)制度研究の現段階」『季刊戦争責任研究』38 号、2002 年。

2 戦争と女性への暴力リサーチ・アクションセンター編（西野瑠美子・小野沢あかね責任編集）『日本人「慰安婦」』現代書館、2015 年、小野沢あかね「芸妓・娼妓・酌婦からみた戦時体制――日本人「慰安婦」問題とは何か」歴史学研究会・日本史研究会編『「慰安婦」問題を/から考える』岩波書店、2014 年。

3小野沢あかね「米軍統治下沖縄における性産業と女性たち：1960―70 年代コザ市」『年報日本現代史』18 号、2013 年、同「女たちにとっての性産業」『新沖縄県史　女性史編』沖縄県、2016 年 3 月刊行予定。

みてみたい。少し長いが本書からその部分を引用しよう。

> 韓国併合以前から多くの日本人たちは朝鮮半島に移ってきて暮らすようになっていた。その中には騙されて売られてきた少女や、生きることに困窮していた貧しい女性たちが少なくなかった。彼女たちの〈移動〉に手を貸し、黙認したのは国家権力と民間業者だった。その意味で後日の「慰安婦」の前身は「からゆきさん」、つまり日本人女性たちである。（中略）最初は自分たちが国家によって動員されているとは意識せずに家族のための献身を意識し、故郷意識が強かった彼女たちは、戦争がはじまると日本人意識が強くなり、男たちの後ろから面倒を見るようになった。
>
> 志士たちは天皇の国に幻想をもち、からゆきはふるさとのしあわせにまつわる幻想をいだいていた。次元をまるでこと異にするこれらふたつのからゆきが、それでも、ふと相まみえたときがあった。海を越えた志士たちは、からゆきさんがはたらく娼楼を足がかりにしたのである。「すすんで志士の世話をし」たと『東亜先覚志士記伝』にある。からゆきさんをかれらは娘子軍と呼んだ（森崎、226 頁）**【A――引用者】**
>
> 「娘子軍」とは、社会の最下層で苦しみながら働いていた彼女らを「軍人」に見立てた言葉である。家族や国家による犠牲者だったはずの彼女たちが国家勢力の拡大に役立つと知り、〈国家のため〉の役割を担う存在として認識されていく過程で作られた言葉でもある。後世の慰安婦もまた「娘子軍」と呼ばれ（『毎日グラフ　別冊日本の戦歴』〈1968〉21 頁の写真キャプション）、慰安婦たちはそのように国家による被害者でありながら、国家の呼び声に応えて、「すすんで」、〈愛国者〉となっていった。それが国家の不条理な策略だったのはいうまでもない。しかし問題は、遠い外国で辛い生活を送っていた彼女たちにとって、その役割が〈誇り〉となり、生きる力になりえていたという点である。そのことで彼女たちは、家父長制と国家の被害者でありながら、〈貧しい被害者〉の立場を乗り越えて、自立した主体性をもつ存在になろうとしたのである。「シンガポール近くではおよそ六千人のからゆきさんがいて、年に一千ドルのかせぎをあげて、それをこれら邦人が借りて商業がいとなまれていた」（森崎、232 頁）」という話も、そのような状況を語っている。もっとも彼女たちは 1990 年代以降に問題化した「慰安婦」たち、つまり最初から軍人を慰安するために動員された「軍慰安婦」と同じ存在ではない。それでも、からゆきさんの末裔――「慰安婦」の本質はここにある（『帝国の慰安婦』37～38 頁）。

からゆきさん（途中から主語が慰安婦に変わり、その後ふたたびからゆきさんの話に戻っている）が国家の呼び声に応えて「すすんで」愛国者となっていき、その役割が誇りとなって生きる力になり、自立した主体性をもつ存在になろうとした、という本書の主張の根拠は、森崎和江『からゆきさん』（朝日新聞社、1976 年）から引用した A 部分のみである。しかし、『からゆきさん』のこの引用部分とその前後を読んでみると、からゆきさんがすすんで愛国者になったとか、それが誇りになり生きる力になったとは、森崎は言っていないことがわかる。切り取られたこの引用の実際の文脈は下記のとおりである。

> からゆきさんが海をこえだしたころ、九州を中心にして、別の一群がやはり国をではじめていた。志士と自称した人々である。（中略）かれらが直接・間接に関係した福岡の玄洋社は、その初期は民権派にちかい結社だった。民権とはいっても、そのころの民権運動は、政治上の封建的身分をこわすというものだった。社会的な身分である階級とか家族制度とか公娼制度などに対しては、植木枝盛ひとりが関心をもつことができたにすぎない。そんな当時に民権派のちかくにいたこともあるという程度の志士たちであったから、海のそとへ出稼ぎにいく人々のことには、まるで関心はなかったのである。（中略）思えば奇怪なことである。かつて特権階級であった士族の一部が、その特権意識を時流に生かせなくて海をわたり、いっぽうかれらに無視されたまずしい人々が、いまこそ夢をみのらせようと、海を越えていた。**[ここに A 部分がはいる――引用者]**　「娘子軍は多く九州方面の出身者が多かったが、

氷雪肌をさく西伯利の広野の果まで進むに当っても純然たる日本の服装をなし、僅に一枚のショールを纏ふて寒さを凌ぎつつ突進するのが常であった」(『東亜先覚志士記伝』) たくさんの志士たちのなかで、宮崎滔天と内田良平とは、どちらも九州の生まれで同じころ相次いで運動にふみこんでいる。(中略)「当時のシベリアには至る所に日本の娘子軍が居り、実に日本の娘子軍はシベリアにおける邦人移民の先駆者であったと云っても過言ではなかった」(『国士内田良平伝』) このように志士たちは語っているが、内田良平たちがシベリアを横断していたころ会寧のちかくの海では、あかい腰巻だけの娘が三人、男たちにつれられて息もたえだえになってのっている、日本の漁船が保護された。門司からの密航船だった。北にも南にも、ひろいアジアのいたるところに日本娘がいて、かれらに不自由をさせなかった。(中略) からゆきさんはかれらにまめまめしくつかえている。けれどもけっきょくそれは、青楼にのぼる客たちへの心づかいにすぎない。ふたつのからゆきは、あいまじわるかのようにみえながら、ついにひとつになることはなかったのである。からゆきさんにとってクニは、ふるさとであった。志士たちは、ふるさとを棄て、一身をかえりみることなく、天下国家をうれう特権にひたっていた。」(森崎和江『からゆきさん』224-229頁)

つまり、玄洋社などが特権意識にひたってアジアで活動する際に、からゆきさんたちが「すすんで志士の世話をした」と述べているのは『東亜先覚志士記伝』だということである。1933年から1936年にかけて、黒龍会が編纂・刊行したこの本が、からゆきさんは「すすんで志士の世話をした」と言っていたとしても、からゆきさんたちが実際そう考えていた根拠にはならないことはいうまでもない。実際、上記の引用を読めばわかるように、森崎和江自身は、志士たちの特権意識と、からゆきさんのふるさと意識は別物であり、まじわることはなかった、「からゆきさんはかれらにまめまめしくつかえ」たけれども、それは「青楼にのぼる客たちへの心づかいにすぎない」と述べているだけである。客につかえるのと、愛国的役割を果たして誇りを持ち、誇りが生きる力となって自立した主体性を持つのとは違うだろう。ちなみに、森崎和江『からゆきさん』には、売られて売春をしながら愛国意識を持ち、それが誇りとなり生きる力となって自立した主体性を持った女性の話はほぼ出てこない[4]。森崎の本の論旨はスケールが大きい多彩なものだが、その多くの部分を占めているのは人身売買の横行についてである。

2　日本人「慰安婦」証言の恣意的利用

このように、からゆきさんの愛国と誇りと生きる力を恣意的に解釈した上で、本書はからゆきさん＝日本人「慰安婦」＝朝鮮人「慰安婦」説にのっとって、日本人「慰安婦」の証言から朝鮮人「慰安婦」の自発性と愛国と日本兵との同志的関係を恣意的につくりだしている[5]。

朝鮮人「慰安婦」被害者の証言は、誰のどのような文脈での証言なのかが一切示されておらず、日本兵と一緒に遊んだり、日本人から好きと言われたり、物をもらったりしたことに関する部分のみが切り取られて引用されており、朝鮮人「慰安婦」が自発的に日本兵を慰安し、同志的関係にあったこことの根拠とされてしまっている。このように、朝鮮人「慰安婦」被害者の証言を恣意的に切り取って自己に

[4] わずかに、3行ほど、次の記述がある。「日露戦争の時は、海外の娼妓たちは献金に応じ、せめてそれで日本と名のり出したふるさとと結びつこうとした。ロシア兵を客にして、それでも日本と結びつこうとした。国内でも芸娼妓はわれさきに献金した」(森崎和江『からゆきさん』朝日新聞社、1976年、172頁)。また、上海での娼妓奉公から逃亡し、シンガポールに渡ってマッサージ店を営み、色町には近づかず、「ジャパニーズ・マッサージは客商売じゃなかと。日の丸ば胸におさめた民間外交じゃいけん、身ぎれいにきりりとして、決して日の丸に指ささるるようなことをしちゃいかんばい」(同、190頁) と語ったおヨシの話は出て来る (「おヨシと日の丸」同)。

[5] 『帝国の慰安婦』73頁。

都合よく解釈している点は、本書の問題点が最も凝縮している点だが、梁澄子氏と鄭栄桓氏が、具体的な被害者証言をあげて詳しく説明しているので、ここでは述べない[6]。

ここでは、日本人「慰安婦」だった女性たちの残した証言のなかにときにみられる「慰安婦」時代を「楽しかった」「ましだった」などという発言をどう考えるべきか、報告者の考えが『帝国の慰安婦』とどう違うかを指摘しておきたい。こうした日本人「慰安婦」の証言をその個人史のなかにおいてみると、「慰安婦」になる前は廃業の見込み無く売春を強要される奴隷的境遇にあり、戦後は、貧困・孤独、根深い差別・侮蔑のなかにあったこと、それに加えて日本人「慰安婦」は将校の相手をさせられることが多かったことなどにより、相対的にましな時代として「慰安婦」時代が浮かび上がってきてしまうからなされる証言であることに気づかされる。近代日本では本来禁止されているはずの人身売買の慣習が広く行われ、その担い手が公然と活動できる社会のなかで、当初から軍部はこの慣習を利用して「慰安婦」徴集を行った。そうしたなか、人身売買され廃業の見込みのない奴隷的境遇にあった女性たちが、業者に転売されて、あるいは、軍に指示された斡旋人の、軍「慰安婦」になれば借金を返済できて自由になれるとの言葉に一縷の期待を持って応じたこと、その際、「お国のためになる」「死んだら靖国神社に祀ってもらえる」「軍属扱い」などと言われたことがその背中を押したことがわかる（一方で、だまされて「慰安婦」にさせられた日本女性もいた）。同時に、1942,43,44 年と、日本内地の企業整備の進行のなかでの遊廓や芸妓置屋の転廃業のなかで、芸妓・娼妓・酌婦の女性たちは軍部か軍需工場相手の「慰安婦」になる以外その生存の選択肢がきわめて狭められていたということも背景にある。したがって、報告者は、なぜ近代日本社会には日常的に人身売買と性奴隷制が存在したのか、そして、人身売買が「慰安婦」徴集にどのように利用されていったのかを解き明かしていくことが重要と考えている[7]。

ところが、『帝国の慰安婦』は逆に、日本人「慰安婦」の証言から恣意的につくりだした朝鮮人「慰安婦」の愛国と日本兵との同志的関係や愛情などに基づき、性奴隷制概念を批判し、日本国家を免罪する方向へ向かうのである。

３　性奴隷制批判・「売春婦」差別批判

『帝国の慰安婦』の性奴隷制批判は次のようなものである。

「「性奴隷」とは、性的酷使以外の経験と記憶を隠ぺいしてしまう言葉である。慰安婦たちが総体的な被害者であることは確かでも、そのような側面のみに注目して、「被害者」としての記憶以外を隠ぺいするのは、慰安婦の全人格を受け入れないことになる。それは、慰安婦たちから、自らの記憶の〈主人〉になる権利を奪うことでもある。他者が望む記憶だけを持たせれば、それはある意味従属を強いる。」（143 頁）

「彼女たちを「性奴隷」としてのみイメージし続けるのは、苛酷な生活の中であえて持とうとした、彼女たちのわずかな誇りさえも踏みにじることでしかない。「慰安婦のための」物語であるはずの「少女物語」は、彼女たち自身の本当の誇りを守ることには関心がなかった。（中略）性奴隷以外の記憶を抑圧し

---

6 梁澄子「被害者の声に耳を傾けているか？」『Fight for Justice ブックレット 3　朝鮮人「慰安婦」と植民地責任』御茶の水書房、2015 年。鄭栄桓『忘却のための「和解」――『帝国の慰安婦』と日本の責任』世織書房、2016 年、78-82 頁。頭がくぼむほどめちゃめちゃに軍人に殴られた黄順伊さんの証言の一部を、前後の文脈からまったく切り離して、自己に都合よく恣意的に解釈していることを鄭は詳しく論じている。

7 前掲『日本人「慰安婦」』。前掲「芸妓・娼妓・酌婦からみた戦時体制――日本人「慰安婦」問題とは何か」。戦争と女性への暴力リサーチ・アクションセンター編（西野瑠美子・金富子・小野沢あかね責任編集）『「慰安婦」バッシングを越えて』大月書店、2013 年。

つつ慰安婦自身の生きた記憶より理想化された〈植民地の記憶〉を、彼女たちは代表することになっている。」（152 頁）
「支援者たちが主張してきた「性奴隷」認識もまた、「売春婦」差別につながるものでしかないのである。」（276 頁）

本書はまず、「「性奴隷」とは、性的酷使以外の経験と記憶を隠蔽してしまう言葉」「わずかな誇りさえも踏みにじる」イメージであるとしている。つまり、性奴隷制のなかに置かれた人間には、何らの自発性も、何かに楽しみを持つことも恋愛もあり得ないという主張であり、換言すれば、性的酷使以外の経験と記憶が少しでも存在する人間は奴隷ではないという主張だ。そして、このような性奴隷イメージによれば、様々な人間的感情を持って「自発的に」売春している女性たちの主体性や人間性を軽んじることになり、したがって「売春婦」差別になるということなのだろう。

しかし、よく知られているように、性奴隷制の定義は奴隷条約（1926 年）における奴隷の定義に基づくものであって、その定義は、奴隷というものが、酷使以外の経験と記憶を持たないものであるとは言っていない。また、「監禁されている」人間だけが奴隷とも言っていない。たとえ奴隷状態にあっても、人間である以上、意思を持ち、強いられた境遇の中でもよりましな生存を求めて苦闘し、何かに楽しみを見出したり、愛情を持つことがあるのは当然のことである。それは奴隷制研究を紐解いてみるまでもないだろう[8]。

本書のこの部分は、「慰安婦」被害者や、性奴隷制のなかにあるその他の人々の心情を慮る言葉のように、一見、装いながら、その実、広く流通している誤った奴隷イメージに訴えかけることで、性奴隷制概念が本来持っている、苛烈な支配被支配関係の構造を告発する役割を雲散霧消させてしまう効果を持つ。重要なことは、通俗的な性奴隷イメージを排し、性奴隷制概念の正確な意味とその役割を広く普及定着させ、性奴隷制研究をより深めていくことだろう。

〔おわりに〕

みてきたように、本書は、からゆきさんや日本人「慰安婦」の愛国や自発性を恣意的に強調し、からゆきさん＝日本人「慰安婦」＝朝鮮人「慰安婦」という誤った前提にたって、朝鮮人「慰安婦」の自発性や愛国を恣意的につくりだした上で、性奴隷制概念を批判し、日本の法的責任をないものとする議論を展開している。

ところで、こうした議論を展開する本書を、フェミニズム・ジェンダー史を掲げる一部の人たちが評価するのはなぜだろうか？

売春する女性たちや「慰安婦」に、主体性、自発性、たくましさがあったはずだという観念的理解、そして、それらを言説のなかに読み取りたいという欲求がフェミニズム・ジェンダー史の一部にあるからではないだろうか。そのような観念的理解や言説だけで、売春する女性たちや「慰安婦」被害者の経験を決めつけてはいけないのではないかと報告者は考えている。売春する女性たちや「慰安婦」被害者たち自身に直接寄り添い、あるいは、近づけるところまで近づく努力を絶えず行い、その人たちの置かれていた境遇を踏まえた上で、その人たちの側から見えて来るものがどのようなものなのか、私たちの理解の及ばないことであるかもしれないことも念頭に置いて、謙虚に向き合う必要があるのではないだろうか。

---

[8] たとえば、近年の作品、フレデリック・ダグラス著、樋口映美監修『アメリカの奴隷制を生きる――フレデリック・ダグラス自伝』彩流社、2016 年、を参照のこと。

＜コメント＞

2016 年 3 月 28 日　梁澄子

報告者の岩崎稔さんからは論文「『慰安婦』問題が照らし出す日本の戦後」（以下、岩崎論文）が出されたので、これを基に議論がなされるものと考え、コメントします。

１.『帝国の慰安婦』および岩崎論文中の挺対協および支援運動に関する記述には、事実に合致しないと思われるものがあります。

（1）

「慰安婦問題」が「戦争での性暴力問題」ならば、朝鮮戦争での韓国軍の問題、ベトナム戦争での韓国の問題､米軍基地周辺の公娼を許容することで､軍隊慰安婦制度の維持に加担している韓国も、また同様に批判されなければならない。（中略）何よりも慰安婦問題は、軍隊の駐屯を暗黙的に容認している韓国もまた、無責任でいられる問題ではない。そのような矛盾を隠しての圧迫運動は、韓国自身を矛盾の中に追い込むものでしかない。（『帝国の慰安婦』171ｐ）

「慰安婦」問題が日韓の、植民地主義の暴力が引きおこした事態であることを明確にしつつ、それとともに、アメリカの軍事基地、軍事施設のまわりにつねに再生産される構造的な性差別と性暴力を問う地点にまで問い詰められるべきである。各国議会での日本政府を批判する決議は大きな前進であるが、それを越えたところをつねに展望することがないかぎりは、そこでも民族主義による記憶の操作が起こってしまう。（岩崎論文 251ｐ）

これらの記述は、挺対協の運動が日本軍「慰安婦」問題にのみとらわれているという認識の下に書かれているように思われますが、以下のような事実についてはご存じでしょうか。

・挺対協が 2012 年 3 月 8 日「ナビ基金」を設立して、コンゴの内戦下性暴力被害者のシェルターに支援を開始し、翌 2013 年からはベトナム戦争時に韓国軍によって性暴力被害に遭った女性たちへの支援を開始、ベトナム戦争時の韓国軍による民間人虐殺と集団性暴行に対し、過ちを認め、責任ある措置をとるよう韓国政府に求める声明を発表している事実､ベトナムではナビ基金の存在が知られて、被害女性が名乗り出るきっかけとなり、さらに支援対象者が増えているという事実、これらの活動が 2002 年に挺対協代表を退いた尹貞玉さんが「韓国ベトナム市民連帯」を結成して、韓国軍による性暴力被害者を調査する活動をおこなってきたことに端を発しているという事実。

・2012 年 8 月に発足した「基地村女性人権連帯」に挺対協が準備委員会段階から参加していること、この「基地村女性人権連帯」が 2014 年 6 月 25 日に提訴した「米軍慰安婦」訴訟の支援団体であること、同訴訟の原告らは水曜デモに参加したり、日本軍「慰安婦」被害者らとキャンプをしたり、長く交流をはかってきており、両者の間に深い共感があるという事実。

（2）

韓国では､『帝国の慰安婦』の出版差し止めを求める訴訟が起こされた。それほどに挺対協が特別な権威を与えられてしまっていること自体が不健全であるとした問いかけは今もけっして十分には受け止められていない。（岩崎論文 244p）

「それほどに」という文言から､『帝国の慰安婦』の出版差し止め訴訟と「挺対協の特別な権威」なるものを結びつけているように読めますが､『帝国の慰安婦』をめぐる一連の裁判は「ナヌムの家」に在住する「慰安婦」被害者 9 人によって起こされた裁判であり、提訴のことは事前に挺対協には一切知

らされておらず、訴状で問題とされた記述の中にも挺対協批判の部分は入っていません。
従って、この一文は事実誤認によるものではないかと思いますが、いかがでしょうか。

このような質問をすることは「ほのめかしや揶揄、揚げ足取り」と取られるかもしれないと危惧しつつ、やはり一つ一つの記述に納得ができなければ、運動に対し自省を求める岩崎さんの論文の趣旨を深く受け止めることができないため、あえていくつか質問しました。

２．より本質的な問いは、「『慰安婦』問題を民族の言説で語ろうとするときに、犠牲者を抵抗の主体として描きたいという欲望が問題を起こしてしまっている」（岩崎論文 246p）という指摘だろうと思います。私は、文字どおりの意味で、これには同意します。今も、韓国の言説の中には、事実に基づかない「民族言説」が多々あり、弊害を生んでいます。しかし、そのような「欲望」の震源地に挺対協があり、「民族言説」を生産している主犯であると考えているのだとしたら、それに頷くことはできません。私が知る挺対協は、被害者のありのままを記録し、人々に知らせようと努力してきましたし、韓国の民族言説が被害者の経験や「慰安婦」問題の実態を歪めようとすることに対しては異議申し立てをしてきました。

『帝国の慰安婦』は、「『慰安婦』をめぐる韓国における集団記憶を形成し固めてきたのは韓国の支援団体『韓国挺身隊問題対策協議会』である」（133ｐ）とし、被害者たちの「声を無視」し「記憶を横領」する者として挺対協を描きだしています。

> これまで慰安婦たちは経験を淡々と話してきた。しかしそれを聞く者たちは、それぞれ聞きたいことだけを選びとってきた。それは、慰安婦問題を否定してきたひとでも、慰安婦たちを支援してきたひとたちでも、基本的には変わらない。さまざまな状況を語っていた証言の中から、それぞれ持っていた大日本帝国のイメージに合わせて、慰安婦たちの＜記憶＞を取捨選択してきたのである。（101ｐ）

『帝国の慰安婦』には、朴裕河さん自身が聞き取った被害者の「声」は出てきません。朴さんは、挺対協が編纂した証言集 5 巻（全 6 巻あり、中国在住朝鮮人被害者の証言集が他に 2 巻ある）の中からたくさんの証言を引用しています。つまり、被害者の記憶を「取捨選択」し「聞きたいことだけ選びとってきた」挺対協が記録した証言集を読むことによって、朴さんは「これまで慰安婦たちは経験を淡々と話してきた」ことを知ったわけです。実際、挺対協と挺身隊研究所が編纂した証言集を読めば、誰もがそのことに気付くはずです。そこには、朴さんが『帝国の慰安婦』の中に「取捨選択」して盛り込んだ「過酷な生活の中でもありえた恋愛」や「軍人との平和なひととき」が、ありのままに記録さているからです。にもかかわらず、そのような記憶を隠蔽してきたのは挺対協だ、という論旨が私には理解できません。
これについてのお考えをお聞かせください。

『帝国の慰安婦』は、「証言を加工した二次生産物が、慰安婦のありのままの生をますます見えにくくしている最近の代表的な例」（152p）として、アニメ『少女の物語』が「彼女が『自分から』行ったという証言での言葉は、アニメーションでは消えている」（151p）ことを挙げています。しかし、実際には、この言葉はアニメーションでもはっきりと出ていますし、字幕にもそのまま出ています。これについて朴裕河さんは「若手歴史学者たち、『帝国の慰安婦』を語る」に対する反論（**『歴史問題研**

究』第 34 号（2015.10）の中で「私がこのアニメーションを見た時には間違いなくあった（ママ＝間違いなく消えていたの意）。私は根拠のない批判はしない」（原文韓国語「내가 이 애니메이션을 보았을 때는 분명히 있었다. 나는 근거 없는 비판은 하지 않는다」）と反論しています。しかし、私は最初にこの記述の間違いに気付いた時に、同作品の監督に「この部分の音声を消したバージョンがあったのか」とメールで問い合わせをしましたが、監督は私のメールで初めて『帝国の慰安婦』の記述を知って驚くと共に、そのようなバージョンはないという返事をくれました。

３．私は、運動に誤謬がなかったとは思っていません。真摯に反省すべき点は反省し、ご指摘に対して熟考したいと思っています。しかし、違和感が拭えないのは、見落とされている点があると思うからです。

運動に関わり始めた当初、出会った被害者たちに「何を望むか」と尋ねると、必ずと言っていいほど戻ってきた答えは「もう一度生まれ変わって、普通に結婚して普通に子どもを産んで、普通の女の人みたいに生きてみたい」というものでした。決して適わない原状回復を望む彼女たちに対して何ができるのかと自問自答を繰り返しました。具体的に出せる結果としては、日本政府の謝罪と賠償を勝ち取ることしかないのだろうと自分に言い聞かせて運動に参加していました。
ところが、運動の過程で、当初は全く予期することのなかった果実を手にすることができたのです。それは、名乗り出て、自らの辛い体験を吐露し、それを受け入れてくれる人たちがいるということを何度も確認する中で、被害者たちが自ら被害回復の道を歩んだことです。初めは恐る恐る語り始めた彼女たちが、語ることで傷を癒し、人々と交わる中で自らの被害の本質に気付き、堂々とした姿に変わっていきました。その姿から、私たちも多くを学び、変化を経験することができたと思っています。
日本軍「慰安婦」問題解決運動は、被害者と共に歩むことによって、被害者も変わり、支援者も変わり、運動も変化してきました。このことが見落とされているのではないかと思われてならないのです。
『帝国の慰安婦』にも、またこれを称賛する言説の中にも、被害者を運動に操られる客体として見なす視点が感じられます。朴裕河さんが「支援団体に訴えられた」と表現して、被害者自身に訴えられたことを認めようとしないのも、その一例だと思います。
私たちが四半世紀にわたって接してきた被害者たちは、運動ごときに操られるような人々ではありません。最底辺で人間の本音を見せつけられ、むき出しの差別にさらされてきた彼女たちは、嘘や、だましを誰よりも鋭く見抜きます。
「多様性」を強調しながら、自らのイメージに合わない行動をする被害者の言動に対しては「支援団体に操られている」と見る見方こそが「多様性」を無視するもので、被害者を自らの意思を持つ主体として認めないものだと思います。

４．私は、このような被害者支援の体験から、朴裕河さんの被害者証言の解釈の仕方に大きな違和感を持っています。
私は、『帝国の慰安婦』に引用されているような「楽しかった思い出」や「軍人への憐憫の情」「恋愛感情」にまつわる話を直接、何度も聞いたことがあります。被害者たちは、「楽しいことはありませんでしたか？」とか「軍人の中に良い人はいませんでしたか？」という質問に「あったよ」と笑みを浮かべながら話してくれます。彼女たちはこのような話をする時、必ず華やかな笑みを浮かべます。しかし、私はこの笑みを見る時、他のどのような過酷な体験を聞く時よりも胸が締め付けられます。それは、彼女たちが笑みを浮かべながら繰り出す記憶の背後に、圧倒的な痛みの記憶が折り重なってい

ることを感じるからです。
皆さんもおそらくよくご存じの金福童さんの証言を、2012 年から 2014 年にかけて、改めてじっくりと聴取した時、金福童さんがこんなことを言いました。

あいつらの言うとおりにしていれば、自分の身体に害はないから。あいつらの言うことを聞かなかったら殴られて自分だけ大変な思いをする。だからといって、良くなるわけでもないけど。とにかく、あいつらの言う通りにしていれば可愛がられる。軍人だからと言って、みんながみんな悪いわけじゃない。可哀想だと言って勘弁してくれる軍人もいるし、少しでも休めと言って、ただ座って出て行く軍人もいたよ。

「そういう良い軍人がまた来たりしましたか」
「時々来る。毎週来るわけではなく、時々来た」
「その軍人が来ると嬉しかったですか」
「うん、待ってた」

その瞬間、金福童さんが華やかな笑みを浮かべたのです。その笑みが、本当に痛く突き刺さりました。その軍人を「待ってた」時間、幼い福童さんが「言うとおりにしていれば可愛がられる」と堪えて待っていた時間の地獄が生々しく浮かんで、慰安所の現実がどういうものかを、もう一度突きつけられる思いでした。幼い福童さんが本当に待っていたのは、その地獄からの「解放」だったはずです。しかし、慰安所に閉じ込められた彼女は、「可哀想だと言って少しでも休めと、ただ座って出て行く軍人」を待ちわびたのです。これこそが、性奴隷とされた女性たちが陥る罠でした。
もちろん、朴裕河さんも随所で、その痛みを理解しているかのように語ります。しかし、「慰安所には誇りや愛や幸せも存在しえたが、そのことが、過酷な性労働による病と死の苦痛の空間としての慰安所の本質を覆い隠せるわけではない」（222p）等の弁明は、結局は、「誇りや愛や幸せ」と「病と死の苦痛の空間としての慰安所」を分けて考えていることを見せつけるだけです。
西さんはコメントの中で注意深く「〈同志的関係〉（という一種の幻想・錯覚）」と記述していますが、「一種の幻想・錯覚」でも、それを充分に言い当てる表現ではないと思います。
ジュディス・L・ハーマンは『心的外傷と回復』の中で「被監禁者は孤立してゆくにつれてますます監禁者に対する依存を深めていく」と指摘しています。「恐れ脅えがひどければひどいほど、被害者は許されている唯一の人間関係にしがみつき」「犯人の目をとおして世界を眺めるようになる」と。
朴裕河さんが「誇り」「愛」「幸せ」と読み取ったものこそが、性奴隷とされた女性たちの抱える、最も深い被害であったと、私は感じています。

５．被害者支援をする上で、上記のハーマンの本から私が学んだことは多大でしたが、とりわけ最も重要だったと思っているのは、「慰安婦」にされるという体験は、普通に生きていたら到底経験しえない体験であり、そのような体験をした人が抱える闇は、普通の経験しかしたことのない者には、どこまで行っても到底分かり得ない、ということを知ったことでした。このことを知ったときに初めて、被害者たちの証言を謙虚に想像することができるのだと思います。朴裕河さんの被害者証言解釈に決定的に欠けているものです。それが、被害者の怒りを誘発したのです。繰り返しますが、日本軍「慰安婦」被害者たちの主体的な判断力には、いつも理由があります。
宋神道さんの裁判が終わった時、支援運動を振り返って、私は以下のように書きました。支援運動について見落とされていると感じている部分なので引用します。

裁判に関わった当初、同じ在日朝鮮人女性として、私自身がこの国で感じてきた生き難さと共通したものが、何かあるのではないかと思っていた。しかし、国家による重大人権侵害の被害者が抱える闇は、通常の体験しかしたことのない者には、到底知り得ないものであることを知った。私たちの運動は「知り得ない」ということを「知る」ことから始まった。到底「知り得ない」その闇の深さを認識しつつ、知ろうとする努力を怠らないこと、宋さんの意思を尊重し、宋さんを運動に利用することを自らにも、他者にも、決して許さないことを固く心に決めて臨んできた。
宋さんの体験は宋さん自身のものだ。それは、共に笑い、泣き、怒り、互いに傷つけあい、励まし合って来た私たちであっても、決して共有することのできない圧倒的な事実である。
しかし、裁判をたたかった 10 年、閉じこめていた記憶を人々の前に開示しながら、閉ざされていた心を少しずつ解きほぐして行った宋さん、自分自身を受け入れ、他者を受け入れ、社会との関係を少しずつ結んでいった宋さんを、傍らでつぶさに目撃したこと、それは私たち自身の体験だ。
今私は、私自身のこの体験を伝えて行こうと思っている。それが、宋さんから受け取った大きな果実を、宋さんが願ってやまない平和な社会づくりへと還元する道だと思うからである。
（在日の慰安婦裁判を支える会編『オレの心は負けてない―在日朝鮮人「慰安婦」宋神道のたたかい』樹花舎、2007 年）

挺対協の運動は政治運動がメインであって、このようなあり方とは違う、と思われていると思います。しかし、私は、こういう思いを説明抜きに分かってもらえる存在だからこそ、挺対協との絆を深めることができたと思っています。
私が本格的に挺対協と連携し始めたのは 2004 年の博物館建設運動からです。前年の 2003 年、アジア連帯会議で渡韓した際に見たのは、2000 年法廷までの期間をリードしてきた尹貞玉さんら第一世代が退いた後、若手に一新されて苦しみもがく挺対協の姿でした。何よりも、新たに挺対協に加わった若いメンバーたちは、たった 4、5 人で 200 名を越える被害者への対応に苦しんでいました。被害者支援をしようとする者は、自身も深い傷を負わずにはいられません。彼女たちが何に傷ついているのか、何にもがいているのか、宋神道さんとの 10 年を乗り切った私には手に取るように分かる気がしました。少しでも、その経験を挺対協との連帯運動に生かせたらと思ったのが、今日まで続く連携のきっかけでした。

６．『帝国の慰安婦』は次のような文で締めくくられています。

元慰安婦たちにいま必要なのは、「あなたが悪いのではない」という言葉である。そのような「慰安」の言葉を、「慰安」を与え続けさせられてきた彼女たちにいま、贈りたい。（314p）

「あなたが悪いのではない」というメッセージは、すでにこれまで支援運動と日本の良心的市民をはじめ多くの人々が被害者たちに伝えてきたメッセージです。しかし、それを「慰安」の言葉と表現することにも違和感を感じます。それは、彼女たちに安心を獲得してもらい、自らの人生を見直してもらいたいと願う思いであり、彼女たちの人生を変えてしまった戦時性暴力システムに対して共にたたかう覚悟を伝えようとするものでした。だからこそ、被害者たちは語り始め、自らが受けた被害の構造に気づき、彼女たちの言葉でそれを発信するようになったのだと思います。名乗り出て証言活動をした被害者たちは、すでに「自分が悪かったのではない」ことに気付いています。
「あなたが悪いのではない」という言葉を、「慰安」の言葉として「いま」贈りたいという朴裕河さんの被害者認識、問題認識は立ち後れたものと言わざるをえません。

慰安婦問題をめぐるいくつかの「別の観点」

小倉紀蔵（京都大学）

まず、このような対話の場を形成しようと意図し、そして実現させた主催者のみなさんに深い敬意を表したい。わたしは３月２８日に韓国滞在中のため、この貴重な会に参加できないことが残念だが、このように紙面で参加させていただくことに感謝する。

慰安婦問題をなんらかの形で解決したいと強く希う人びとのあいだで、朴裕河氏の著作をめぐって劇しい対立が起きていることに関して、わたしの考えを述べてみたい。なお、わたしの立場はこの問題を、思想・哲学の視座から考えるというものなので、主に歴史学的実証研究をされている方々とはおのずと観点が異なるだろうし、そのことにもしかするとなんらかの意味があるかもしれない。

まず前提となる根本的な認識についてお話ししたい。

慰安婦問題は、悲惨な経験をしてそのことを肉声で語ることのできる（できた）人びとのみを被害者と設定するのか、そうでない多様多数な人びとをも被害者と考えるのかによって、普遍化の力を劇的に変えるにちがいない。残念ながら「悲惨な経験」のみに焦点を当てる議論のしかたによっては、この問題の全体像を正確に構築することはできない。肉体的に蹂躙された者だけが蹂躙されたわけではない。日本帝国の暴力装置によって自分の心情・意識までを変形させられた人びとも、充分に蹂躙されている。そこを排除してしまうことは、日本帝国を矮小化し、部分的に免責することと同義ではないだろうか。なぜそのように日本帝国を矮小化したいのであろうか。心情・意識の部分は法的な争点にしにくい、あるいは法的闘争において有利ではないので、排除しているのだろうか。もしそうだとすると、これはある意味で人文学の敗北ではないだろうか。法的な争いにおいて有効な部分のみを焦点化するという目的に、人文学は決して奉仕してはならないというのがわたしの根本的な立場である。法的闘争に関心の重点を置くことすら、ある意味で人文学の敗北であろう。

わたしたちはこの問題を、日韓の関係から出発して、人類全体の人権蹂躙問題として普遍化したいわけだ。そのとき、わたしのイメージするのは、アウシュビッツに展示された多数のユダヤ人の靴である（ナチスの行為と日本帝国の行為を同一視するという意味ではない）。蹂躙された人びとのできるだけ多様な経験を知り、それらに深く思いをいたすとき、「被害者」はわたしたちの前に立ち現われるのである。特定の理念を持った勢力が、被害者とそうでない人びととの境界を一義的に設定することは、もうひとつの暴力行為にほかならない。

以上を前提として、朴裕河氏の著作を批判される方々にわたしが問いたいのは、以下のことどもである。

Ｉ　慰安婦問題の解決のためには、なんらかの客観的認識の体系が必要なのだろうか。

まずはこのこと自体を徹底的に議論しなければならないが、

Ｉａ　もし「必要である」と考えるならば、慰安婦問題の解決をめざして自らの認識の体系を固守するということは、それぞれの陣営にとって大きな意味があるであろう。しかしこの場合、その体系は開かれたものであるべきであろう。つまり、多様な認識群をできるだけ包摂できる体系の構築が必要だろう。失礼ながら、朴裕河氏の著作に反対する陣営の言説に、そのような性格を認めることは困難ではないだろうか。異質な認識を排除する方向性に焦点が当たっているようにわたしには見える。そのことによって慰安婦問題は解決しないだろう。なぜなら１９９０年代に比べていまやこの問題に関する認識群の多様性と量は格段に増えたわけだし、それらをすべて排除するという戦略はもはや現実的にも（つまり政治的にも）有効ではないだろう。

Ｉｂ　また、なんらかの客観的体系が必要でないのであれば、すべての認識をできるだけ包摂できる場を構築すべきであろう。乱雑かつ無方向的に暴れる無数の認識群を、特定のバイアスによって方向づけてはならない。その理由のひとつは、慰安婦問題に関する認識群の全量が、いまの時点で確定できるものではないからである。将来新しい認識が生まれたとき、その認識も包摂できる場が準備されていなくてはならない。これは一九六五年の日韓条約・協定の欠陥からわたしたちが真摯に学んでおくべきことだったろう。

Ⅱ　慰安婦問題の解決のための認識構築には、歴史学という方法論のみが有効なのだろうか。

多様で無数の認識群といっても、それが虚偽である場合には、排除されるべきであろう。しかしその真偽の判定方法が、いま、歴史学という方法論に依存しすぎているとわたしには思われる。『帝国の慰安婦』が提示したのは、人間の経験や意識の多様性と、その脱境界性である。脱境界的でまつろわぬ意識や認識を「虚偽」や「捏造」などとして排除することは何人たりともできない。たとえば保守側も、元慰安婦の証言が時間と場所によって変化していることをもって、その全体を虚偽だと決めつける。しかし、歴史を叙述する際に、このような脱境界性と不安定性を排除することは、できない。虚偽とはなにかという問いに答えるには、歴史学という方法論のみに依存するのではなく、たとえばポストコロニアルな文学研究において蓄積されてきた知見も活用すべきである。朴裕河批判が歴史学の方法論の絶対性からなされる場合、それは思考に対する抑圧となる。もちろん文学研究的認識は日本の責任を追及する法的闘争においては直接の力を発揮しないだろう。しかし、一般市民の心に訴える力は大きいと思われる。直截的でハードな戦闘的認識だけでなく、人びとの心の襞に食い込むような認識の役割もある。その役割を否定すればするほど、人びとの心は慰安婦から離脱するだろう。

Ⅲ　人間観について

歴史学的認識が現実の法的闘争に奉仕しすぎているという問題も含めて、この問題をめぐる「人間観」を、わたしたちは問う必要があるのではないだろうか。

たとえばわたしは、人間は「多重主体性」を生きていると考えている（拙著、『創造する東アジア　文明・文化・ニヒリズム』、春秋社、２０１１）。また、社会において各個人は、「主体性のグラデーション」として位置づけられると考えている（拙著、『朱子学化する近代日本』、藤原書店、２０１２）。この考えによれば、慰安婦問題においてたとえば朝鮮の業者の役割を無視したり過小評価するのは、中国や北朝鮮におけるいわゆる「二分論」と同型の政治的認識であるように思える。植民地朝鮮において、すべての人はなんらかの主体性（のグラデーション）として存在していたのである。そのことを認識することは、朝鮮人の被害性を消去することとは同義ではない。法的闘争や政治的目的やナショナリズムのために、主体性のグラデーションを消去してきれいに二分割することは、歴史と人間に対する冒涜となるのである。

Ⅳ　歴史と人間の全体性について

わたしたちは、歴史と人間の全体性についてさらに深く思索すべきではないだろうか。究極的にいえば、その思索の過程で元慰安婦の人びとの名誉と尊厳の回復が真の意味で立ち現われてくる、と考えるべきであろう。

全体性を排他的に設定してはならないだろう。慰安婦という存在に対して異質な像が混入してくることを、各陣営はなぜそれほど嫌悪するのだろうか。自分たちが掲げる慰安婦像の全体性を毀損されるからだろうか。その全体とはなんであろうか。多様性や越境性を包摂できない全体とは、なんであろうか。そしてその認識の全体性を担保するとされる客観的実証性や、当事者との無距離性というのは、いったいなんなのであろうか。

韓国の言説空間における『帝国の慰安婦』

尹 慶一（ユン・キョンイル）

2014年6月16日、ナヌムの家の顧問弁護士と所長は、朴裕河教授に対し、9人の元慰安婦ハルモニの名前で民・刑事の告訴と本の販売禁止、慰安婦ハルモニへの接近禁止を求める仮処分申請を提起した。そして、2015年2月17日、裁判所は仮処分申請を「一部引用」して原告側で修正申請した53ヶ所のうち34ヶ所を「削除せずには出版…してはならない」という決定を下した。また、2016年1月13日、民事裁判でも名誉毀損という名目で、原告のハルモニたちに1000万ウォンずつ、合計9000万ウォンを支給しろという判決が出た。現在は刑事裁判が行われている。ここで一つ言っておこう。『帝国の慰安婦』の多くの批判者たちは「今回の起訴や判決については残念である。しかし…」というような表現から批判を始める。本当に残念に思うのなら、まずは検察の起訴に反対しよう。互いに議論することができる状況を作ることが先だ。

2013年8月、『帝国の慰安婦』が出版されてから、上記の事件が始まる2014年6月の告訴までには約10ヶ月という時間があったが、その間は、比較的に多くのメディアで好意的に取り上げられてきた。それまで慰安婦問題を民族問題の枠組みでしか捉えてこなかったため、私たち（韓国人）が意識的であれ、無意識的であれ、抑圧してきた声や、戦争の被害と加害という単純な図式の中で見えなくなった帝国―植民地（すなわち、国家と資本による弱者の搾取）の複雑な歴史をもう一度考え直すきっかけになったという書評が主だった。これらの評価は、20年余りが過ぎても、慰安婦問題の解決どころか、右傾化によって日韓関係が悪化し、ますます解決とは離れていくという疲労感によるものであっただろう。

ところが、2014年6月告発以降、メディアと世論では本格的に朴裕河叩きを開始する。そのきっかけとなったのは、『帝国の慰安婦』が慰安婦被害者に対して「自発的な売春婦」と書いたと要約したいくつかの記事であった。このような記事が出てきたのは、告訴人である支援団体がメディアに報道資料を配った際、ナヌムの家の顧問弁護士が担当するロースクールの学生たちの粗い誤読に基づいた攻撃的な歪曲をそのまま載せたからであった。実際に「自発的な売春婦」と語る一部の日本人を批判するために引用符を用いて書いた表現であったにもかかわらず、本の文脈を無視して、朴裕河自身の主張と化していた。その年の秋、朴裕河は言論仲裁委員会にこの記事の訂正を要請し、聯合ニュース・朝鮮日報・ハンギョレ新聞・韓国日報を対象とした、その仲裁で、委員会は抗議を受け入れ、それらの記事を削除・修正したこともあった。しかし、自己複製を繰り返す多数のメディアと、発信者の「世論裁判」を止めるには力不足だった。実際、いまだに『帝国の慰安婦』関連記事では「慰安婦を「自発的な売春婦」として書いた『帝国の慰安婦』は…」といった表現は、簡単に見つけるられる。

ここまで歪曲された「読解」を可能にし、最低限の確認すらしなくてもよくする原動力は、韓国の左右イデオロギーの極端な対立構造から発生する。複雑なことを複雑なまま直視しようと提案する相手に対して「敵が異なる」ということを理由に反対陣営のものだと決めつけて排除し、自分の正当性を確保するために活用する極めて単純な二分法は、左右を問わず、韓国を支配している。いわゆる「反北（朝鮮）」や「反日」と相手を命名すること無しに、自分たちのアイデンティティを確立できず、自分たちの意見と合致していない場合は、相手を「親日」や「親北」とレッテルを張って抑圧するが、これらの二つのレッテルは、実体のない虚像に過ぎない。この二つは恐怖と怒りを助長するという点で、機能的に同じであり、この手を使って、人を集めて利益を取るやり方は、韓国では簡単に見受けられる。例えば、最近与党では、野党の反対にもかかわらず、個人のプライバシーと人権の侵

害のおそれの高い「テロ防止法」を無理やり可決したが、これを可能にしたのも、核実験と衛星の打ち上げを実施した北朝鮮に対する「反北」イデオロギーであった。もちろん、北朝鮮の挑発を抑止するために、「テロ防止法」が有効であるか、いや、そもそも、適用可能なのかについては疑問がある。しかし、恐怖と怒りと憎悪に満ちた意思決定はこういった類のものがほとんどであるということは言うまでもないだろう。

朴裕河も韓国の世論では「親日」というレッテルが貼られリベラル側の「商売」の「餌」となった。最近韓国では日本の植民地時代を生きて、独立運動の疑いで逮捕され、獄中で死んだ詩人である「尹東柱」を描いた「東柱」（2.17開封）と慰安婦の悲惨な生活と鎮魂を描いた「鬼郷」（2.24開封）という映画が公開され、3月20日現在、累積観客数それぞれ約110万人、約340万人と大ヒットして、上映中である。特に「鬼郷」の場合、製作にかかった費用の半分をクラウドファンディングを通じて設けることができたが、『帝国の慰安婦』問題が大きく話題になり、多くの資金が集まることになった。まだ映画を見ていないため、映画の内容については言及しないが、予告編を介して見た映像は予想していた通りのイメージに満ちていた。日本軍人と見える男たちに無理やり連れて行かれる少女と、それを見ながら無力に泣き叫ぶだけの親と見える中年男女のイメージ。「20万人の少女が連れて行かれ、」、「238人だけが帰ってきた」、「そして現在」、「46人だけが生き残っている」といった大きな字幕も慰安婦の生存者のハルモニたちのインタビュー映像や映画の様々なシーンの間に交差編集して緊張感のあふれる「作品」になっていた。

日本軍人たちによって「強制的に連れて行かれる少女」のイメージは、韓国人が「慰安婦問題」について考えるときに最初に思い浮かべる平均的なイメージである。これらの断片的なイメージは、見る人に、当時の朝鮮における歴史的、社会的全体像の形成の根拠を提供してくれる。もちろんこの場合、日本の朝鮮に対する支配関係の暴力性は無法な形として観客に歴史像を予感させる。しかし、そのような歴史的な全体像についての予感は、「尹東柱」が立教大学を中退して同志社大学に留学したなどといった事実が想像させる歴史的像には齟齬する。無法/手続き（法）として互いに衝突する二つの歴史像の矛盾は、どのように理解すればよいのだろうか。韓国における『帝国の慰安婦』はこのような韓国人の歴史認識の矛盾を克服することを可能にしてくれる。周知の通り、当時の日本は、自ら近代化を掲げていた時代であったため、「合法」という外見を作ろうと絶えず努力していた。（ここで誤解してはならないのは、「合法」であることが必ずしも「正当」であることにつながるわけではないということだ。「犯罪」と「罪」を明確に区別しないで日本に「法的責任」を果たすことを安易に要求してはなるまい。）そもそも、少女たちの強制連行について、歴史研究者の間でも、もはや積極的に主張しなくなっている。それを平均的な歴史として記述するには無理があるからである。実際に「韓国挺身隊問題対策協議会」の要求も過去の「1. 日本政府は朝鮮人女性を慰安婦として強制連行した事実を認めろ。」から「1. 日本軍慰安婦犯罪認定」に変わっている。にもかかわらず、「鬼郷」は決して平均的な事実とはいえないイメージを再生産し続けており、空前のヒットを記録しているわけである。

少女が強制的に連行される世界の像は「昔のこと」として記憶され、現在との連続性を断ち切る。そのイメージを鏡像として、過去とは異なる「文明化・進歩した現在」に陶酔した私たちは、周りから強制的に拉致される女性という悲劇を見ないで済む。同時に、私たちは戦争の被害者としての姿だけを記憶して、帝国主義日本と同じことを欲望していたという事実も忘れてしまうことができる。『帝国の慰安婦』は、私たちに問いかけている。本当に植民地時代の現実は、今と違うかと。『帝国の慰安婦』がそのベースとしている歴史観は、帝国主義の過去から新自由主義の現在に貫通する歴史観である。これは歴史の問題を色あせた過去の問題としてではなく、現在と密接につながった生き生きとした問題として取り組むことを可能にしてくれる糸口を提供している。

朴裕河『帝国の慰安婦』の問題点

中央大学　吉見義明

朴裕河『帝国の慰安婦』（朝日新聞出版、2014 年）は、日本軍・日本政府を免責するだけでなく、被害者の被害回復を求める挺対協や被害者支援運動を批判するものであり、私自身も批判の対象になっていると思うので、必要な反論を行いたい。

Ⅰ．朴裕河氏は、戦時の構造的性暴力について、構造的認識ができていない。それは、業者に法的責任はあるが、日本軍・日本政府には法的責任がないという断定（191 頁）にもっともよく現れている。

朝鮮半島から連行された女性たちのほとんどは業者に略取または誘拐または人身売買されたということ、女性たちを略取または誘拐または人身売買して海外に連行することはたとえば刑法 226 条に違反する犯罪であるということについて異論はない。この業者は、軍または総督府によって選定され、女性たちを集めるように指示されているのだから、軍や総督府にも責任があることになる（なお、女性たちの使役や連行が様々な国際法や国内法に違反していることは明らかになっている）。

また、戦地・占領地にいる日本軍部隊は、軍の施設として慰安所を設置し、そこに略取または誘拐または人身売買された女性たちを入れて、拒否できない状態の下で軍人・軍属の性の相手をさせたのだから、日本軍は業者と共同正犯であり、また、業者は軍の手足として使われたのだから、軍の責任の方が重いことになる。朴氏には、このような構造的認識ができていないということだ。

Ⅱ．朴裕河氏は、「慰安婦」の主体性を誤って論じている。アメリカの奴隷制研究でも、当初の被害の実態解明からやがて被害者の主体性の解明へと進んでいった。しかし、主体性の強調が進みすぎたという批判が生まれ、被害の実態解明と主体性の解明のバランスがとれた研究へと発展していった。

朴氏には、「慰安婦」の主体性を論じたいという意図があったのかもしれないが、女性たちが絶望的な状況の中で、如何に生き延びようと苦闘したのかという視点が欠けている。歌舞伎の「助六」で、遊女揚巻がいう「間夫がなければ女郎は闇」というセリフは観客の深い共感を呼ぶものだが、これは、「間夫」がいなければ遊女という奴隷状態の下で生きぬいていくことは困難だったということだ。同様に、「慰安婦」も絶望的な状況の下で生き抜くために、特定の兵士の庇護を求めることはある。しかし、そこから「慰安婦」と兵士は同志的関係だったという結論を導き出すことはできない。

また、朴氏は、小野田寛郎氏の証言を根拠に、女性たちが商売熱心に軍人に「媚び」たり、「明るく」振る舞い、「楽しそう」にもしていたとしたら「それは彼女たちなりに、「国家」に尽くそうとしてのこと」だと述べている（231 頁）。

しかし、女性たちが兵士に媚びたり、明るく振舞ったり、楽しそうにしているというのは、陸軍の情報将校だった小野田氏がそう感じたということに過ぎない。それをそのまま事実として用いるのであれば、朴氏は帝国陸軍の将校と同じ目線で論じている、といわれてもしかたがないのではないだろうか。

また、かりに小野田氏のいうとおりに女性たちが振る舞っていたとしても、それは、朴氏の理解とは違って、そのようにしないと生きていけないからではないか。このような振る舞いの裏に隠されている女性たちの思いになぜ想像が及ばないのだろうか。

Ⅲ．朴裕河氏は、しばしば資料や証言が語っていることとは逆の結論を導き出しており、こ

の本は研究書として失格ではないだろうか。

朴氏は、「慰安婦」制度は性奴隷制だったことを否定しようとして、「〔外出が〕たとえ「二、三カ月に一度」程度のものだったとしても……それは外出や廃業の自由がなかったとするこれまでの考えを翻すものだ」と述べている（94-95 頁）。

しかし、その論拠として引用している元「慰安婦」の証言は、朴氏の主張とは逆のことを語っている。「外出の自由」があったという論拠として挙げられている証言は、「位の高い軍人が許可してくれると、外に出ることが可能でした。……私たちだけではだめです。軍人といっしょに車に乗っていくのです。」と述べている（95 頁）。つまり、外出は許可制であり、かつ軍人が同行しなければならなかったと語っているのだ。許可制であれば外出の自由はない、という当たり前のことが朴氏には分かっていない。

「廃業の自由」があったという論拠として挙げられている証言は、「部隊長が働きかけて私を故郷に帰らせてくれた。（中略）慰安婦として来て、病気になり（契約）期限も満たしたので、出て行くという公文を作ってくれた」と述べている（95 頁）。

「廃業の自由」とは、辞めようと思えばいつでもすぐに辞めることができる自由・権利のことである。しかし、この証言が言っていることは、①契約期限を満了したこと、②病気になって「慰安婦」としての使役に耐えられなくなったこと、③軍の許可が出たこと、の三つの条件が重なってようやく辞めることができたということだ。

これまでの研究では、「慰安婦」が辞めるためには、契約がある場合、①契約期限の満了、②前借金の全額返済、③慰安業者の承諾、④軍の承諾、の四つの条件を満たすことが必要であり、したがって「廃業の自由」はなかったことが明らかになっている（なお、契約がない、略取・監禁によるレイプの場合も「廃業の自由」はない）。朴氏が引用した証言もこのこと（朴氏の主張が誤っていること）を裏付けるものとなっている。

朴氏は、自分の主張の論証ができていないのである。

Ⅳ．朴裕河氏は、植民地支配責任をきちんと論じていない。それは、朝鮮人「慰安婦」の多数が未成年者であったことを否定しようするところに、典型的に現れている。

朴氏は、実際に存在したのは「大多数の成人慰安婦」であり、「少女慰安婦」は「全体のなかでは少数だった」と述べている（153 頁）。その論拠は、アメリカ戦時情報局心理作戦班「日本人捕虜尋問報告」第 49 号に、朝鮮人「慰安婦」20 名の平均年齢が 25 歳と書いてあるからだという（同上）。

しかし、すでに多くの論者が指摘しているように、この資料には、1944 年 10 月 1 日（「尋問報告」作成日）時点での 20 名の「慰安婦」の年齢が記されている。これら「慰安婦」が徴募されたのは 1942 年 5 月～7 月初旬だということもわかっているので、徴募時の年齢は少なくとも 2 歳引かなければならない。そうすると、21 歳未満の未成年者は過半数の 12 名となり、朴氏の主張とは逆の結論になる。

なぜ、未成年者が過半数になるのかということだが、それは、日本内地から移送する場合には、婦人・児童の売買禁止に関する諸条約の規制があるので、売春の経験者であり、かつ年齢は満２１歳以上の女性でなければならないという指示を内務省が出していたが、植民地では、この指示が出されなかったからだ。明らかな植民地差別だが、朴氏の著書にはこのような分析はないのである。

Ⅵ．アメリカ史研究者の油井大三郎氏によれば、ベトナム反戦運動の時に、アメリカの左翼とリベラルは、相互に激しい論争をしたが、米軍のベトナムからの撤兵という一点では論争を超えて、共闘したという。現在の日本においても、相互の論争を超えて、被害者の被害回復と賠償という一点において共闘するべきではないだろうか。

2015 年 12 月 28 日の日韓合意および朴裕河『帝国の慰安婦』について

永井和（京都大学教授）

昨年１２月に、慰安婦問題に関して日本と韓国の外相会談が開かれ、解決にむけての日韓政府間合意が成立した。この件につき、１月初めに韓国のある雑誌から、質問を受けた、以下に掲げるのは、その質問に対する回答である。備忘のために記録しておく。（韓国の時事雑誌『시사IN2016年１月23日号』）

質問１．この問題を研究されてきた学者から見て、慰安婦問題での今回の合意に対して、その内容・形式・過程などを肯定的に評価されますか、それとも否定的に評価されますか？　その理由も一緒にお教えください。

回答１：２０１１年に韓国憲法裁判所は、元「慰安婦」の損害賠償請求権問題の解決をめざして、韓国政府が具体的な努力をしないのは憲法違反であるとの見解を示しました。これにより韓国政府は日本政府に対して「慰安婦」問題の解決を求める外交交渉を進めるべき責務をおったわけです。その交渉の結果が、今回の日韓合意でありました。いろいろ問題を抱えてはいますが、困難な外交交渉を乗り切って、ともかくも合意にまで至ったことは、韓国政府にとっては自己に課された責務を果たしことになると思います。

しかし、今回の合意はあくまでも日韓両政府の間の合意であって、被害者であり、損害賠償請求者である元「慰安婦」の方々の合意はまだ得られていません。被害者である元「慰安婦」の方々が納得して認めた時に、はじめて「慰安婦」問題も解決されたと言うことができるのであり、すべては、この合意で示された解決策に対して元「慰安婦」の方々の同意が得られるかどうかにかかっています。

今のところその同意を得るのは困難にみえます。なぜならば、今回示された解決策は、ご承知のように、かつて１９９０年代に日本政府が実施した解決策の延長線上にあり、それを補完するものにすぎないからです。９０年代の解決策とは、「河野談話」の公表と「女性のためのアジア平和国民基金」の「償い事業」との組み合わせを言います。当時の日本の内閣は、日本軍の慰安所政策により「多数の女性の名誉と尊厳」が傷つけられたとし、それに対する軍の関与と政府の責任を認め、謝罪と反省の意を示しました。しかし同時に、植民地時代の被害に対する請求権問題は、日韓基本条約の締結時に解決済みであるとして、国家による賠償には応じませんでした。

それに代わる便法として実施されたのが、民間基金による「償い事業」で、これに日本政府が補助金を与えることによって、実質的な政府補償の代わりとするというのが日本側の理解でした。しかし、ご存知のように、この９０年代の解決策は、欺瞞的・不誠実であるとして、韓国の元「慰安婦」の方々から忌避され、「慰安婦」問題の完全な解決にはいたりませんでした。現在の「慰安婦」問題の淵源のひとつは、この９０年代の解決策が成功しなかったことに求められます。

今回の日韓合意で日本側が提示したものは、この９０年代の解決策を継承し、それを補完するものであって、元「慰安婦」の方々から提示された批判に応じるものではありません。それゆえ原理原則から

みれば、元「慰安婦」の方々にとって、今回の合意による解決策を受け入れるのはかなり難しいことだと思われます。

質問７．いわゆる吉田証言が誤報だったと「朝日新聞」が認定し、はたして韓半島で強制連行はあったのかをめぐって朴（パク）ユハさんが「帝国の慰安婦」で主張するなど、強制連行に対する疑問が出てきました。「すくなくとも韓半島では強制連行はなかったし、少女が日本軍や警察に連行されるようなことはなかったり、あったとしてもきわめて例外的な事例なので、日本に法的責任を求めるのは無理」という一連の主張について、どのようにお考えになりますか。

回答７：私は、そのような議論は、日本の右派がつくった「強制連行の有無のみを争点とする」議論の枠組みを無批判に受け入れてしまっているので、問題があると考えています。パク・ユハさんの主張では、慰安所で働く女性を集める役割を担っていた民間人（純粋な民間人ではなくて日本軍から業務を委託されている）が、就業詐欺や人身売買で女性を集めてきて働かせ、日本軍がそれを黙認して、女性を解放せずに、そのまま軍の管理する慰安所で働かせていても（これは当時においても立派な犯罪です）、日本軍には法的責任はないということになります。

パク・ユハさんの軍慰安所に対する認識は、もっぱら秦郁彦氏の慰安所＝戦地公娼施設論に依拠しています。しかし、秦氏の説が誤りであることを、私は軍や警察の史料を用いて実証しました。

（補足）朴裕河『帝国の慰安婦』について

朴氏は、慰安所については秦氏と同じく、戦地公娼施設論者とみなすことができる。あくまでも、日本軍は需要者（利用者）であって、慰安所の設置主体とはみなされていない。ところどころで、軍が慰安所を管理していたり、経営したりしていたとは記述されているが、そのこと慰安所の本質にかかわる重要なことだとは認識されていない。日本軍が慰安所に関与していたことは認めていても、その関与の範囲は、基本的には軍による風俗警察権の行使を出るものではないとの理解に立っている。これは多くの「日本軍無実論」者と同じ認識である。

上にも述べたように、この書物で朴氏は、女性をだまして慰安所に連れてきた朝鮮人の民間業者には「法的責任」はあるが、「慰安婦」の需要を産み出した日本という国家の行為については、批判はできても「法的責任」を問うのは難しいと記している。つまり、犯罪の被害者である「慰安婦」を、軍が救済せず、そのまま慰安所にとどめおいて働かせ、またそのような犯罪者を処罰せずに黙認し、それどころか、彼らに「慰安婦」のさらなる調達を命じていたことは、決して「法的責任」を問うことができないと主張されているのである。

朴氏がそのことを問題にしない・できないのは、慰安所は軍の施設であるという認識を欠落させているか、もしくは直視しようとしないからである。慰安所が軍の施設であるという認識があれば、その軍の施設内で人身取引の犠牲者をそのまま性的労働に従事させていた日本軍は、まさに人身取引の共犯あるいは主犯というほかないことがわかったはずだからである。しかし、朴氏はそう考えない。その点では、秦氏をはじめとする「日本軍無実論」者と何ら変わらない。

（本稿はブログ「永井和の日記」に新稿「**朴裕河『帝国の慰安婦』について」を追加したものである**）

歴史資料に基づかない朴裕河氏の事実認識批判　　2016・3・28

坪川宏子（「慰安婦」問題解決オール連帯ネットワーク　事務局長）

朴裕河氏の特に、「業者主体」論、「日本政府に責任を問えない」等の認識がいかに歴史資料に基いていないかを以下の公文書Ⅰ、Ⅱを例に挙げて見てみたい。Ⅰは、軍が慰安所を軍の施設として正式に位置付け、軍隊、陸軍省、学校等で軍が組織的に実施した軍の主体性の根拠となる文書である。Ⅱは、徴集においても軍・政府の主体性を極秘にし、業者が主体であるかのように命じた文書である。また、拉致・誘拐等の実行犯が業者であれ、依頼した当の日本軍・政府に監督責任があることは国際法上の原則である。朴氏はこれらを無視している。なお、資料の説明はそれぞれの中で述べてある。　（注）以下は「オール連帯ニュース」NO. 9（2016・1・29）収録記事の抜粋である。

公文書Ⅰ　「慰安婦」問題解決の核心をなす事実認定資料

小林久公　（強制動員真相究明ネットワーク　事務局次長）

2014年6月にアジア連帯会議で採択した「日本政府への提言」とともに日本政府に提出した「河野談話後に発見された『慰安婦』関係文書529点のうち、国立公文書館が所蔵している文書が175点あり、塩川議員の追及によって、そのうちの1点が2015年の春に国立公文書館から「慰安婦」関係資料として内閣官房へ送られた。その文書は、東京裁判の際に証拠として提出されたインドネシアでの強制連行を示すものであった。私たちは、残りの、174点についても、国立公文書館から内閣に送るよう要請しており、国立公文書館では、その文書の保有をすでに確認しており、現在、移管元の法務省と内閣官房が調査中・検討中であるとされている。

「日本政府への提言」が、その事実と責任を日本政府に求めている「日本政府および軍が軍の施設として『慰安所』を立案・設置し管理・統制したこと」を示す核心となる文書に、防衛省が保有する**「野戦酒保規程改正ニ関スル件」**がある。この文書は、軍が「慰安所」を設置することを認めるために法令の改正を陸軍省が行ったことを示すもので、「慰安所」設置の根拠となる基本法令である。この資料は、すでに10年も前から永井教授によって発見された公知のものであるが、日本政府は、未だにこの文書を「慰安婦」関係文書と認めず収集していない。それは、「日本政府および軍が軍の施設として『慰安所』を立案・設置し管理・統制したこと」認定したくないがためである。

したがって「野戦酒保規程改正ニ関スル件」を政府が「慰安婦」関係資料と認めて収集することを求める取り組みが、解決を求める取り組みの核心の一つになっていると思われる。その資料は以下のものである。

野戦酒保規程改正説明書

野戦酒保規程（明治三十七年陸達一百四）

第一條　野戦酒保ハ戰地ニ於テ軍人軍屬ニ必要ノ雷用品ヲ正確且廉價ニ販賣スルヲ目的トス

野戦酒保規程改正案（陸達）

第一條　野戦酒保ハ戰地又ハ事変地ニ於テ軍人軍屬其ノ他特ニ從軍ヲ許サレタル者ニ必要ナル日用品飲食物等ヲ正確且廉價ニ販賣スル目的トス

前項ノ外野戦酒保ハ必要ナル慰安施設ヲナスコトヲ得

第二條　本規程ニ於テ所屬長官ノ意義ヲ

改正理由

野戦酒保利用者ノ範圍ヲ明瞭ナラシメ且對陣間ニ於テ慰安施設ヲ爲シ得ルコトヲモ認ムルヲ要スルニ依ル

陸軍

第五九號

野戦酒保規程改正ニ関スル件

昭和拾貳年九月拾貳日

公文書Ⅱ　「慰安婦」募集の主体は、民間業者だったのか？

坪川宏子

何処迄も経営者の自発的希望に基くよう取運び、之を選定すること

（軍・政府の命令であることを隠し）どこまでも業者が自発的に募集しているふりをするように業者を指導し、それを実行できる業者を選定せよ！

この一文は、以下の公文書に書いてあります。　（注）原文はカタカナ。下線や（　）は坪川

「南支方面渡航婦女の取扱に関する件　通牒案」　警保局警発甲第 136 号（昭和 13 年 11 月 8 日施行）

大阪、京都、兵庫、福岡、山口各府県　知事宛　内務省　警保局長

支那渡航婦女に関しては、本年二月二十三日内務省発警第五号通牒の次第も有之候処、南支方面に於ても之等醜業を目的とする特殊婦女を必要とする模様なるも、未だ其の渡航なく現地よりの希望の次第も有之、事情已むを得ざるやに認めらるるに付ては、本件極秘に、左記に依り之を取扱ふことと致度に付御配意相成度。

記

一、抱主たる引率者の選定及取扱

（イ）引率者（抱主）は貸座敷業者等の中より身許確実にして、南支方面に於て軍慰安所を経営せしむるも支障なしと認むる者を抱主たる引率者として選定し、之に対し南支方面に軍慰安所の設置を許さるる模様に付、若し其の設置経営の希望あるに於ては、便宜、関係方面に推薦する旨を懇談し、何処迄も経営者の自発的希望に基く様取運び、之を選定すること

（ロ）…其の引率者に限り陰に行ふ右婦女の雇入れを認め、其の渡航は以下各項に依り取扱ふこと（以下略）

これは、内務省の警保局長（警察事務を主管する局のトップ）から、大阪、京都、兵庫、福岡、山口、各県の知事宛に出された通牒（命令）です。日中戦争開始（1937・７・７）のほぼ１年後です。

■内容は、以下です。

中国に渡航させる婦女（この場合は「慰安婦」）に関しては、本年（1938）2 月 23 日に内務省が第 5 号通牒を出して、北支、中支方面に向う者に限り渡航を黙認（許可）したのであるが、今度、南支派遣軍から南支にも「慰安婦」を送ってほしいと希望があった、その事情はもっともと認められるため、内務省として極秘に、左記のように取り扱うこととしたいので、各知事においては左記に注意して実施せよ。

■その注意事項の「一」は、業者の選び方です。

まず、遊廓経営者の中から身元確かな者を選んで、慰安所経営の許可を下すので（業者が勝手に慰安所を設置できない）、その希望のある者には設置の便宜をはかるよう軍に推薦してやると話して、何処迄も経営者の自発的希望に基く様取運び、之を選定すること　と書いてあるのです。

軍が要求し、政府内務省（警察関係）も一体となって「慰安婦」の中国渡航を許可し推進していることを、あくまで世間に極秘にし、それを隠せる口の堅い業者を選べ、と言っています。これでは、**表面上は業者が自分の商売のため募集しているように見えますが、裏で操っているのが軍と政府なのだと分かります。**

■なぜ、この５県の知事に出したかというと、

4 日前の 11 月 4 日に警保局の警務課長と外事課長が警保局長に、伺いを立てた文書があります。それによると、南支派遣軍古荘部隊の参謀と陸軍省徴募課長から、南支派遣軍の慰安所設置のため必要だから、醜業を目的とする婦女約 400 名を渡航させてほしいとの申出があり、第５号通牒の趣旨に則り取扱うこととしたい。

大阪（100 名）、京都（50 名）、兵庫（100 名）、福岡（100 名）、山口（50 名）を割当て、県において業者を選定し、女性を募集させ、渡航させたいが、いいでしょうか？　なお、台湾総督府から 300 名既に渡航済みです。

…と許可を求めているので、そのとおりに５県の知事に宛てています。知事は、配下の警察にこの仕事をさせるのです。

■第５号通牒とは？「支那渡航婦女の取扱に関する件」内務省発警第五号　昭 13 年 2 月 23 日　重要な通牒！

今まで禁止していた女性の渡航や刑法 226 条違反を黙認して、中国に「慰安婦」を渡航させ、現在内地で娼妓その他事実上醜業（「売春」）を営み、満２１歳以上の女性に身分証明書を渡して渡航させよと許可、推進し、また軍の命令だとばらす業者を厳重に取り締まれとしています。この通牒は植民地には出されませんでした。

国家責任を理解できない「歪んだ法論理」

金昌禄（慶北大学校法学専門大学院教授）

日本軍「慰安婦」問題の核心は、朝鮮半島をはじめアジア地域の多くの女性たちを強制的に連れて行って、「性奴隷」を強要した国際法違反の犯罪に対し、日本が責任を負うべきだということである。その責任は犯罪に対するものなので法的責任であり、日本という国が負うべきものなので国家責任である。日本はその責任を果たすため、事実認定、謝罪、賠償、真相究明、慰霊、歴史教育、責任者処罰をしなければならない。 これが去る四半世紀の間重ね重ね確認されてきた常識である。

「請求権協定」の本質

1980年代末から日本軍「慰安婦」問題を提起した韓国の市民団体が、1990年代初めから名乗り出て、被害者であることを明らかにしたハルモニたちが、街で講演場で法廷で訴えてきたのが、まさにその法的責任である。1994年の国際法律家委員会報告書、1996年の国連人権委員会クマラスワミ報告書、1998年の国連人権小委員会マクドゥーガル報告書、2001年の「2000年女性国際戦犯法廷」最終判決などが重ねて確認したのが、まさにその国家責任である。

1990年代初め、日本政府の最初の反応は「民間の業者」が行ったことなので責任がないということだった。しかし、1992年に証拠資料が公開されると、直ちに政府スポークスマンである加藤官房長官が軍の関与を認め、「おわびと反省の気持ち」を表明した。以降実施した資料調査と被害者の証言聴取をもとに1993年には河野官房長官が談話を発表した。「河野談話」は、「甘言、強圧による等、本人たちの意思に反して集め」、「官憲等が直接加担」し、「強制的な状況の下での痛ましい」生活を強要したと明らかにした。特に朝鮮半島については、日本の「統治下に」あったので、つまり構造的な強制性が作動したため、「総じて本人たちの意思に反して」強要したと明記した。これは、日本の法的責任が存在するという事実を明確に認めたものである。

しかし日本政府は、法的責任は1965年の韓日「請求権協定」によって解決されたと言い張った。代わりに「道義的責任」を負うとして「国民基金」を作って被害者たちに「賠償金」ではなく、「慰労金」を支給すると乗り出した。「国民基金」は、「道義的責任は認めるが、法的責任は決して認められない」という不誠実な態度のため、多数の韓国人被害者によって拒否され、結局失敗に終わってしまった。

しかも、韓国政府は、2005年に韓日会談関連文書を全面開示しながら、日本政府とは正反対に「日本軍慰安婦問題など、日本政府・軍などの国家権力が関与した反人道的不法行為については請求権協定により解決されたものと見ることができず、日本政府の法的責任が残っている」という立場を明確にした。2011年に憲法裁判所は、日本政府の「法的責任」が存在することを前提に、韓国政府が日本政府との解釈上の紛争を解決しないことは違憲であると宣言した。2012年に大法院は、条約に関する最終解釈権を持つ機関として、「日本の国家権力が関与した反人道的不法行為」は、「請求権協定」の適用対象でないともう一度確認した。

どちらの主張が妥当なのだろうか？　日本政府の主張はそもそも無理であった。韓日両国政府がともに認めているように、「請求権協定」は、領土の分離による、つまり一つだった地域が二つに分かれたことによる財政的・民事的債権・債務関係を解決するためのものであった。例えば、日帝強占期に朝鮮半島に進出した日本銀行に朝鮮人が入った預金を、日帝の敗北でその銀行が日本に帰ってしまった状況で、どうすべきかという日常的な金銭問題を処理するためのものであって、反人道的不法行為を対象にしたものではなかった。何よりも日本政府としては1992年になって初めて日本軍「慰安婦」問題を認めたので、それ以前には問題自体が存在しなかったのである。したがって、日本政府の主張は結局、問題が存在してもいなかった1965年に、問題が解決されたということになる。これはそもそも論理的に成立不可能な主張なのである。

すべての道は「業者」に通じる

日本は決して間違いを犯した国ではないという信念に固まった日本の右翼には、それはとても不愉快な状況であった。それで彼らは「河野談話」を形骸化させて法的責任の存在自体を否定することにより、その状況を脱しようとした。そんな彼らが注目したのが、朝鮮半島の場合、「強制連行」の証拠文書が発見されなかったということである。彼らには日帝強占期の朝鮮半島には構造的な強制性が作動していたため敢えて強制連行の必要はなく、そもそも強制連行をした違法事実を記録した公文書は存在し難く、さらに日帝の多くの公文書が焼却・廃棄されており、そもそも問題が「連行」に限られたものではないという事実は重要ではなかった。「強制連行の証拠はない。それで狭義の強制性はなかった。だから強制性はなかった」という度重なる論理飛躍を通じて犯罪ではないと言い張れば済むことであった。「政府が発見した資料の中には、軍や官憲によるいわゆる強制連行を直接示すような記述も見当たらなかった」、という2007年の安倍内閣の閣議決定はそのような文脈で出たものであった。

昨年12月28日に朴槿恵政府は、その安倍内閣と「最終的・不可逆的解決」に合意してしまった。日本政府が認定した事実は、せいぜい20年前の「国民基金」水準であり、強制性という面では1993年の「河野談話」よりはるかに後退したものであるにもかかわらず、

一升をもらって一斗を与えてしまったのである。その結果、加害国である日本の政府は舞台から降りてきて、「強制連行はなかった」と騒ぎ回っても、被害国である韓国の政府はその挑発に対しては正面対応できないまま、むしろ自国の被害者や市民たちが反対する財団をどうにか設立しようとして、かつてなかった葛藤をもたらしている惨憺たる光景が我々の目の前に広がっている。法的責任が核心だという事実、安倍政権の日本がそれを形骸化させるため、執拗に企図してきたという事実をきちんと捕らえられなかった外交惨事の結果である。

『帝国の慰安婦』は、日本軍「慰安婦」に関するこのような「法的責任」をねじっている。多くの人によって指摘されたように、部分の全体化、例外の一般化、恣意的な解釈と引用、極端な晦渋、根拠のない仮定から出発した過度な主張など、数多くの問題点に満ちた『帝国の慰安婦』はすでに学術書としての基本を備えているのか疑わしい本である。しかしこの本の最も大きな問題点は、「歪んだ法ドグマ」である。

『帝国の慰安婦』は、「朝鮮人慰安婦は、敵国の女性とは違って、日本軍と同志的関係の中で愛国をしたのだ」と主張する。その根拠は彼らが「帝国の一員」、「国民」、「日本人」だったためだという。 さらにその根拠は1910年のいわゆる「併合条約」が「両国の合意」によるものだからだという。その条約が、強迫によって締結されたものであるため、当初から無効だという韓国政府の公式立場には、我関せずなのである。

『帝国の慰安婦』は、「請求権協定を通じて日本は補償をし、韓国は権利を消滅させた」と主張する。しかし日本政府自ら補償をしたことはないといっている。1965年には日本軍「慰安婦」問題そのものを認めなかった。韓国政府が日本軍「慰安婦」の権利を消滅させたという証拠はどこにもない。むしろ、韓国政府と憲法裁判所と大法院の公式立場は、日本政府に日本軍「慰安婦」問題に関する法的責任が残っているということである。それなのに、明確な根拠を提示せず、韓国の行政府と司法府が「不正確な情報」に振り回されたと主張する。

その結果、『帝国の慰安婦』のすべての道は「業者」に通じている。『帝国の慰安婦』は「業者の責任」を強調するために書かれた本といっても過言ではないほど、「業者の責任」にこだわっている。しかし、果たして誰が業者に責任がないとしているのか。責任の本質は日本の国家責任だということだけである。『帝国の慰安婦』はその本質を否定しようとした結果、業者の責任がアルファでありオメガであると主張する。「慰安所」を企画し管理した日帝の大きな不法には目をつぶって、末端の実行行為に加担した業者の小さな不法にのみこだわる。甚だしくは、「業者」は「軍属」だとしながら、つまり日帝の国家機関だとしながら、責任は日本という国家ではなく、個人に問わなければならないと言い張っている。これは、日本軍「慰安婦」問題の本質が日本の国家責任であることをまったく理解できない、努めて否定しようとした結果以外の何ものでもない。

幹を否定した結果、葉だけがふわふわと浮かぶ

もちろん、『帝国の慰安婦』の著者は文学者であって、法学者ではない。だから法に対する理解が不十分でありうる。しかし、だからといって法に対する誤った理解に満ちた過度な主張が免責できるわけではない。「1910年条約は強迫によって締結されたものなので当初から無効であり、1965年「請求権協定」にもかかわらず、日本政府に日本軍「慰安婦」問題に関する法的責任が残っている」というのが韓国政府の公式立場なのに、これといった根拠を提示することもなく、日本政府と同様の主張を展開するのは度がはずれたことである。日本政府自らが補償をしたことがないと言っているのに、「補償をしたことは間違いない事実」だと言い張っているので、日本政府よりも一歩進んでいるわけである。

著者は、「法的責任のドグマから抜け出さなければ」と訴えながら、自身は果てしなく「歪んだ法ドグマ」に陥っている。帝国主義国家が強要した条約を掲げて、「性奴隷」被害者に、「協力者」、「加害者」、「無意識的な帝国主義者」の地位を強要する。日帝が植民地「法」によってやったのだから問題にすることができないと主張する。植民地支配、国家主義、男性中心主義、近代資本主義、家父長制が問題だという、既に多くの学者たちが提示した、それ自体としては妥当な主張は、法的責任に至ってはひたすら「業者の責任」に矮小化されてしまう。そのように葉を強調するために幹を否定した結果、葉だけが空中にふわふわと浮かぶ不思議な風景を作り出しているのである。

犯罪を犯したなら、事実認定、謝罪、賠償、真相究明、慰霊、歴史教育、責任者処罰をしなければならない。これが常識だ。日本政府はその常識の土台を壊そうとする。遺憾にも『帝国の慰安婦』は、日本政府よりさらに一歩踏み込んだ位置に立っている。法に対する誤った理解から出発した「歪んだ法ドグマ」に囚われて。

『帝国の慰安婦』が引き起こした不要な騒乱は、そろそろ終わらせた方がよい。

[原文] 국가책임 이해 못하는 '뒤틀린 법 논리' : 한겨레(2016年2月19日)　　(翻訳:康昌宗)

植民地支配と日本軍「慰安婦」問題のかかわりに

駒込武（京都大学）

日本による植民地支配の歴史について研究する者として、私は、台湾や朝鮮半島などかつて日本の植民地とされた地域における日本軍「慰安婦」問題について論ずる際に重要と考えることを指摘したいと思います。

国際法学者清水正義「戦争責任と植民地責任もしくは戦争犯と植民地犯罪」（永原陽子編『「植民地責任」論―脱植民地化の比較史』青木書店、2009 年）では、植民地支配と、そのなかで「人道に対する罪」として訴追すべきことがらの特徴として、次のように論じています。

「植民地支配、またそのなかで行われた奴隷制度、強制労働徴用、経済的搾取、政治弾圧、文化破壊、人種差別などは、ある意味では、長期にわたる緩やかな大規模暴力の連続であり、暴力が社会のあり方にインプットされ構造化された状態であるとも言える。この構造はその形成が緩やかであるだけに必ずしも外見的に明瞭でなく、また政治的・軍事的な意味での植民地支配の終了後にもその社会的影響が根強く残り、その加害と被害の構造が直線的ではないだけに、戦争に伴う暴力犯罪のように加害者の処罰や責任国による賠償のような直接的な克服手段がとられにくいものである。」（42 頁）

「人道に対する罪は戦時、平時を問わず、大規模に系統的に、一定の政治的意思と計画性をもって一定の社会集団に対して暴力的迫害行為を及ぼす場合、その政治的意思と計画の初発責任者から末端実行犯にいたるまでの犯罪者を処罰するための概念であり、単純な刑事犯罪はその弾劾対象にはならない。」（56 頁）

日本軍「慰安婦」問題について、「強制連行」に焦点をあわせようとすることは、二重の意味で問題のポイントをぼかしてしまうと思います。

第一に、およそ人間の行為においては、純然たる「自発」も、純然たる「強制」ということも考えにくい上に、とりわけ植民地支配下という状況においては構造的な劣位に置かれた者が、すでに選択肢を狭められた状況において「自己決定」を迫られる仕組みが作られていた点が重要であり、狭義の徴募の過程における「強制性」を強調する見解も、これに対して「自発性」を強調する見解も、「暴力が社会のあり方にインプットされ構造化された状態」を見過ごしていると思えること。

第二に、「慰安婦」制度にかかわる理不尽さの本質は、狭義の徴募の過程如何にかかわらず、「慰安婦」とされて以降に、「慰安所」と称される軍後方支援施設（永井和氏の見解を踏襲した表現です）においてさせられた行為とその環境をめぐる強制性だと思います。当時の日本「内地」において「公娼」とされた女性に認められた程度の自由（外出の自由など）が形式的にすら認められていない点において、「性奴隷制」という言葉が適当だと思います。

上記の点をふまえた上で、「人道に対する罪」という観点から「慰安婦」制度を問題にした際に、徴募にかかわった業者など「末端実行犯」というべき存在よりもむしろ、「慰安所」制度の創設にかかわる「政治的意思と計画の初発責任者」を問うことこそが大切だと思います。この点で、やはり女性国際戦犯法廷の準備過程において個々のケースに即して軍首脳個々人の責任を特定しようと努め、その「判決」において軍の統帥権保持者としての天皇ヒロヒトの責任を指摘した事実をふまえたうえで、さらにそれを掘り下げていくことが大切だと思います。

なお、上記したこととの関連で、「性奴隷」とされた人びとに主体性はあるのかというのは難しい問題です。奴隷という言葉それ自体が、当事者の主体性を否定してしまうところが

あるからです。「性奴隷」とされた女性にもなんらかの「主体性」はあったはずだし、そのような方向で考えることもできると思います。ただし、それはまさにこれから銃殺されようとする者が、銃を構えた者をにらみつけるという次元での「主体性」であるという極限的状況におけるそれであることを見失うべきではありません。単なる受動的な被害者という枠に押し込めてはならないと思いますが、同時に極限状況下における主体性の強調は、制度構造の暴力性の過少評価につながりがちだというジレンマに、歴史家はきっちりと向かい合う必要があると思います。

　こうした観点から見たとき、朴裕河氏の論は、彼女の主観的な意図にかかわりなく、問題の本質を曖昧にすることになってしまっていると思います。

李娜榮「インタビュー　戦時性暴力システムを問う」『世界』2016年4月号より抜粋

朴裕河さんの『帝国の慰安婦』に対して何らかの対応をするべきだという話は、私の周りの学者たちの間でも韓国語版が出版された 2013 年から出ていましたが、私自身は、読んでみて、これは対応する価値のある本ではないと思いました。なぜなら、これは学術ではなく、ほとんど小説と言っていいものだからです。

ところが、無視し続けることが卑怯な行為になってしまう状況となりました。2014 年、「ナヌムの家」の被害者のハルモニたちが朴裕河さんを名誉毀損の疑いでソウル東部地検に告訴し、このことを日本のメディアが大きく書き立てました。またこの本が日本で複数の賞を受賞したという情報が韓国に逆流入して、最初はこの本にあまり関心を示さなかった韓国のメディアでも話題になった。その後、ご指摘の通り昨年 11 月 26 日、日米の学者 54 人がこの訴訟に対して朴裕河さんを支持する声明を出す事態に至ったのです。

声明と報道資料を見たら、「学問や言論の自由を封圧」しているという論理でした。元挺対協の代表でソウル大学教授の鄭鎮星さんから、ここまできたら自分たちも何か言うべきではないか、と言われました。司法制度としては世界的にも珍しいかもしれませんが、韓国では名誉毀損は刑法で裁かれる、つまり当事者が検察に刑事告訴し検察が捜査をする制度になっています。このことで誤解があるなら解いたうえで、これは被害当事者が名誉棄損で告訴した問題であり、表現の自由の問題ではないと表明することになりました。（略）

まず想像しなくてはいけないのは、二〇世紀前半の朝鮮社会が前近代的な家父長制の植民地国家だったということです。当時の女性は、知らない男性に手を触れられたら手を切らなければいけないと言われるほどでした。だからこそ慰安婦にされた女性がどう見られたかについては、説明しなくてもおわかりだと思います。

その当時少女だったかどうかは重要ではありません。多くの女性たちが夥しい性暴力を受けたということ。一人の人間から一回性暴力を受けただけでも、生涯トラウマになるほどなのに、集団的な強姦を受け続け、そしてそこから抜け出せる希望が全くなかったということ。希望がないというのは人間にとっては一番つらいことです。そういう状況から生還できたとしても、個人の恥、家門の恥、さらには民族の恥でもあるわけですから、家に戻れなかったり、戻ったとしても、当然ながら口を閉ざさなくてはいけなかった。

当時の日本の立場から見れば、女というのは所詮男のために体も捧げてつくすものだという考え方があったから、罪の意識はなかったのでしょう。ナチス・ドイツでも同様のことが行われていたことが、つい最近までヨーロッパ社会で全く問題にされてこなかったという事実からもわかるように、女性が戦時下で性暴力を受けるのは、一方から見ればあまりにも当然なことで、また一方から見ればあまりにも恥ずかしいことだったからこそ、埋もれていた。韓国と日本との関係だけではなく、男性中心社会ではどこにおいても、このような問題は埋もれていました。

そういう中、1985～86 年の韓国で、尹貞玉という一人の女性が、そのことを問題視して動き始めた。彼女の言葉に誰も耳を傾けなかった、女が強姦された話をなんでわざわざするんだという環境の中で、一人で始めたことの意味を想像しなくてはいけないと思うのです。

日本帝国主義に誰がレイプされたとか、そんなことに誰も関心を持たなかった時期、当事者も恥ずかしくて黙っていた時期に、尹貞玉さんは言い続け、長年の親友だった李効再さん（韓国の女性運動家、社会学者）がそれを支えました。やっとそういう環境ができたところで、ソウルオリンピックに向けて全斗煥政権がまた「キーセン観光」をやろうとしていることを知り、70 年代からこの問題に取り組んできた教会女性連合会が 1988 年 4 月、「〈女性と観光文化〉国際セミナー」を企画しました。しかしソウルでやったら逮捕されると考え、済州島で開催したのです。

極秘に手紙を送って海外からのゲストも集めました。セミナーの発表文には、韓国の抱える四つの問題――「キーセン観光」、基地村女性問題、日本軍「慰安婦」、国内の性売買問題――が全部入っていました。それが世界各国から集まった女性たちの前で公開され、報告を聞いた人全員が泣いた。これが始まりでした。

教会女性連合会はこの時の尹貞玉さんの報告を聞いて、尹貞玉さんを支援することを決意し、その後約三年間、尹貞玉さんの活動を支え、九〇年に、教会女性連合会、韓国女性団体連合など 37 の女性団体が集まって「韓国挺身隊問題対策協議会」（挺対協）が結成されます。ところが、当事者はまだ現れていなかった。

教会女性連合会は七〇年代から、「キーセン観光」反対運動に加えて、原爆被害者や強制徴用被害者の支援も行い、ネットワークを持っていました。その人たちに、誰か周辺で被害者はいないかと聞き始めました。ある人が、自分の教会に来る人の中にそのようなことを言っていた女性が一人いて、その人には子供もいないから一度話を聞いてみる、と言った。それが金学順さんだったのです。

ユン・ヨンエさんという人が、金学順さんに連絡をとったら、「これをやるために神様が今日まで私を生かしてくれたんだと思う。自分はやる」と言った。逆に挺対協が、本人にとってあまりにもむごいことだと考えて電話するのをためらっていたら、なぜ電話してこないんだと、金学順さんの方から連絡があった。

光復節前日の 8 月 14 日に記者会見を開くことになりました。想像していたより大勢の記者が集まったのでたじろいだと、金学順さん自身が後日語っていますが、その時の様子を見た人たちによれば、金さんは堂々と、「私が証人である」と話しました。これが、それまで水面下にあった問題が公になった瞬間だったと言えます。

翌月の 9 月 18 日に慰安婦ホットラインが開設されます。当時、挺対協には事務所がなく、教会女性連合会の事務所の中に机を借り、ホットライン用の電話機を一台置きました。最初の日は、申告電話は一本もなく「この汚い女たちめ」「民族の恥だ」、あるいはポルノ映画に出てくるような声を流したり、という電話が鳴り続けたそうです。

水曜デモが始まったのは 1982 年 1 月 8 日ですが、初めの頃は被害者数名と活動家数名で、道行く人たちは「何を恥ずかしいことをやっているんだ」という冷たい視線を投げかけた。その後しばらく、報道でも「民族の恥」という言説が主でした。彼らの言う「民族」には女性はいなかったのです。

「慰安婦」問題が公論化してから、「慰安婦」は売春婦だったという言説が日本では支配的でした。そのため、挺対協が望むと望まないとにかかわらず、韓国内ではこの問題は民族問題にされざるを得なかったのです。一方、80 年代に民主化闘争を闘った人たちは、反帝国主義の闘争をしてきたので、これを民族抑圧の象徴と見れば受け入れることができた。対日本との関係で民族問題として捉えるのと、対帝国主義との関係で民族抑圧の象徴と見るという、二つの言説が当初はつくられざるを得なかったのです。また、そうでなければ当時の韓国人はこの問題を受け入れることはできなかった。

ただ、ここで絶対忘れてはいけないことがあります。韓国政府が耳を貸さず、日本政府も事実を否認している状況の中で、九〇年代初めに挺対協はこの問題を国連に持って行ったということです。そして、国連に持って行った最初の瞬間からこれは戦時性暴力システムの問題であると訴えたこと、そして国連で女性に対する性暴力システムとして初めて認められたのがこの問題だったということです。「慰安婦」問題という大きな起爆剤が、戦時性暴力がシステムの問題であるとして世界的に取り上げられる大きな契機になったということ、これこそが挺対協が初期からつくってきた一番大きな言説なのだということが忘れられてはならないと思います。

基地村女性の運動について少しお話しすると、実はこの運動は 80 年代中頃、「慰安婦」問題よりも先に始まっていました。先ほどの済州島での 88 年のセミナーの時、この問題も取り上げられました。彼女たちは韓国では「洋ガルボ」「洋セクシ」と呼ばれ、世界で最も汚い女たちというほどの扱いを受けていました。そういう女性たちが勇気をもって 2014 年に訴訟を起こすまでになった背景にはやはり、「慰安婦」問題が戦時性暴力の問題、国家による女性に対する暴力の問題を暴いて、問題を理解する聴衆をつくってきたということがあります。

私は 15 年以上、基地村女性問題の活動家として、そういう状況を見てきました。基地村の女性たちが結成した「基地村女性連帯」には挺対協も入っています。基地村の女性たちが水曜デモに参加したこともあるし、ハルモニたちと一緒にピクニックをするなどの交流をしてきています。

挺対協は数年前から、ベトナム戦争時に韓国軍兵士から性暴力を受けたベトナムの女性たちの問題に対して、「ナビ基金」をつくって積極的に関わっています。そういったことから言えるのは、「慰安婦」問題は、韓国が日本に対して何か恨みを晴らすとか、韓国人が日本人に対して怒りを表出するという問題ではないということです。歴史的な不正義に対して、いま生きる私たちがきちんと責任をとらなければ、未来にそれが繰り返され、次の世代が新たな責任を負わなくてはならなくなる。こう思うからこそ、私たちの責任として、いまある問題を解決しなくてはいけない。歴史的な不正義をこの代で解決し、未来に対する責任を果たそうとする運動になっていることに、明るい展望があります。

韓国では 1994 年に性暴力特別法、2004 年には性売買特別法ができました。「慰安婦」問題解決運動がなければ、こういった特別法の制定もなかったと私は見ています。性暴力と性売買を貞操の問題だと考えていた世の中を人権の問題と見るように変えたのは、やはり「慰安婦」問題が大きかったのです。そのように人々の意識を成長させたのが「慰安婦」問題解決運動であったという意味では、これらは別々に見るべきものではないと思っています。ですから日本の女性たちも、日本の中にあるいろいろな問題を解決していく上で、韓国にも日本にも同じ問題があり、私たちは協力して、私たち自身の問題として解決していくという方向で連帯することが必要です。

新しさを装った歴史修正の動き

根拠なき新説？朴裕河氏をもてはやしていいのか

金富子

南京大虐殺や日本軍「慰安婦」をめぐり、「歴史修正」という名の偽造を恥ずかしげもなく〝外交戦略〟にする日本政府と自民党だが、新しい偽造とも言うべき根拠なき主張で日本の〝リベラル知識人〟をも取り込んでいるのが韓国・世宗大学校日本文学科教授の朴裕河氏だ。その主張の何が問題なのか。

ティル・バスティアン『アウシュヴィッツと〈アウシュヴィッツの嘘〉』（石田勇治ほか編訳、白水社）という本がある。ナチによる大量虐殺の事実と、それを無害化・否定しようとする歴史の偽造について簡潔明瞭にまとめている。欧米では、歴史を偽造する人々を「修正派」と呼ぶが、その議論の中心は犠牲者数を少なく疑わせて「大量虐殺」の信用失墜を図ることだ。「証拠」を創り出したりもする。

歴史修正を外交戦略に

日本でも1990年代後半から「修正派」の台頭が著しい。その特徴は「南京大虐殺」否定、「慰安婦」否定を政府・政治家が率先して行なうことだ。10月に中国がユネスコ（国連教育科学文化機関）に申請した「南京大虐殺文書」が世界記憶遺産に登録されたが、これに対し日本政府はユネスコへの分担金拠出の見直しに言及した。ここでも犠牲者数が問題にされ、「虐殺」の信用失墜が図られた。

「慰安婦」否定ではどうか。2014年8月の『朝日新聞』「慰安婦」問題検証記事をきっかけに、安倍晋三首相は国会で同年10月「日本が国ぐるみで性奴隷にしたとの、いわれなき中傷がいま世界で行われている」と述べた。自民党の国際情報検討委員会も同年9月、「慰安婦の『強制連行』の事実は否定され、性的虐待も否定された」「国連をはじめ全ての外交の場、また官民挙げての国際交流の中で、国としての正しい主張を訴え続ける」と決議した。歴史修正は、政府・自民党の外交戦略になっている。

歴史修正の動きは政府だけでない。最近は〝新しさを装う〟のが特徴だ。その例が韓国の日本文学研究者・朴裕河（パクユハ）『帝国の慰安婦』（韓国語版2013年、日本語版2014年）である。韓国では話題にならなかったが、兵士とは「同志的関係」、「協力者」などの記述に対して、昨年6月に「ナヌムの家」の被害女性9人が名誉毀損裁判（民事・刑事）を起こし、一躍知られるようになった。

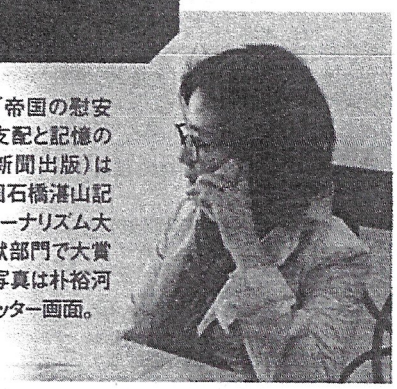

朴裕河氏の『帝国の慰安婦　植民地支配と記憶の闘い』（朝日新聞出版）は10月、第15回石橋湛山記念早稲田ジャーナリズム大賞の文化貢献部門で大賞に選ばれた。写真は朴裕河氏の公式ツイッター画面。

他方、日本ではリベラルとされる『朝日新聞』などメディアや一部の日本人（男性）知識人が、彼女の言説を「もてはやす」という構図になっている（同書への詳細な批判は鄭栄桓（チョンヨンファン）・明治学院大学准教授のブログ参照）。

では、どこが新しく見えて、新しくないのか。

少女は「少数例外」？

まず、「慰安婦」にされた朝鮮人少女は、「少数で例外的」という朴氏の主張を取り上げよう。新しい説である。

朴氏は同書で、①韓国挺身隊問題対策協議会・挺身隊研究所が編んだ証言集（『強制的に連行された朝鮮人軍慰安婦たち』第5集、以下『強制5』、韓国語）の被害女性の証言を使って「わたしが一番幼かった。ほかはみな20歳過ぎ」と紹介したり、②ビルマのミッチナで捕虜になり米軍政府情報局の尋問をうけた朝鮮人「慰安婦」20人の「平均年齢は25歳だった」などとして、朝鮮人「慰安婦」＝少女は「少数で例外的」、しかも「軍の意思よりは業者の意思」――などと強調する。

しかし①について、実際に朴氏が使った証言集『強制5』をみると、証言者の連行時の年齢は皆

「20歳以下」であった。

②のミッチナの朝鮮人「慰安婦」20人にしても、捕虜にされた時は「平均23歳」、2年前に徴集された時は「平均21歳」であり、しかも20人のうち未成年（国際法では20歳は未成年）が12人と過半数が少女だった（表参照）。

つまり、朴氏の「少女は少数で例外的」という新説は、創り出された「証拠」であり、根拠がない（Fight for Justiceブックレット3『朝鮮人「慰安婦」と植民地支配責任』御茶の水書房を参照）。

背景に植民地支配と差別

次に、「性奴隷否定」説だが、朴氏だけでなく、秦郁彦（はたいくひこ）氏、「THE FACTS」（『ワシントン・ポスト』意見広告）、さらに安倍首相も先述のように主張してきた。

朴氏の特徴は、朝鮮人「慰安婦」を、未成年ではない、〈愛国〉的役割や兵士との恋愛があったとか、慰安所での日本人兵士／朝鮮人「慰安婦」の関係を「同じ日本人としての〈同志的な関係〉」を強調することだ。

なぜか。そうした特徴をもつ日本人「慰安婦」に限りなく近い「帝国の慰安婦」＝新しい朝鮮人「慰安婦」像を主張するためと思われる。ここでは、民族の支配・被支配の関係が消える。しかし、その前提には、公娼出身の日本人「慰安婦」は性奴隷ではないという認識がある。

問題は日本人「慰安婦」への認識不足を露呈していることである。2000年「日本軍性奴隷制を裁く女性国際戦犯法廷」や、最近刊行されたVAWW RAC編『日本人「慰安婦」』（現代書館）で解明されたように、日本人「慰安婦」は公娼制度下だけでなく、慰安所でも性奴隷であった。心情的交流や恋愛があったとしても同様である。問題の核心は、偶発的な個人関係ではなく、制度にあるからだ。

朝鮮人「慰安婦」に少女が多かったのは、政策的裏付けがある。吉見義明氏が『従軍慰安婦』（1995年、岩波新書）で明らかにしたように、第一に、日本政府による「慰安婦」徴集（選別）に関する民族差別である。日本人女性の徴集は「満21歳以上で、性病のない、売春女性」（内務省警保局長通牒、1938年2月23日）に制限されたので、植民地から「未成年で、性病のない、非売春女性」が徴集された。第二に、「婦女売買に関する国際条約」など国際法の抜け道として植民地が適用除外された。第三に、日本軍将兵の性病対策として、植民地の性経験のない未婚女性がターゲットにされた（麻生徹男軍医の意見書など）。

つまり、徴集には朴氏のいう業者ではなく「軍・政府の意思」が作用した。もちろん朝鮮人女性で未成年がターゲットにされた最大の理由は、日本による朝鮮植民地支配と民族差別・性差別にある。

秦氏が太鼓判押す

興味深いのは、日本の歴史修正主義のマエストロともいうべき秦郁彦氏による朴氏への評価である。「慰安婦」制度を「公娼制の戦地版」と位置づける秦氏は、朴氏を次のように評価する（『慰安婦事実を見据えるために』『週刊文春』2015年5月7・14日号、鄭栄桓氏のご教示による）。

〈筆者（＝秦郁彦）と似た理解を示したのは、韓国世宗（セジョン）大学校の朴裕河教授である。／しかし強制連行や性奴隷説を否定し、「韓国軍、在韓米軍の慰安婦の存在を無視するのは偽善」と指摘した彼女は、慰安婦の支援組織から「親日的」だとして提訴された。〉（抜粋）

秦氏は、朴氏が「強制連行や性奴隷説を否定し」たと理解し、それを秦氏と「似た理解」と太鼓判を押したのである（ただし朴氏を提訴したのは「ナヌムの家」被害女性9人であり、先述の挺対協は韓国軍や在韓米軍の「慰安婦」被害者を支援しているので、誤解がある）。

一見新しく見える朴氏の「慰安婦」理解は「修正派」であり、連行や慰安所での軍の関与と強制性を否定する点でも「河野談話」の破壊に行き着く。しかしもっとも問題なのは、秦氏の「慰安婦」理解を敬遠し「河野談話」を支持するのに、秦氏と「似た理解」を述べる朴氏を「もてはやす」日本のリベラル派なのは言うまでもない。

キム プジャ・東京外国語大学教授。

ビルマ・ミッチナの朝鮮人「慰安婦」の年齢（捕虜時と徴集時）▶▶

	名前（イニシャル）	朝鮮での出身地	A＝捕虜時の年齢（1944年8月）	B＝徴集時の年齢（1942年8月）
1	S	慶尚南道晋州	21歳	19歳
2	K	慶尚南道三千浦	28歳	26歳
3	P	慶尚南道晋州	26歳	24歳
4	C	慶尚北道大邱	21歳	19歳
5	C	慶尚南道晋州	27歳	25歳
6	K	慶尚北道大邱	25歳	23歳
7	K	慶尚北道大邱	19歳	17歳
8	K	慶尚南道釜山	25歳	23歳
9	K	慶尚南道クンボク	21歳	19歳
10	K	慶尚北道大邱	22歳	20歳
11	K	慶尚南道晋州	26歳	24歳
12	P	慶尚南道晋州	27歳	25歳
13	C	慶尚南道慶山郡	21歳	19歳
14	K	慶尚南道咸陽	21歳	19歳
15	Y	平安南道平壌	31歳	29歳
16	Q	平安南道平壌	20歳	18歳
17	K	京畿道京城	20歳	18歳
18	H	京畿道京城	21歳	19歳
19	O	慶尚北道大邱	20歳	18歳
20	K	全羅南道光州	21歳	19歳
		平均年齢	23.15歳	21.15歳

（出典）アメリカ戦時情報局心理作戦班「日本人捕虜尋問報告」第49号（1944年10月1日）、吉見義明編集・解説『従軍慰安婦資料』（大月書店、1992年。451-452頁）より作成。
（注）ビルマ・ミッチナ陥落後、1944年8月10日に朝鮮人「慰安婦」20人（日本人民間人2人）が米軍の捕虜になり尋問が行なわれ、1942年5月初旬に朝鮮に来た日本人周旋業者の「偽りの説明を信じて」朝鮮人女性800人が徴集されたことがわかった。

問われるのは、日本社会の言論と日本のフェミニズム

北原みのり

チマチョゴリを着た〈少女像〉を「慰安婦」の象徴として捉えることで、公娼の女性や、自ら志願した女性たちの声を奪った、という批判だ。正直、〈少女像〉を初めて見たとき、「少女なのかぁ」と、少し違和感を持った。「少女」のイメージが濫用され消費される文化に生きていると、「少女」というだけで反射的に警戒してしまうものだし、実際そのような批判は、これまでも幾度も繰り返されてきたからだ。そう、この手の批判は、決して新しいものではなく、それこそ金学順（キムハクスン）さんが一九九一年に名乗り出て、「慰安婦」問題が可視化されて以来、女たちが向きあってきた問題だ。

とはいえ、このような「批判」が誰に、どのように向けられているかを、今、私たちは慎重に考えなければいけないのではないかと思う。というのも、「様々な『慰安婦』の声を潰してきた」主体が、「慰安婦」当事者やその支援者であるかのように批判する声が、近年、高まっているからだ。

たとえば、日本でリベラルな言論人から高く評価された『帝国の慰安婦』の著者朴裕河氏は、〈少女像〉が実際の「慰安婦」を表象していないことを問題視にし、〈少女像〉は「支援団体の運動を顕彰」するだけのものだ、と切り捨てた。そもそも同書は、日本の市民レベルでの嫌韓感情を深めたきっかけは〈少女像〉であるという前提からはじまり、〈少女像〉が日韓の和解を遠ざける象徴かのように語られている。

〈少女像〉への批判

年末の日韓「合意」以降、〈少女像〉への注目が集まっている。はっきり言って、ロリコンポルノが大量に消費される日本で、これほど嫌われる少女は、珍しい。〈少女像〉はまるで日韓関係のお荷物のように語られ、批判にさらされ、撤去しろ、の声が高まっている。自分たちを決して責めず、癒してくれる存在であってほしい「少女」が、男に怒りを向けることが、日本の男は直視できないのかもしれない。これが、たとえば年老いた女性だったら？　たとえば抽象的なオブジェだったら？　男たちは、これほどまでに過剰反応しただろうか。〈少女像〉に対する男たちの過剰防衛とも言える反応に、改めて、この国の男たちが性暴力被害者に「共犯者」であることを求め、「慰安婦」問題にいかに向きあってこなかったかに気がつかされる。

一方、そんな男とは違う意味で、〈少女像〉に批判の声をあげる女たちもいる。

批判を向けるべきは誰か

水曜デモ一〇〇〇回を記憶するために建てられたのが、〈少女像〉（正式な名前は「平和の碑」）。これだけ長期にわたった抗議集会は、世界にも例がなく、彼女たちの強い意志と声が、韓国世論を動かし、国際世論を喚起させた。そのような運動の過程で、当事者と支援団体は、韓国人被害者のみにとどまらず、紛争地域での性暴力被害者に援助を申し出、ベトナム戦争に参戦した韓国軍による性暴力の告発をし、そして多くの「慰安婦」たちの声を証言として記録してきた。また、二〇一五年には米軍基地村で「慰安婦」として従事していた女性たちの国家訴訟に、支援と共感の声をあげた。

「運動」は「正義」なのだから、批判すべきではない、と言いたいのではない。矛先の違うずれた批判に、意義や意味を見いだせないだけだ。

私は支援運動に直接関わったことはない。それでも、この数年間、韓国挺身隊問題対策協議会や支援者の方々に触れる機会を得たことで、強く実感している。はっきり言って、「あなたたちの運動がほかの「慰安婦」の声を潰してきた！」「『慰安婦』は、セックスワークか性奴隷か？」「反日ナショナリズム団体か？」などという批判や論争に振り回されている時間は、彼女たちには、ない。一秒を惜しむように、目の前にいる被害者が望む解決を求めて闘っている。そしてそれは、「少女」以外の「慰安婦」の口を塞いでいる、という批判に鈍感であったり、無視してきたということではない。むしろ、四半世紀にわたる闘いのなかで、当事者と支援者こそが、その葛藤に苦しみ、そして乗り越えようとしてきた。「売春婦だったのだろう」と罵る声に、「いいえ売春婦ではありません」と返せば叩かれ、自分の性と向きあわざるをえないなかで、性の言説をとらえ直し、被害者と向き合い、運動として成長し続けた。世界史上例のない「植民地支配国」への性暴力責任を問う闘いに、どれだけの覚悟が必要だっただろう。

このような話をすると、「慰安婦」問題に関心を持つフェミニストであっても、「韓国内での運動論の話だか

ら、私たちには関係ない」と言う人が少なくない。というか、ふつーに、そういう人が大多数だと思う。だからこそ、日本の男が〈少女像〉から逃げる様を糾弾しないどころか、〈少女像〉撤去を求める声に抗議することなく、この国の世論は無関心を貫いているのだろう。

それでも本当に、〈少女像〉をめぐる議論は「韓国の運動」の話なのだろうか。「韓国のナショナリズムの問題」の話なのだろうか。私には、そんなふうに切り離して考えることができないのだ。なぜなら、〈少女像〉の視線の先にあるのは、「慰安婦」の声を無視し続けた日本政府なのだから。そしてこのような状況を引き起こしたのは、「慰安婦」問題に一丸となり闘えなかった、日本のフェミニストの問題でもあると考えるから。

日本の「慰安婦」問題に関する言論の脆弱さ

日韓「合意」後、「合意」を白紙撤回しろ、という声が日本側からは驚くほど出ていない。それどころか、毎日新聞などのリベラルを標榜するようなメディアですら、韓国市民が〈少女像〉を前に集まり「合意白紙撤回」を叫ぶ様子を「反日ナショナリズム」として冷笑するような空気で報道する始末だ。

そのような痛みのない語り、議論のための議論、根拠が充分でない安易な支援者団体批判、ナショナルな枠組みを簡単に取り外して「共犯者」を求める帝国目線、そのような論調に簡単に吸い上げられてしまう日本の「慰安婦」問題に関する言論の脆弱さ。強引な日韓「合意」後だからこそ、今こそ、ていねいに考え、韓国市民と共に声をあげていきたい。

〈少女像〉の横には、誰も座っていない椅子がある。私が、その空いている椅子に座って考えたのは、私自身の少女時代の記憶だった。「何も知らない無垢な少女」というイメージなどでは回収されない、「私」の過去。過去にいた私と現代の私を、つなぐもの、断絶するもの、そのようなことを考えながら少女像を私は体験した。誰かの声を潰すもの、ではなく、過去を見つめるための時間として、「少女」がそこにいるのだと、私は思った。

（作家）

日本軍「慰安婦」問題webサイト
“Fight for Justice——日本軍「慰安婦」：忘却への抵抗・未来への責任”
日本軍「慰安婦」問題の解決をめざし、
日本軍「慰安婦」制度に関する歴史的な事実関係と責任の所在を、
資料や証言など明確な出典・根拠をもって、
提供することを目的とするwebサイトです。
市民のカンパによって支えられたいます。
http://fightforjustice.info
郵便振替：00160-4-323057　口座名：FFJ

〈平和の少女像〉はなぜ座り続けるのか

2016年2月27日　第1版第1刷発行

日本軍「慰安婦」問題webサイト制作委員会編
岡本有佳・金富子　責任編集 ©

発行所　（株）世織書房
発行者　伊藤晶宣
〒220-0042 神奈川県横浜市西区戸部町7丁目240番地　文教堂ビル
TEL 045-317-3176　振替 00250-2-18694
印刷・製本所　（株）ダイトー
Printed in JAPAN
ISBN978-4-902163-84-1 C0036 ¥800E
落丁・乱丁本はお取替いたします。

朴裕河氏を支持する知識人に問う

『帝国の慰安婦』と「日本免責」の論理

昨年末の「日韓合意」後、日本軍「慰安婦」問題は何ら進展していない。原因は「合意」に性暴力犠牲者の声が不在である点が大きいが、これこそ右派や一部「リベラル派知識人」らが称賛する『帝国の慰安婦』の本質なのだ。

能川元一

昨年末に韓国政府との間で日本軍「慰安婦」問題の「解決」をめぐる合意に達したはずの安倍政権が、はやくも国内外で歴史修正主義的な本音をさらけだしている（本誌3月4日号「国連で安倍首相のウソを宣伝した外務官僚」を参照）。

しかし本誌1月15日号の拙稿「日韓『慰安婦』問題合意の虚妄」でも指摘しておいたように、日韓「合意」は「慰安所」制度への日本軍の「関与」や「責任」の中身を明らかにしておらず「安倍流」解釈を許すものとなっていた。

とすれば問題は、日韓「合意」のこのような欺瞞性が見過ごされてしまっているのはなぜか、というところにこそある。そしてこの問題を考えるとき、ある一冊の書物がメディアや知識人たちに及ぼした影響を思わざるをえない。朴裕河（パク ユハ）・世宗（セジョン）大学教授の『帝国の慰安婦　植民地支配と記憶の闘い』（朝日新聞出版、２０１４年）のことである。

以下で見てゆくように、『帝国の慰安婦』は安倍政権の一連の主張を批判するどころか、実質的に支持するような書物である。だが日本語版刊行直後に作家の高橋源一郎氏が『朝日新聞』の「論壇時評」でこの本を「不動の恒星のように、揺れることのない基軸となるだろう」と激賞。上野千鶴子・東大名誉教授も『毎日新聞』の「読書日記」で、「この問題について避けて通れない書物」だと評した。

また本書は『毎日新聞』が一般社団法人アジア調査会と共催する「アジア・太平洋賞」の第27回特別賞を受賞、第15回石橋湛山記念早稲田ジャーナリズム大賞では「文化貢献部門」大賞を受賞している。リベラル派のメディアや知識人からも支持を受ける『帝国の慰安婦』は、どのような本なのだろうか。安倍政権の姿勢と関わる論点を中心に検討してみたい。

上／他界した元「慰安婦」の遺影を掲げ、日本大使館前で開かれた「日韓合意」に反対する集会の参加者たち。（昨年12月30日、ソウルで。提供／共同）

左／朴裕河氏の著書『帝国の慰安婦』（朝日新聞出版）。

無視された被害者の声

本書の特徴の一つは、植民地と占領地とを峻別することにある。朝鮮半島や台湾などの植民地と日本軍の占領地（中国、フィリピン、インドネシアなど）では女性の「徴集」の仕方などに違いがあったことは、従来の研究でも指摘されてきた。しかし本書では植民地／占領地の区別が「慰安婦」の本質に関わるものとまでされている。「朝鮮人慰安婦」が当時は日本軍将兵と同じ「日本人」であったことが強調され、兵士たちに擬似的な「故郷」を与えることが「慰安婦」の役割であったとされる。

このような理解に基づき、「朝鮮人慰安婦」と日本軍の兵士の間に〈同志的関係〉があった（『帝国の慰安婦』83ページなど。以下、ページ数のみ記す）と主張したことなどを理由として、朴裕河氏は昨年11月、元「慰安婦」被害者たちから民事、刑事の双方で提訴、告発されることとなった。

朴氏の在宅起訴に対してその直後、日本を中心とした学者や作家ら54人が「抗議声明」を発表した。そこには前出の高橋氏や上野氏も含まれているが、声明の内容は、元「慰安婦」被害者による刑事告発があったことにはなぜかまったく触れていない。同時に、「従軍慰安婦問題」について「一面的な見方を排し、その多様性を示す」とか、「この本によって元慰安婦の方々の名誉が傷ついたとは思えず」などと、『帝国の慰安婦』を擁護している。昨年末の日韓「合意」と同じく、「被害者不在」の擁護論と

言わざるを得まい。

さらに驚くべきことに本書は、敵国人であった中国人の被害者たちについて「厳密な意味では『慰安婦』とは言えない」（45ページ）とまで主張しているのだ。本書を称揚する人びとは、この一文をどう考えているのだろうか。本来は婉曲表現であった「慰安」が制度の本質とすり替えられ、占領地の「慰安婦」被害者を問題から排除する理由にされていると言えよう。

このように占領地の被害者を「慰安婦」問題から切り離すならば、右派が考えるような意味での「強制連行」は、視野の外に置かれることになる。『帝国の慰安婦』の主張を受け入れるなら、安倍政権による「強制連行」の否認を批判することは困難となるだろう。

さらに『帝国の慰安婦』の主張でもう一つ特徴的なのは、「慰安婦」問題に関して日本政府に法的責任を問うことはできないとする点だ。この主張は「あとがきに代えて」における「日本に対し『法的責任』を問いたくても、その根拠となる『法』自体が存在しないというのが私の考えです」（319ページ）という一節に、はっきりと現れている。

このような「慰安婦」問題の先行研究にも、元「慰安婦」による戦後補償裁判の実態にも反する主張が、いかにして可能になっているのか。その秘密は、まず「法的責任」を刑事犯罪に対するもののみに限定したうえで、刑事責任についても略取誘拐と人身取引に対するものだけに限定する（46、180、191ページなど）という、二段階の操作にある。

略取誘拐と人身取引を直接行なったのは「業者」であって日本軍ではないから、日本軍には法的責任は問えない――というわけだ。

「日韓合意」は前進？

しかしながら先行研究では、当時の刑法が略取誘拐や人身取引の被害者を、海外（帝国外）に移送することも犯罪としていた（国外移送罪）事実を指摘してきた。「慰安婦」を国外の戦地に移送することは、軍の主体的な関与なしには不可能なことだ。

また日本軍「慰安婦」問題において公的補償が焦点の一つとなってきたことを考えれば、民事上の責任を無視しているのも不可解だ。なぜなら元「慰安婦」が起こした訴訟のうち、アジア太平洋戦争韓国人犠牲者補償請求訴訟（1991年提訴）の東京高裁判決では、「軍隊慰安婦関係の控訴人ら軍隊慰安婦を雇用した雇用主とこれを管理監督していた旧日本軍人の個々の行為の中には、軍隊慰安婦関係の控訴人らに軍隊慰安行為を強制するにつき不法行為を構成する場合もなくはなかったと推認され、そのような事例については、被控訴人は、民法715条2項により不法行為責任を負うべき余地もあったといわざるを得ない」という判断が下されている（注＝請求自体は棄却。「被控訴人」とは日本政府を指す。傍線編集部）。

日本政府による公的補償を求める運動が超えねばならないハードルが高かったことは事実である。しかしそのハードルはあくまで政治的なものであって、法技術的なものではなかったことを見誤ってはならない。先に言及した東京高裁判決が、「日本国内の補償立法を行うことも採り得る一施策であったといえる」としていることからも明らかだ。

昨年末の日韓「合意」でも日本政府は「法的責任」を認めず、10億円の拠出についても「賠償」ではないことを強調している。アジア女性基金よりは一歩前進しているように見せかけているが、日本政府の基本的な立場に変化はない。だが『帝国の慰安婦』の日本政府免罪論を無批判に受容してしまうと、この10億円が解決に向けての実質的な「前進」であるかのように見えてしまうのだ。

これまで公的補償が実現しなかったのは、そのような補償を支持する勢力が日本の国会で多数を占めるに至らなかったからであり、突き詰めれば有権者が「補償しないこと」を選んできたからである。私たちは、この苦い事実を直視せねばならない。

だが『帝国の慰安婦』は日本の読者をそうした責任から解放してくれる。もともと公的補償は、法的根拠を欠く要求だったという甘い嘘によって。一度は公的補償を求める運動に共感しながら現状に甘んじようとする者にとって、これ程心地よい囁きはあるまい。

のがわ　もとかず・大学非常勤講師。

『帝国の慰安婦』事態についての意見

康昌宗

2014年11月に出版された『帝国の慰安婦』日本語版は、2014年6月に本書を対象に起訴された名誉毀損裁判で被害者が名誉を毀損していると指摘された表現を変更しています。例えば下記の通りです。

《「自発的に行った売春婦」というイメージを私たちが否定してきたことも、やはりそのような欲望、記憶と無関係ではない。》　（※下線は名誉毀損対象表現）

上記表現は、日本語版で下記の通り変更しています。

《自発的に行った人もいた「慰安婦」像を韓国が受け止めえなかったのは、そういうことの延長線上のことである。》　（※下線は名誉毀損対象表現の訳）

日本語版出版時に名誉毀損対象とされた表現を変更しているのは、著者と朝日新聞出版が表現に問題があると認識していたからではないでしょうか。
そのように認識していていたのに、なぜ日本語版を出版したのでしょうか。

2007年11月2日に東京地裁で、亜細亜大学教授・東中野修道氏の著書『「南京虐殺」の徹底検証』が、南京事件被害者への名誉毀損を行っていると認めた判決では、下記の通り記されています。

《本件書籍を執筆し発行した被告らの共同不法行為により原告が被った精神的苦痛に対する慰謝料としては300万円をもって,英語版及び中国語版の発行によりさらに拡大されたと認められる原告の精神的苦痛に対する慰謝料としては50万円をもって,それぞれ相当と考える。》

『帝国の慰安婦』の日本語版は、ハングル版より数倍多く出版されていることから、被害者の精神的苦痛をより多く拡大していると思います。

また、「帝国の慰安婦」日本語版を出版した朝日新聞社の元論説主幹で、声明発表を主導された若宮啓文氏は、朝鮮日報への2015年12月21日寄稿「朴裕河教授の起訴に抗議した真意」で下記の通り記しておりました。

《公開討論を提案する前に、まず告訴の取り下げを働きかけ、静かな環境を作っていただけないだろうか。》

見解の異なる人同士の公開討論を行う前提として、若宮氏はご自身の主張に従った言動を討論相手に要求するのでしょうか。

朴裕河氏は、自身への批判を封じる手段として、裁判を都合よく利用しているとしか思えません。
名誉毀損裁判で起訴されて間もない2014年8月、朴裕河氏はご自身が管理する日本語Facebookページで、裁判に至る経緯を説明しました。その内容は私が聞いたことと異なっていたため異議を書いたところ、私のコメントを朴裕河氏は断りなく削除されました。削除された理由を述べた朴裕河氏のFacebookページでのコメントを記します。

《告訴事態は韓国の問題であって、基本的には韓国内で解決したいと思ってます。私が日本語で書くのは、告訴のことを聞いて心配してくださっている方々のためのものです。
あなたは原告側が歪曲して流した情報に基づいてこの問題を理解してます。
NHKのことを書いたのも、私のことを非難するためと感じました。間違った情報をあえて流したあなたに、詳しい説明をする義務はないはずです。そこで、説明の代わりに削除したまでです。》

私のコメントのどこが誤っているか記すこともなく、名誉毀損に対して「言論の自由」を盾にする朴裕河氏は、「説明の代わりに削除したまで」と自身への批判を削除し、私以外にも批判する学者を排除しながら本書への賛成意見だけを宣伝し続けています。

若宮啓文氏は、被害者の告訴の権利を阻害するよう呼びかける前に、朴裕河氏に「言論の自由」を尊重する姿勢を働きかけ、生産的な議論を行う環境を作っていただけないでしょうか。

*1 『帝国の慰安婦』名誉毀損対象の引用目録と日本語版の表現
http://east-asian-peace.hatenablog.com/entry/2015/03/18/234912

*2 夏淑琴さん名誉毀損訴訟　東京地裁判決
http://www16.atwiki.jp/pipopipo555jp/pages/737.html

『帝国の慰安婦』に見る被害者無視の系譜

黒田寛吾

『帝国の慰安婦』（朴裕河著）は２０１３年８月に韓国で刊行された。発売当初韓国ではほとんど注目を集めなかったが翌年６月にナヌムの家に住む元慰安婦の方たちがこの著作を名誉棄損として訴え、やがて注目される中２０１４年１１月に日本でも出版されている。民事裁判は 2015 年 2 月にソウル地裁によって 34 カ所の削除命令の仮処分が出た後、今年の１月１３日には朴裕河敗訴の判決が出ている。

ハルモニ達による不快感の表明と名誉棄損の訴えに関わらず日本ではこの著作の評価は高く毎日新聞や朝日新聞の書評、コラムには、朴裕河氏をまるで英雄のように崇めた意見が掲載されて来た。例えば、高橋源一郎氏は「ハンナ・アーレント」に模して称えており、山田孝男氏は「深慮の孤立」「深い洞察」と最上級の賛辞を与えている。安倍首相と何度も高級料亭に相伴し、微妙な言い回しで「特定秘密法」への反対意見を緩和していた毎日新聞の山田孝男氏は、１４年１２月２２日のコラムでは『帝国の慰安婦』を引用して「慰安婦は・・・軍事基地ではありふれた存在である」という意見を表明している。さらに毎日新聞社は第 27 回アジア太平洋賞の特別賞を与えてこの著作を権威つけており、この賞を主催しているアジア調査会理事である長田達治氏はツイッター上で、(『帝国の慰安婦』に批判的な）朝鮮日報批判を繰り返している。ＮＨＫの籾井勝人会長が「どこにでもあった」論を展開したときには批判していたはずの朝日や毎日が、少し飾りつけを変えただけの『帝国の慰安婦』を称賛しているという現象は、これらのリベラル陣営が右派の朝日新聞攻撃の前に後退して来た現実を如実に示しているのである。「早稲田ジャーナリズム大賞」授賞もこの著作の権威を高めているが、その授賞理由に書いてあった「この本は日本人が抱く「ウソ」にも厳しい。」という文言は、後に「不確かな事実である」として削除されており、選考者の読みこみ不足を露呈している。

この著作への高評価の理由には「日韓和解」を優先させる余りの”勇み足”という面も見られるが、その根底には元慰安婦の方々の語る被害の無視がある。

『帝国の慰安婦』は、戦後４０年以上経っても悪夢に見舞われるＰＴＳＤや暴行の傷跡、韓国や台湾で名乗り出た被害者の半数以上が子孫を残せないという心身に残る深刻な被害をまるで描こうとしていない。皇軍が慰安所を造ったことは彼女たちの人生を少女と言える時期に破壊してしまったのが、この著作はむしろそのような被害は造られたイメージであり、被害事実を述べることが、日本軍兵士に共感を寄せた「同志的関係」を隠蔽していると主張している。裁判でも朴裕河氏側は「日本軍慰安婦問題の解決策」、「公共の利益のためだ」（「主張要旨」）としており、被害者の名誉をまるで考慮していない点が特徴的である。『帝国の慰安婦』を何度読み返しても、「慰安婦問題の解決」が何を指すのかは分からないが、どうやら朴氏のいう「慰安婦問題の解決」には、我々にとっては最重要な項目である「被害者の名誉の回復」は含まれていないようである。この被害者の訴えを無視し拒否する姿勢こそ、日本国が今日まで「慰安婦」問題を解決できなかった原因であり、『帝国の慰安婦』事態の混乱は、日本軍慰安婦問題の混乱を象徴しているとも言えるであろう。

２０１５年１１月１８日には元慰安婦たちの訴えを入れて韓国検察による名誉毀損の在宅起訴（刑事）がなされたが、日本ではこれを受けてこの著作の名誉棄損性をまるで論じる事なく、朝日・読売・毎日・産経など全国紙の社説がこぞって「検察による言論弾圧」として批判するという事態を迎えた。判を押したような全体主義の雰囲気の中で、11 月 26 日には『朴裕河教授の在宅起訴に学者ら 54 人抗議声明』が発表されており、「私たちの名誉は『帝国の慰安婦』によって傷つけられた」という元慰安婦達の訴えを無視して「この本によって元慰安婦の方々の名誉が傷ついたとは思えず」と主張している。これに呼応する産経新聞は元ソウル支局長の件もあって「韓国政府の言論弾圧」に鼻息も荒い。恐ろしい事に朴裕河氏はどうやら日本の全国紙間の「（被

害者無視という）一致・和解」には成功したようである。これが１２月２８日の「日韓合意」の下地となったのであろう。

『帝国の慰安婦』とその賛美者たちに共有される慰安婦論の特徴は、先行研究の無視と右派の広範な影響である。『帝国の慰安婦』が＜参考文献＞に挙げている『政府調査「従軍慰安婦」関係資料集成』①（ｐ１５２）には塩田兵団の林部隊長 林義秀が「当隊附属慰安所経営者を 慰安婦連行のため」台湾に派遣する話が書かれているが、この資料の中で林隊長は「慰安婦ハ当隊ノタメ是非必要ナルモノニ付」と述べており、慰安婦の連行が誰の意図によるものかを証明している。さらに１９９６年に発見された警察関係の公文『南支方面渡航婦女の取り扱いに関する件』は業者を裏で操っているのが内務省と軍であることを告げている。慰安婦徴集の主体が業者ではなく皇軍にあったことはこうした資料から明らかである。

『帝国の慰安婦』はこうした資料を完全に無視している。その代わりに文学作品やいくつかの証言、自身の推測をつなぎ合わせ、少数事例を全体に適用している。基幹にあるのは右派の慰安婦論である。「兵士との恋愛」や「業者の責任の強調」は昔なつかしの『新ゴーマニズム宣言３』を思い起こし、ウィキペディアを引用した「性奴隷否定」論は、１９９５年頃から本格的に論証されて来たクマラスワミ報告書や吉見義明氏らの「性奴隷」論をまるで読んだことさえないレベルの稚拙さである。「業者の責任の強調」や「どこにでもあった論」は日本軍の責任の緩和と否定のために編み出された右派の詭弁だが、慰安婦問題の原因を「帝国（主義）」にすることで、新たな責任の緩和と否定を謀っている。この新しくて古い主張に対して「歴史修正主義のマエストロ秦郁彦氏は「（秦と）似た理解」と太鼓判を押している」（『週刊金曜日』１２月１１日号金富子氏論稿）。そのマエストロ秦郁彦氏は、吉見裁判第８回口頭弁論で桜内被告側の参考人として立ち、『帝国の慰安婦』を大量に引用した意見陳述書を提出している。

『帝国の慰安婦』の事実誤認の指摘は、鄭栄桓氏、金富子氏、能川元一氏、ブロガーらによってすでに広範になされて来た。鄭栄桓氏は、『帝国の慰安婦』が日本語に翻訳される以前からその方法と内容をブログで批判し、朝日新聞のインタビューでは「本は事実認識の誤りや資料の恣意（しい）的な解釈が多い。慰安婦にされた女性たちの名誉が侵害されている」と述べている。林博史氏も近著『日本軍「慰安婦」問題の核心』で９頁を使って「事実を歪める」「間違いを挙げるときりがない」と批判している。

大日本帝国政府は敗戦直後に戦争犯罪資料を隠蔽した。戦争犯罪になることを恐れ、戦争と植民地支配に関する多くの公文を焼却したのである（およそ８割ともいう）。各地の派遣軍や台湾・朝鮮の総督府、地方自治体にまでその命令は伝えられたが、その伝令自体も文書にせず口頭でなされるという徹底ぶりであった。特に慰安所での強制売春を連合国側に追及される事を恐れていた軍が隠蔽工作をしたことは三警事件資料によっても知られている。戦後日本に残った資料は一部が米国に移送されその後日本国に返還されているが我々はその全てにアクセスして知ることができないでいる。これが我々の知る「隠蔽」ストーリーだが、『帝国の慰安婦』はこのストーリーを逆にしているのである。朴氏によると隠蔽されてしまったのは交情や恋愛の記憶であり、本当は慰安婦と兵士は同志的関係にあったのだという。このストーリーの逆転は「隠蔽」という言葉の意味を変えることによってなされている。すでに挺対協が公開し、市販されている著作に書かれている内容をもって「隠蔽されている」とする詭弁を使っている。

言葉の意味を変えてストーリーを造るのは安倍政権やネトウヨの常套手段である。彼らは特権でも何でもないものを「在日特権」と呼んで激しいヘイトデモを行ったり、強制の意味を狭義に限定し、概念定義を変化させることで今日まで「強制はない」と強弁してきたのである。『帝国の慰安婦』がこの系譜にある著作であることは、まったく明らかである。

『帝国の慰安婦』事態を憂う

岡本有佳

原告を誤報したテロップが出た場面

1．原告さえ把握していない事態が進行

『帝国の慰安婦』では、挺対協を中心に支援団体への批判に多くの頁を割いている。

ところで日本では『帝国の慰安婦』をめぐる裁判の記事報道や識者の発言について唖然とさせられることがある。裁判の原告を間違えるという、初歩的かつ重大なミスが日本のマスメディアや識者によっておこなわれているからだ。それは、**「原告＝挺対協、あるいは支援団体」**という間違った事実認識である。あらためて言うまでもないが、原告は日本軍「慰安婦」被害女性９人である。

「原告＝挺対協、あるいは支援団体」であるというステレオタイプの思い込みは、メディアだけでなく識者の中にも広がっている。これが『帝国の慰安婦』裁判をめぐる日本の言論状況なのだ。

影響力が大きいと思われる報道や発言の中で、私がたまた気づいてた誤報に以下の事例ようなものがある。

ここには、当事者である「慰安婦」被害女性たちの声はない。原告の被害女性たちがなぜ名誉毀損で告訴するという苦渋の選択をとるにいたったのか、当事者たちの声に耳を傾け、その詳しい事実関係や経緯を検証しようとする姿勢は見られない。

日本のマスメディアで原告を取材している記事を私は読んだことがない。一方、被告としての朴裕河氏の言葉やインタビューは取り上げられている。裁判の報道としてバランスを欠いていると思わざるを得ない。

■事例１：BS 朝日ニュース番組『いま世界は』

2015 年 6 月 14 日放映

コメンテーター：手嶋龍一（外交ジャーナリスト）

金慶珠（東海大学国際学科准教授）

ゲスト：黒田勝弘（産経新聞客員論説員）

若宮啓文（元朝日新聞主筆）　（番組 HP より）

「日韓の ” 深い溝 ” ！慰安婦問題」と題してまず流された VTR は、朴裕河氏の記者会見からはじまり、『帝国の慰安婦』の紹介、裁判の説明と進んでいった。そしてソウル日本大使館前の水曜デモの映像（３カット 10 秒間）に、**「挺対協（挺身隊問題対策協議会）　朴教授を名誉毀損で告訴　裁判所：一部表現の削除を命令**」というテロップが出続けた（写真参照）。

その後、スタジオでキャスター２人と上記のコメンテーター・ゲスト４人による発言。その中で、メインキャスター木佐彩子氏が「慰安婦問題では挺対協が非常にネックになっていると……」とふると、黒田氏が「先ほどの映像の朴裕河さんの本・主張は挺対協批判なんですね。つまりおばあちゃんたちの幸せのためにやっているのかという強い批判があって、だから訴訟までされたんですが」と発言した。原告を間違ったテロップについては修正されないまま番組は終了した。

６月 15 日昼、私はテレビ朝日の番組担当者に電話した。VTR で流れた裁判の原告が間違っている、原告は「慰安婦」被害女性たちだと伝えると、「勉強不足なので調べて電話します」と言い、しばらくして、電話がかかってきて、「おっしゃる通りでした。申し訳ありませんでした。来週の番組の中で修正を入れます」と答えた。翌週の番組中、原告を間違えたことについてお詫びと訂正が読み上げられた。

■事例２：第 15 回（2015 年度）石橋湛山記念早稲田ジャーナリズム大賞　文化貢献部門大賞 受賞理由

2015 年 10 月 20 日、標題の賞が発表された。『帝国の慰安婦』の授賞理由の中に次のように書かれていた。

「『帝国の慰安婦』の韓国版が出版され、**著者が慰安婦支持団体に訴訟を起こされた**が、本は日本人が抱く「ウソ」にも厳しい。」

10 月 23 日、事務局および審査委員会（審査委員長：鎌田慧）宛に、原告が間違っていることをメールで告げた。13 日後の 11 月 5 日、広報室より「ご指摘のあった「慰安婦支持団体に訴訟を起こされたが」の箇所は、問題があると思われますので、その字句を含む一文を削除し、本賞ホームページでもそのことを掲載いたします。」という回答が届いた。「一部事実が不確か」として削除され、審査委員会からの誠意ある回答はなかった。なお、授賞理由は審査委員の一人、ホルバート・アンドリュー元日本外国特派員協会会長が担当して書いたものとされる。

「検証　慰安婦パネル展～慰安婦と朝鮮半島の関わり（最終回）」チラシより

2．日本の責任否定論者の根拠づけにされる事態が進行

『帝国の慰安婦』が日本の責任否定論者の根拠として使われている事態が進行している。

2016 年 3 月 12 ～ 13 日、「検証　慰安婦パネル展～慰安婦と朝鮮半島の関わり（最終回）」が東京･練馬区のもっとも大きな公共施設である練馬文化センターの２階ギャラリーで開催された。主催は歴史研究会（パネル提供：捏造慰安婦問題を糺す日本有志の会、後援：「慰安婦の真実」国民運動）。１月から３ヶ月にわたって連続開催され、今回は第３回目。同展覧会は静岡市市役所本館や神奈川県民ホールなどの全国各地の主に公共施設を使ってこの２年で 100 以上開催されている。ちなみに、後援団体の「慰安婦の真実」国民運動（代表・加瀬英明）は、「河野談話の見直し」「安倍談話の発表」を求めて立ち上がった団体であり、国内だけでなく国連など海外での活動も活発におこなっている。

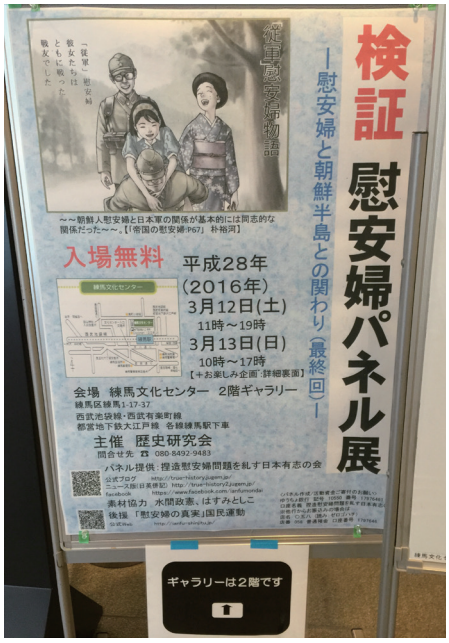

会場は入場無料で、日本軍の関与を否定し、「慰安所は売春宿」「性奴隷はでっちあげ」「日本の男性に安らぎを与えてくださってありがとう」などと書かれた写真パネルが 50 数枚展示されていた。独自につくった日英訳のパンフレットなども販売。

今回のパネル展のチラシには、大きくアニメが掲載され、そのキャプションとして、「朝鮮人慰安婦と日本との関係が基本的には同志的関係だった。『帝国の慰安婦』p67　朴裕河」と書いてあった。アニメの中には「「従軍」慰安婦　彼女たちはともに戦った戦友でした」とキャッチコピーもある（上の図参照）。この『帝国の慰安婦』が引用されたキャプション付きアニメは、同パネル展の開催趣旨パネルとして会場入口にも貼られていた。

朴裕河氏のいう「同志的関係」は、原告の「慰安婦」被害女性たちが名誉毀損であると朴氏を訴えた核心的な部分である。

朴裕河氏は、日本の責任否定論者を批判していると言っているが、日本では現実にこのように日本の責任否定論者たちに歓迎され、自分たちの主張の根拠としても使われている。これはほんの一例だが、こうした事態が目につくようになってきているのが現実なのだ。たんに「誤読」というだけでは済まされない状況である。

2016 年 3 月 26 日記